

各務原市障がい者スマイルプラン

各務原市第5次障がい者計画
第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

令和3年

各務原市

はじめに



本市では、障がいのある人もない人もともに支え合う共生社会の実現を目指し、平成27年度に「第4次障がい者計画」・「第4期障がい福祉計画」、平成30年度に「第5期障がい福祉計画」・「第1期障がい児福祉計画」を策定し、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を実施しながら、幅広い障がい福祉サービスの充実に努めてまいりました。

この間、国では、障がいを理由とする差別の解消の推進などを定めた「障害者差別解消法」の施行や、障害者総合支援法をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法が改正され、障がいのある人が地域で安心して生活できる環境の整備がより一層進められました。

これらを背景に、今回、令和3年度から令和8年度の6年間を計画期間とする「第5次障がい者計画」と、令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とする「第6期障がい福祉計画」・「第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定した「各務原市スマイルプラン」を策定しました。

計画策定にあたっては、前計画における事業評価を行うとともに、市民へのアンケートや団体・事業所へのヒアリング調査を行い、現状の把握と課題を整理し、各施策や達成目標に反映しました。

そして、前計画で掲げた基本理念「笑顔あふれる思いやりのまち かかみがはら～人格と個性を尊重し共に支え合う「共生社会」の推進～」を継承するとともに、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点も取り入れた施策を推進してまいります。共生社会の実現に向けて全力で取り組んでいきますので、障がいのある方をはじめ、市民の皆様や関係機関等の皆様にご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、様々な立場から議論していただきました策定委員の皆様や、アンケート調査などで貴重なご意見、ご提案等ご協力をいただきました市民の皆様、事業所等の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和3年3月

各務原市長 浅野 健司

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 法令等改正の動き.....	2
3 計画の位置づけ（他計画との関連）.....	6
4 計画の法的根拠.....	8
5 計画の対象.....	9
6 計画の期間.....	9
7 計画の策定体制.....	10
第2章 障がい者を取り巻く現状	11
1 障がい者の状況.....	11
2 アンケート調査結果からみえる現状.....	22
第3章 計画の基本的な考え	34
1 基本理念.....	34
2 重点目標.....	35
3 施策の体系.....	48
第4章 障がい者計画	50
分野1. 相談支援・権利擁護の推進.....	50
分野2. 地域で育む福祉の推進.....	58
分野3. 保健・医療の充実.....	64
分野4. 療育・教育の充実.....	70
分野5. 地域生活支援体制及びサービスの充実.....	76
分野6. 社会参加の促進.....	85
分野7. 雇用 就労の支援.....	92
分野8. 住み良い環境づくり.....	97
分野9. 安心・安全のまちづくり.....	104

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画.....	111
1 成果目標.....	111
2 障がい福祉サービスの体系.....	117
3 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み.....	118
4 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み.....	122
5 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み.....	127
第6章 計画の推進.....	128
1 計画の推進体制.....	128
2 計画の進捗管理.....	128
参考資料.....	129
1 計画の策定経過.....	129
2 各務原市第5次障がい者計画等策定委員会設置要綱.....	130
3 各務原市障害者施策推進協議会委員名簿.....	132
4 用語解説.....	133



第 1 章

計画策定にあたって

|| 1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

また、障害者総合支援法をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法が改正されました。このため、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実が図られるとともに、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しや、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

平成28年4月には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されました。

昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

また、国の基本指針では、直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定に当たり、障がい福祉人材の確保や障がい者の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

これらを背景に、前計画が最終年次を迎えたことから、計画の見直しを行い、新たに、「第5次障がい者計画」と「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」を一体化した「各務原市障がい者スマイルプラン」を策定します。

|| 2 法令等改正の動き

(1) 国の基本計画

① 障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

<基本理念>

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

<基本的方向>

1. 2021東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

<総論の主な内容>

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

(2) 関係法の動向

年	関連法令の動向	内容
平成23年	○障害者基本法の一部改正	・目的規定や障害者の定義の見直しなど
平成24年	○障害者虐待防止法	・障害者の虐待の防止に係る国等の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務を規定
	○障害者自立支援法の一部改正	・相談支援の充実、障害児支援の強化など
	○児童福祉法の一部改正	・障害児通所支援や育成医療の市町村への権限移譲
平成25年	○障害者総合支援法の施行	・障害者自立支援法を改称、障害者の範囲に政令で定める難病の患者を加えるなど
	○障害者雇用促進法の一部改正	・法定雇用率の引き上げ
	○公職選挙法の一部改正	・成年被後見人が選挙権・被選挙権を有す
	○障害者優先調達推進法の施行	・公機関の物品やサービスの調達を、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進
	○障害者差別解消法	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定
	○障害者の権利に関する条約の批准	・「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託
平成26年	○障害者総合支援法の改正	・障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象の拡大、グループホームとケアホームの一元化など
平成27年	○難病医療法	・難病患者に対する医療費助成の法定化、対象疾病の拡大
平成28年	○障害者差別解消法の施行	・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供
	○障害者雇用促進法の改正	・法的雇用率算定に精神障害が加わる
	○発達障害者支援法の改正	・基本理念、定義、支援体制の見直し等
	○成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行	・基本理念、基本方針、その他の基本となる事項を定めるなど、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
平成29年	○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正	・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化

年	関連法令の動向	内容
平成 30年	○障害者総合支援法、児童福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	○障害者文化芸術推進法	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保、計画策定が努力義務化
	○ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた
令和 元年	○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる
	○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障害者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された
	○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業等によるハード・ソフト一体的な取組みの推進 ・バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組許可 ・更なる利用しやすさの確保に向けた様々な施策の充実

(3) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直しの動向

① 基本的理念に関する事項

- 入所等から地域生活への移行
- 障がい福祉サービス等の提供を担う人材の確保

② 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項

- 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実及び依存症対策の推進

③ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項

- 相談支援体制の充実
- 発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保

④ 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項

- 地域支援体制の構築
- 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携

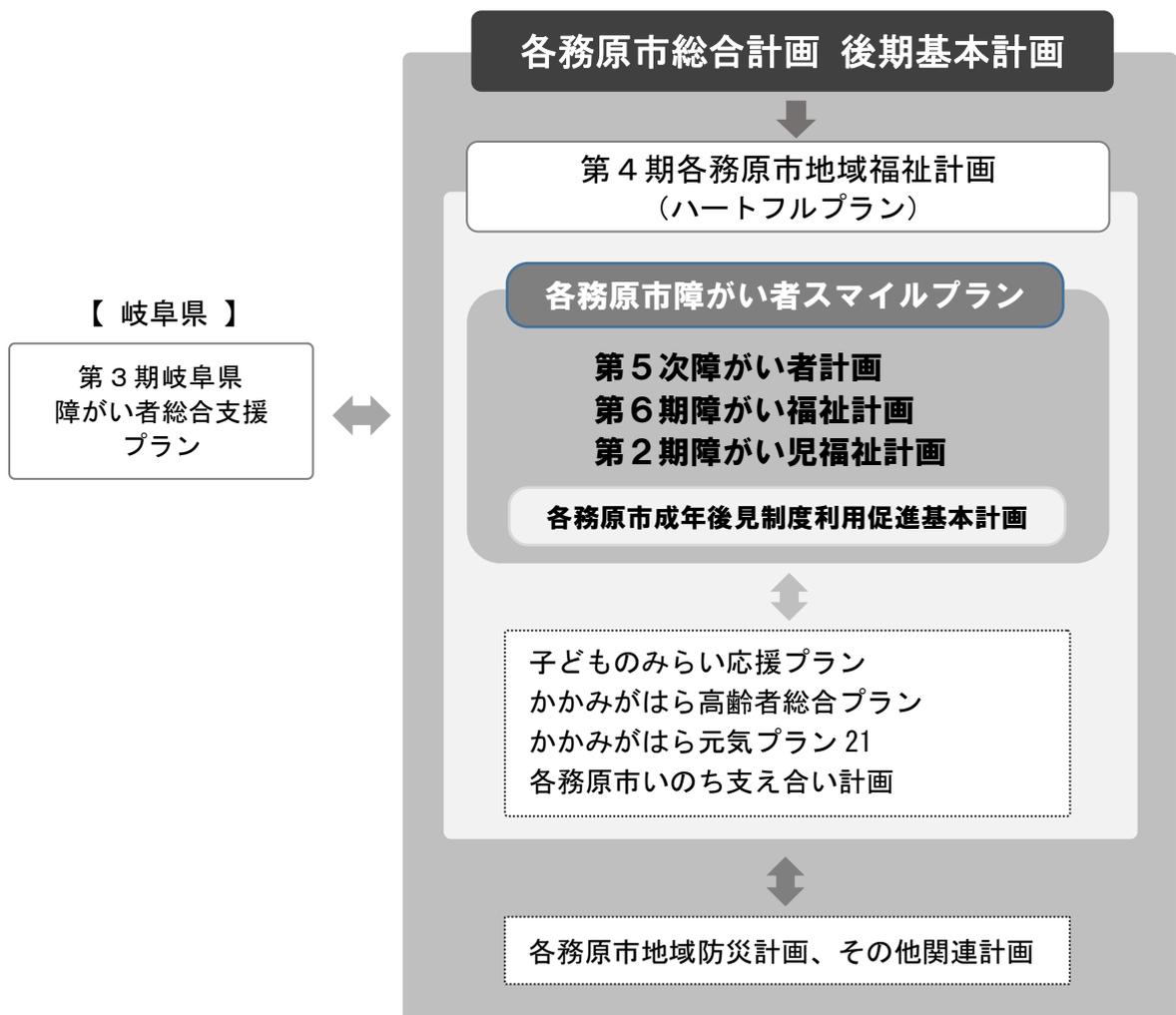
⑤ 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障がい児支援の提供体制の整備等
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

3 計画の位置づけ（他計画との関連）

本計画は、市の最上位計画である「各務原市総合計画」及び地域における福祉施策の共通理念や分野横断的な施策を定める「各務原市地域福祉計画（ハートフルプラン）」における障がい者施策との整合調和を図るほか、関連する他計画や岐阜県が策定する「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」との整合性を確保して策定されています。

なお、本計画は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に定められる「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を兼ねています。



また、本市ではSDGsを「各務原市総合計画 後期基本計画」による取り組みの前提事項に位置付けており、職員の理解向上及び市民等への普及啓発、市政におけるSDGsの反映、SDGsを介した連携の創出を図っています。

本計画においても、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を取り入れ、多様な主体による「パートナーシップ」によって持続可能な障がい者福祉施策を推進していくものとします。

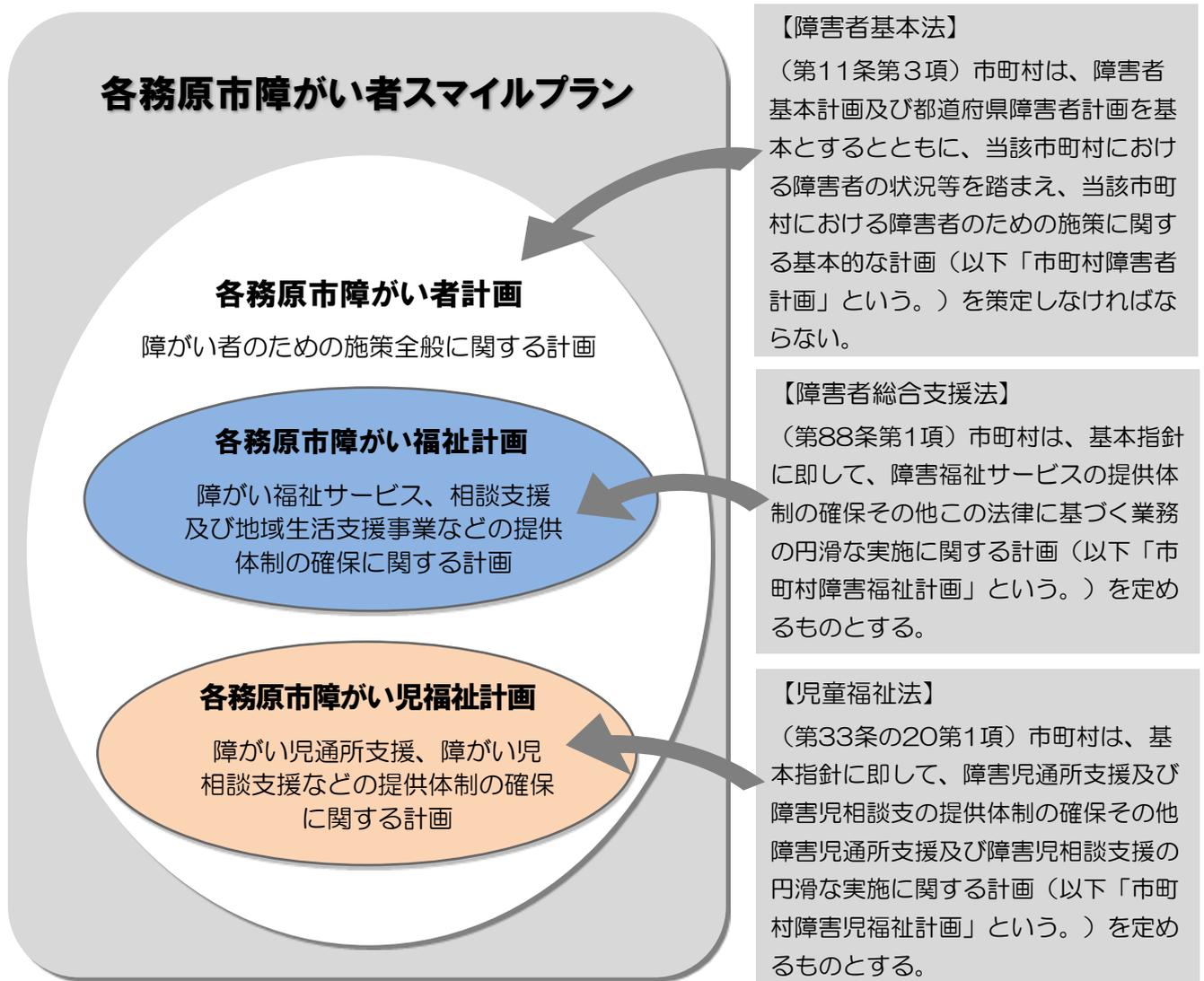
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画の法的根拠

障がい者計画は、「障害者基本法」に基づく「障がい者のための施策全般に関する計画」、障がい福祉計画は「障害者総合支援法」に基づく「障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」、障がい児福祉計画は「児童福祉法」に基づく「障がい児通所支援サービスなどの提供体制確保に関する計画」です。

本市につきましては、この3つの計画を一体的に策定し、「各務原市障がい者スマイルプラン」として定めます。



5 計画の対象

この計画の対象者は、障害者基本法及び障害者総合支援法などをはじめとする関連法を踏まえ、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人及び障がいのある子どもと難病の人を対象とします。

また、「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」幅広い方を対象として、可能な限り、必要とするサポートが提供できるように取り組んでいきます。

6 計画の期間

第5次障がい者計画は、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間とし、同計画期間内において、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画（令和3年度から5年度までの3年間）、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（令和6年度から8年度までの3年間）を計画期間とします。

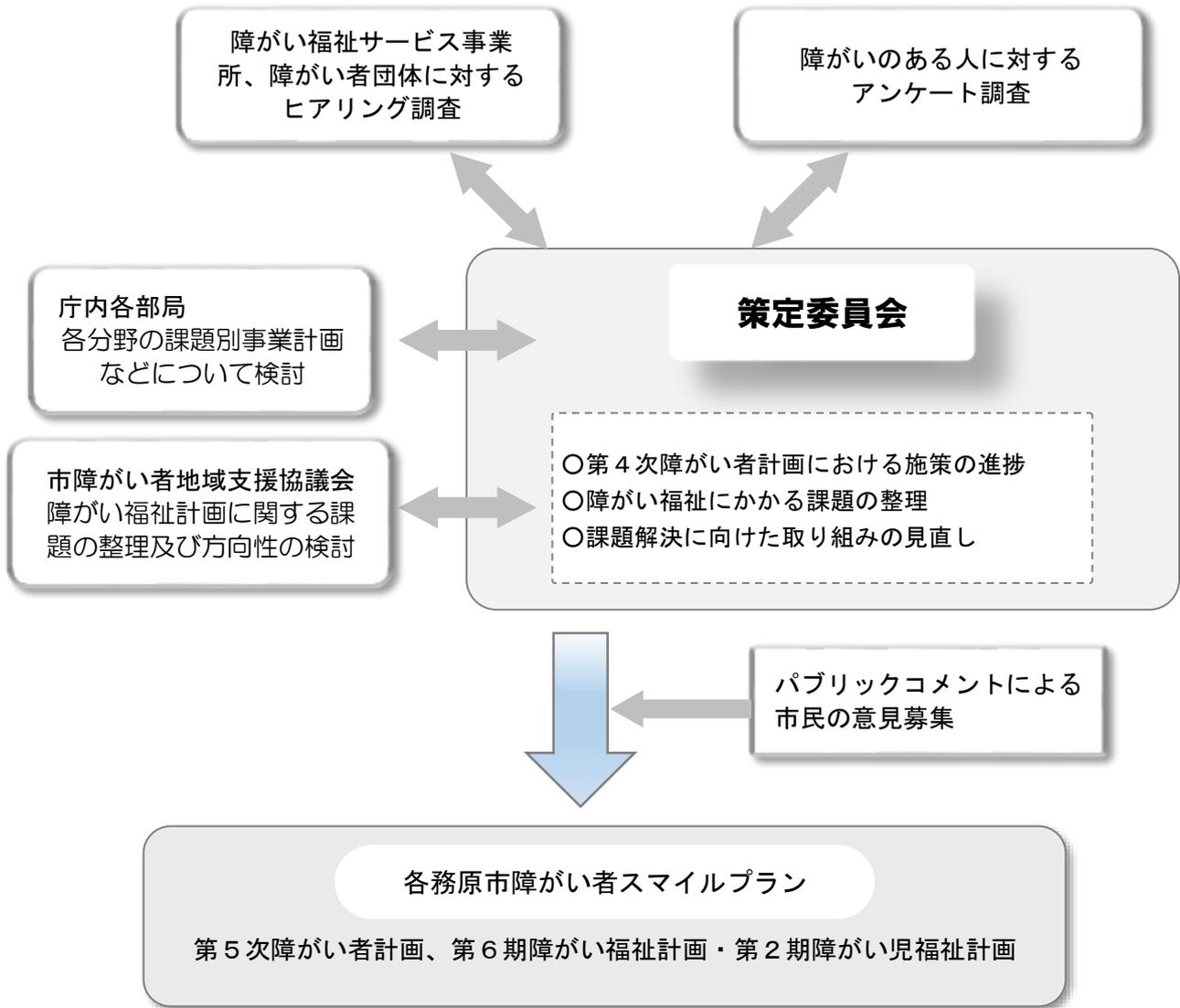
ただし、計画期間中の法改正などの動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第5次障がい者計画					
第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画		

7 計画の策定体制

策定にあたっては、令和元年度に実施したアンケート調査や団体・事業所ヒアリング調査の結果を踏まえ、現在の事業の課題等や新たに生じた障がい福祉サービスの需要などを総合的に検討し、施策の充実を図りました。

■策定体制





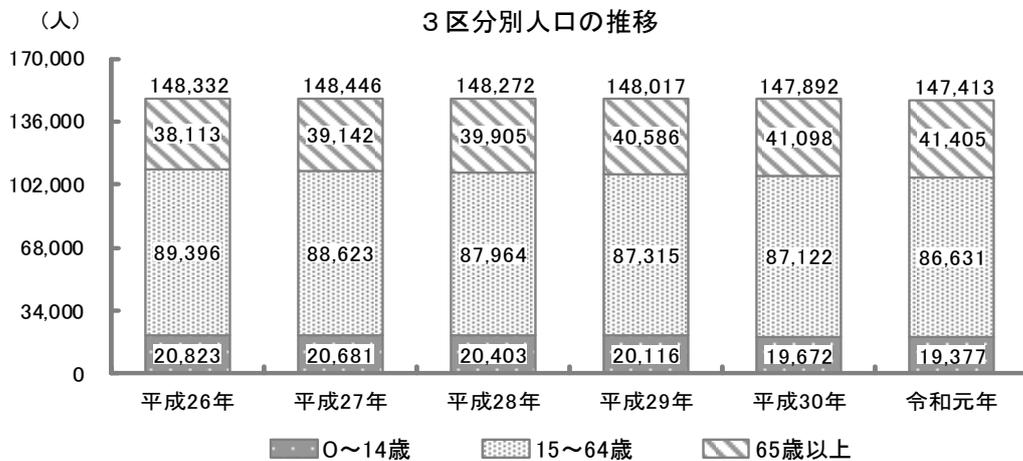
第 2 章

障がい者を取り巻く現状

1 障がい者の状況

(1) 3区分別人口の推移

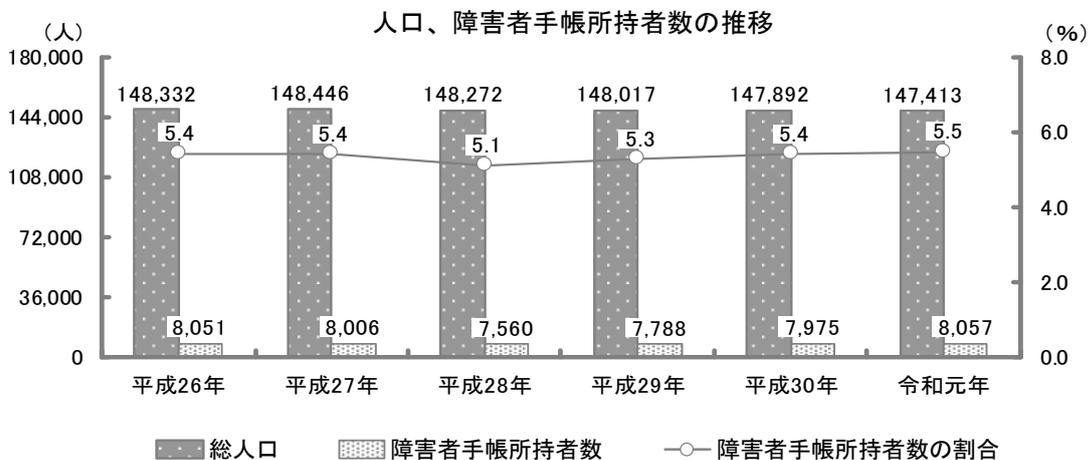
本市の3区分別人口の推移をみると、平成27年以降総人口は年々減少しています。また、年齢3区分別でみると0～14歳、15～64歳が減少している一方で、65歳以上は増加となっています。



資料：人口は住民基本台帳（各年度3月末現在）

(2) 人口、障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は、令和2年3月31日現在で8,057人で、増加傾向にあり、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は5.5%と横ばい傾向にあります。



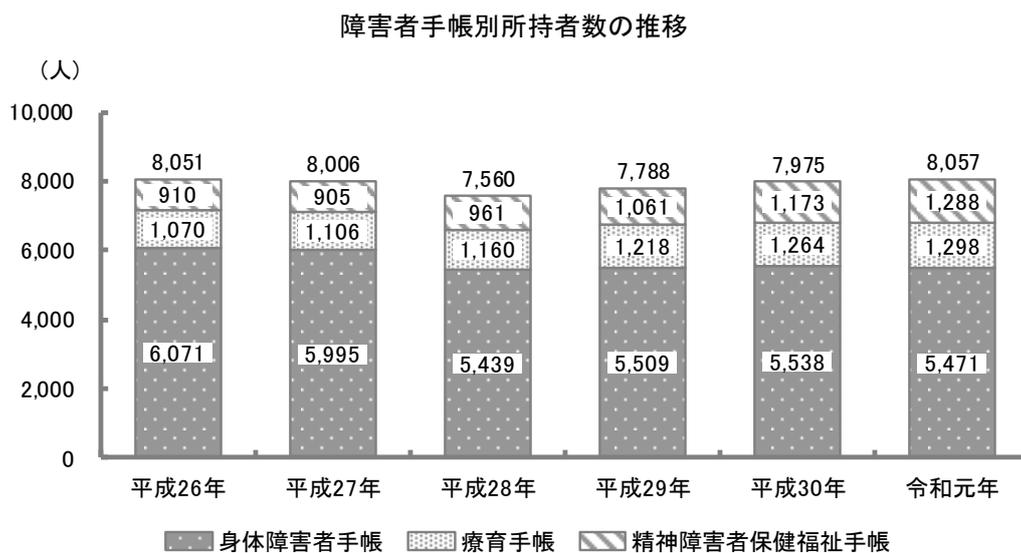
資料：人口は住民基本台帳（各年度3月末現在）

障害者手帳所持者数は社会福祉課調べ（各年度3月末現在）

(3) 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和2年3月31日現在で5,471人となっています。

また、療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2年3月31日現在で1,298人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2年3月31日現在で1,288人となっています。



資料：社会福祉課調べ（各年度3月末現在）

(4) 身体障害者手帳所持者数の推移

① 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和元年度で肢体不自由が 2,849 人と最も多く、次いで内部障がい が 1,840 人となっています。また、内部障がいの手帳所持者数は増加傾向にあり、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由の手帳所持者数は減少傾向にあります。

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚障がい	337	338	292	286	289	288
聴覚・平衡機能障がい	510	511	458	469	446	440
音声・言語・そしゃく機能障がい	62	66	59	55	51	54
肢体不自由	3,333	3,274	2,917	2,942	2,917	2,849
内部障がい	1,829	1,806	1,713	1,757	1,835	1,840
合計	6,071	5,995	5,439	5,509	5,538	5,471

※マイナンバー制度導入に伴い、平成 28 年度に死亡者や転出者を削除

資料：社会福祉課調べ（各年度 3 月末現在）

② 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和元年度で 65 歳以上が 4,065 人と最も多く、次いで 18～64 歳が 1,292 人となっています。

年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	133	131	133	120	118	114
18～64 歳	1,458	1,417	1,318	1,320	1,316	1,292
65 歳以上	4,480	4,447	3,988	4,069	4,104	4,065
合計	6,071	5,995	5,439	5,509	5,538	5,471

資料：社会福祉課調べ（各年度 3 月末現在）

(5) 療育手帳所持者数の推移

① 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移をみると、令和元年度は、B2の手帳所持者数が480人で最も多く、次いでB1の手帳所持者数が357人となっています。

また、全体で、手帳所持者数は増加傾向にあります。

障害の程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A・A1	216	220	229	230	237	241
A2	186	187	193	203	211	220
B1	307	319	333	344	356	357
B2	361	380	405	441	460	480
合計	1,070	1,106	1,160	1,218	1,264	1,298

資料：社会福祉課調べ（各年度3月末現在）

② 年齢別療育手帳所持者数の推移

年齢別療育手帳所持者数の推移をみると、18～64歳が762人と最も多く、次いで18歳未満が447人となっています。

年齢別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	311	321	339	366	375	447
18～64歳	694	714	748	776	807	762
65歳以上	65	71	73	76	82	89
合計	1,070	1,106	1,160	1,218	1,264	1,298

資料：社会福祉課調べ（各年度3月末現在）

(6) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

① 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和元年度は、2級の手帳所持者数が724人で最も多く、次いで1級の手帳所持者数が354人となっています。

また、全体で、手帳所持者数は増加傾向にあります。

精神障害者手帳所持者の等級別推移

単位：人

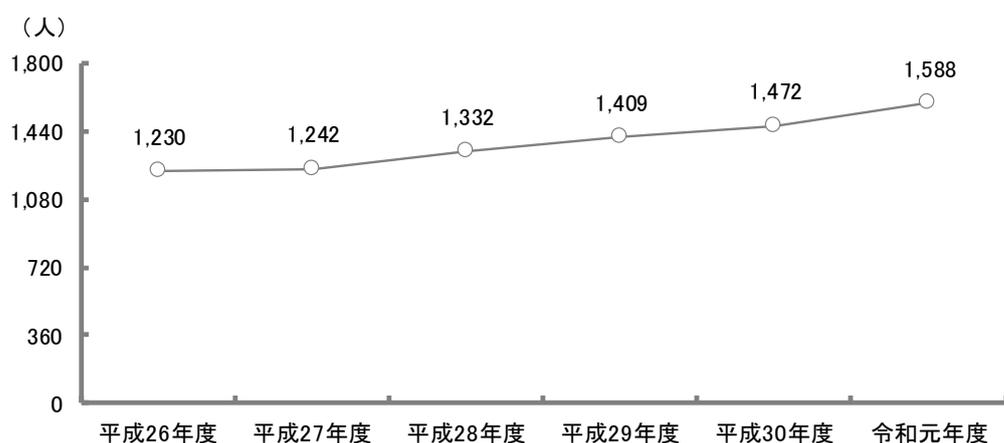
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	273	263	286	296	326	354
2級	508	515	547	621	678	724
3級	129	127	140	144	169	210
合計	910	905	973	1,061	1,173	1,288

資料：社会福祉課調べ（各年度3月末現在）

② 自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、年々増加しており、令和元年度は1,588人となっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移



資料：社会福祉課調べ（各年度3月末現在）

(7) 特定疾患認定患者数の推移

特定疾患認定患者数の推移をみると、令和元年度は 893 人で、減少傾向にあります。

特定疾患認定患者数の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
特定疾患認定患者数	982	1,004	1,019	853	893	893

資料：社会福祉課調べ（各年度 3 月末現在）

(8) 福祉医療費助成の状況（重度障がい者（児））

福祉医療費助成の状況（重度障がい者（児））をみると、年間受給者数及び助成件数は増加傾向となっています。また、1 件あたり助成額は減少傾向にあります。

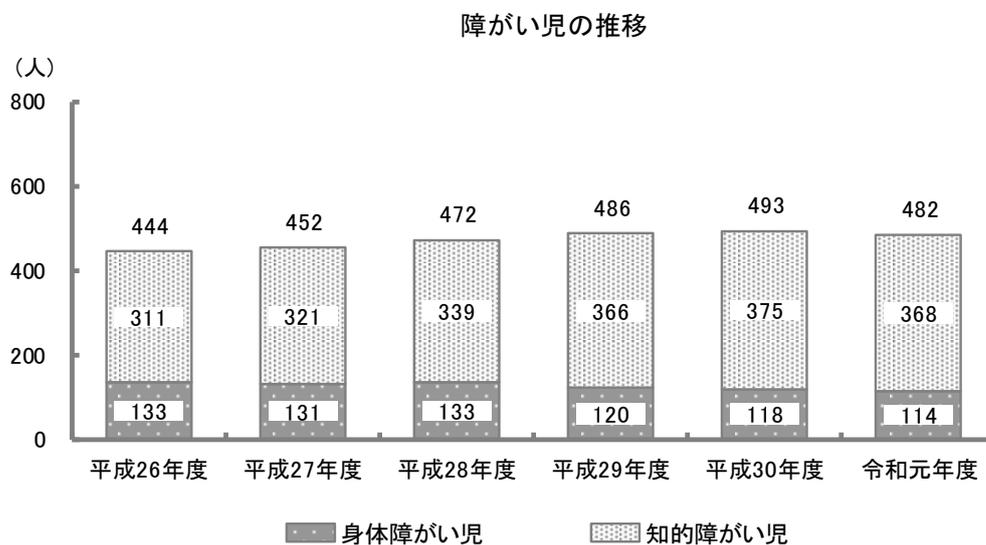
福祉医療費助成の状況（重度障がい者（児））

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年間受給者数（人）	4,603	4,567	4,616	4,726	4,786	4,831
助成件数（件）	142,651	146,412	134,573	149,994	155,391	157,563
助成額（円）	798,148,065	842,200,653	747,171,213	823,381,976	821,071,291	827,114,849
1 件あたり助成額（円）	5,595	5,752	5,552	5,489	5,284	5,249
1 人あたり助成額（円）	173,397	184,410	161,866	174,224	171,557	171,210

資料：医療保険課調べ（各年度 3 月末現在）

(9) 障がい児の推移

障がい児の推移をみると、身体障がい児は、減少傾向にあり、令和元年度で114人となっています。知的障がい児は、増加傾向にあり、令和元年度で368人となっています。

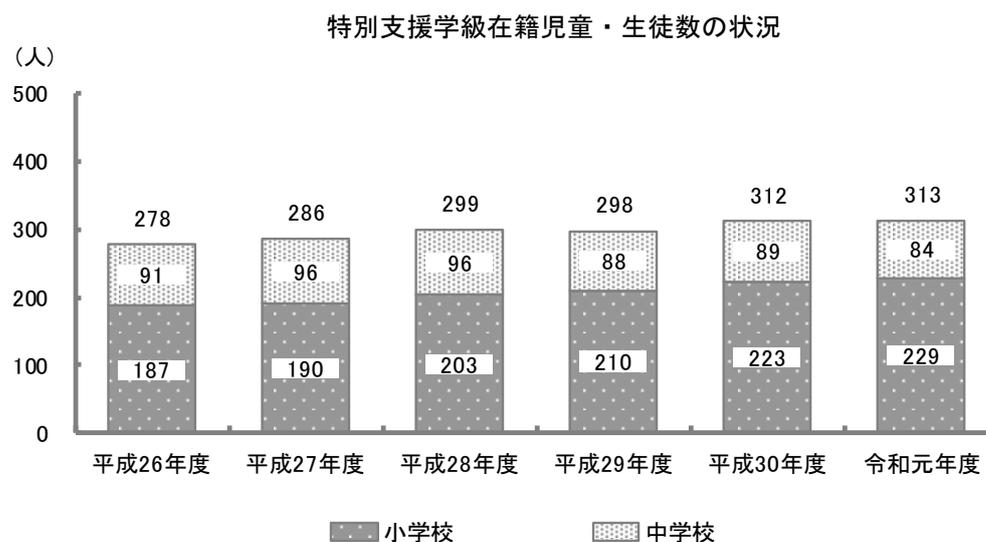


資料：社会福祉課調べ（各年度3月末現在）

(10) 特別支援学級の状況

① 特別支援学級の児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数は、増加傾向にあり、令和元年度で229人となっています。また、中学校の生徒数は、減少傾向にあり、令和元年度で84人となっています。



資料：社会福祉課調べ（各年度3月末現在）

② 市内の小学校における特別支援学級の状況

市内の小学校における特別支援学級の状況をみると、学級数は知的障がい が 24 学級と最も多く、次いで情緒障がい が 20 学級となっています。

また、知的障がいの児童数は6年生が 30 人と最も多く、次いで3年生が 26 人となっています。

市内の小学校における特別支援学級の状況

	学級数 (学級)	小学校児童数 (人)						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
知的障がい	24	16	25	26	21	23	30	141
情緒障がい	20	19	7	14	27	29	14	110
難聴	1	1	0	1	1	0	0	3
肢体不自由	1	1	0	0	0	0	0	1
合計	46	37	32	41	49	52	44	255

資料：学校教育課調べ（令和2年10月1日現在）

③ 市内の中学校における特別支援学級の状況

市内の中学校における特別支援学級の状況をみると、学級数は知的障がい が 11 学級と最も多く、次いで情緒障がい が 9 学級となっています。

また、知的障がいの児童数は2年生が 21 人と最も多く、次いで1年生が 17 人となっています。

市内の中学校における特別支援学級の状況

	学級数 (学級)	中学校生徒数 (人)			
		1年	2年	3年	合計
知的障がい	11	17	21	15	53
情緒障がい	9	16	15	15	46
難聴	0	0	0	0	0
肢体不自由	2	1	1	0	2
合計	22	34	37	30	101

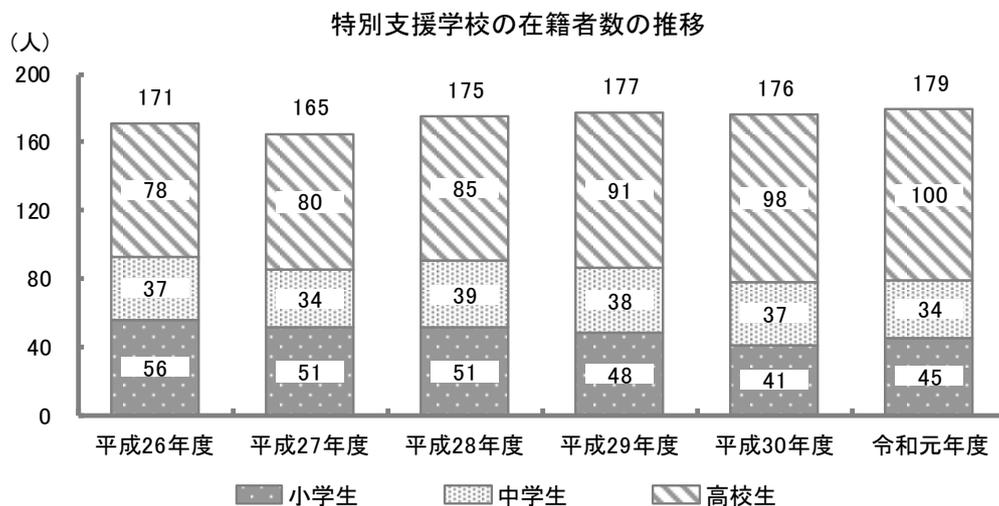
資料：学校教育課調べ（令和2年10月1日現在）

(11) 特別支援学校の状況

① 特別支援学校の在籍者の推移

特別支援学校在籍者の推移をみると、小学生、中学生は減少傾向にあり、令和元年度で小学生は45人、中学生は34人となっています。

また、高校生は増加傾向にあり、令和元年度で100人となっています。



資料：社会福祉課調べ（各年度3月末現在）

② 各務原特別支援学校の生徒数

各務原特別支援学校の生徒数をみると、市内では、3年生が19人と最も多く、次いで1年生が17人となっています。また、市外では、2年生が2人となっています。

各務原特別支援学校の生徒数

	市内	市外	合計
1年	17	0	17
2年	13	2	15
3年	19	0	19
合計	49	2	51

資料：学校教育課調べ（令和2年10月1日現在）

③ 市外特別支援学校への就学状況

市外特別支援学校への就学状況をみると、小学部で43人、中学部で38人、高等部で52人となっています。また、中濃特別支援学校への就学が最も多くなっています。

市外特別支援学校への就学状況

学校名	小学校児童数（人）						小学部 合計	中学校生徒数（人）			中学部 合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年		1年	2年	3年	
中濃特別支援学校	3	4	0	2	4	3	16	12	5	7	24
関特別支援学校	0	3	3	2	0	1	9	3	3	1	7
岐阜希望が丘特別支援学校	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	2
長良特別支援学校	1	0	0	0	1	0	2	0	0	1	1
岐阜市立岐阜特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜盲学校	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0
岐阜聾学校	1	2	0	0	0	0	3	0	0	0	0
羽島特別支援学校	5	1	1	0	3	0	10	2	2	0	4
学年別合計	11	11	5	4	8	4	43	17	11	10	38
学校名	高等部						高等部 合計				
	1年	2年	3年	専攻科 1年	専攻科 2年	専攻科 3年					
中濃特別支援学校	4	4	4				12				
関特別支援学校	2	3	1				6				
岐阜希望が丘特別支援学校	0	0	0				0				
長良特別支援学校	2	0	0				2				
岐阜市立岐阜特別支援学校	0	0	0				0				
岐阜盲学校	1	1	1	0	0	0	3				
岐阜聾学校	0	2	1	0	0	0	3				
羽島特別支援学校	1	1	1				3				
岐阜清流高等特別支援学校	5	9	9				23				
学年別合計	15	20	17	0	0	0	52				

資料：学校教育課調べ（令和2年10月1日現在）

(12) 避難行動要支援者の状況

避難行動要支援者の状況をみると、全体で該当者は 2,264 人、同意は 1,123 人となっています。

避難行動要支援者の状況

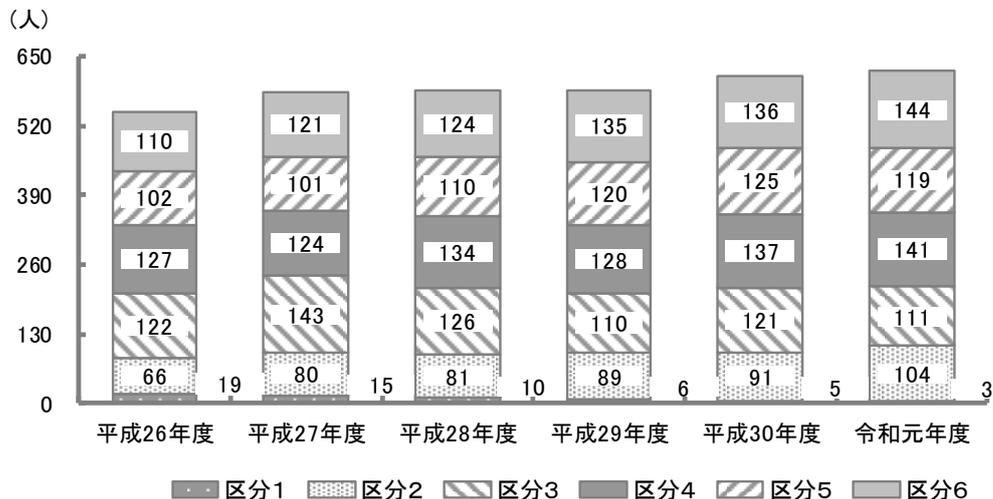
	該当者	同意
身体障害者手帳所持者（１・２級（総合等級）の第１種） ※心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く	1,130	687
療育手帳所持者（Ａ・Ａ１・Ａ２判定）	282	186
精神障害者保健福祉手帳所持者（１・２級）	852	250
合計	2,264	1,123

資料：防災対策課調べ（令和２年１０月１日現在）

(13) 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数の推移をみると、全体として増加傾向にあり、令和元年度は、区分６が 144 人で最も多く、次いで区分４が 141 人となっています。

障害支援区分認定者数の推移



資料：社会福祉課調べ（各年度３月末現在）

2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 家庭の状況

① 家族構成

全体として、「父母・祖父母・きょうだい」の割合が46.6%と最も高く、次いで「配偶者（夫または妻）」の割合が35.0%、「子ども（単身で家族は持っていない）」の割合が15.4%となっています。

障がい種別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では、他と比べて「一人で暮らしている」の割合が高くなっています。

単位：%

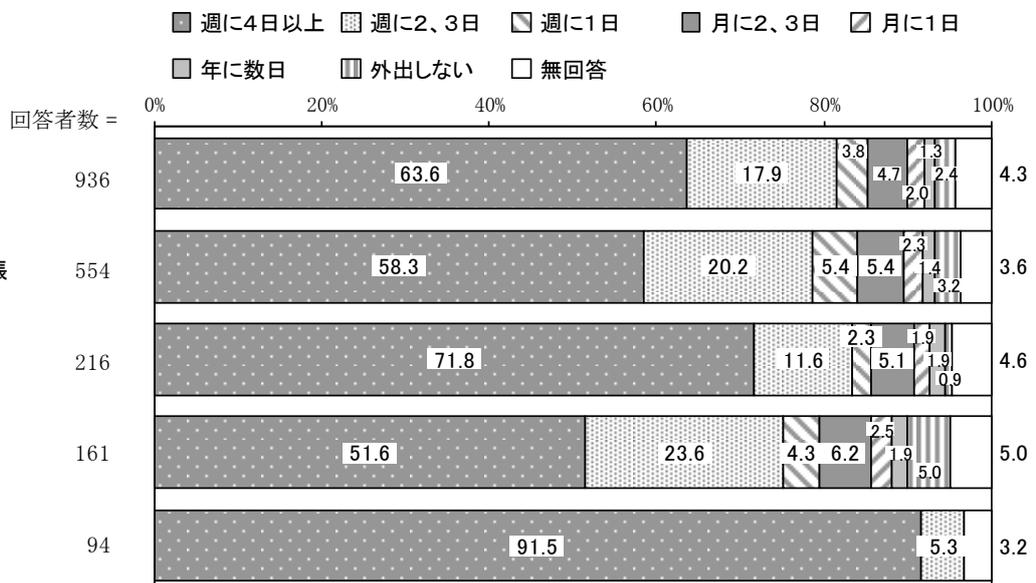
区分	有効回答数(件)	だ い 父 母 ・ 祖 父 母 ・ き よ う だ い	配 偶 者 (夫 ま た は 妻)	子 ど も (単 身 で 家 族 は 持 っ て い な い)	子 ど も (家 族 を 持 っ て い る)	親 戚	友 人 、 仲 間	一 人 で 暮 ら し て い る	入 所 施 設 、 グ ル ー プ ホ ー ム な ど で 共 同 生 活	病 院 に 入 院 中	そ の 他	無 回 答
全 体	936	46.6	35.0	15.4	5.6	0.6	0.3	9.2	4.0	1.3	2.0	1.2
身体障害者手帳	554	31.6	50.2	20.9	8.5	0.5	0.2	10.6	4.5	1.1	1.6	0.2
療育手帳	216	78.2	4.6	2.3	0.9	0.9	0.5	5.6	6.5	0.5	4.2	0.5
精神障害者保健福祉手帳	161	42.2	24.8	11.8	4.3	1.2	0.6	14.3	5.0	5.6	1.9	3.1
障がい児	94	96.8	2.1	1.1	1.1	—	—	—	—	—	1.1	—

(2) 日常生活、暮らしについて

① 外出の頻度

全体として、「週に4日以上」の割合が63.6%と最も高く、次いで「週に2、3日」の割合が17.9%となっています。

障がい種別でみると、療育手帳所持者、障がい児で「週に4日以上」の割合が高くなっています。



② 外出の際に困ること

全体として、「特に困っていることはない」の割合が42.6%と最も高く、次いで「建物の階段・段差」の割合が17.8%、「歩道・通路の段差・障害物」の割合が17.3%となっています。

障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者では、他と比べて「歩道・通路の段差・障害物」の割合が高くなっています。

療育手帳所持者では、他と比べて「緊急時の対応」の割合が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、他と比べて「周囲の目が気になる」「緊急時の対応」の割合が高くなっています。

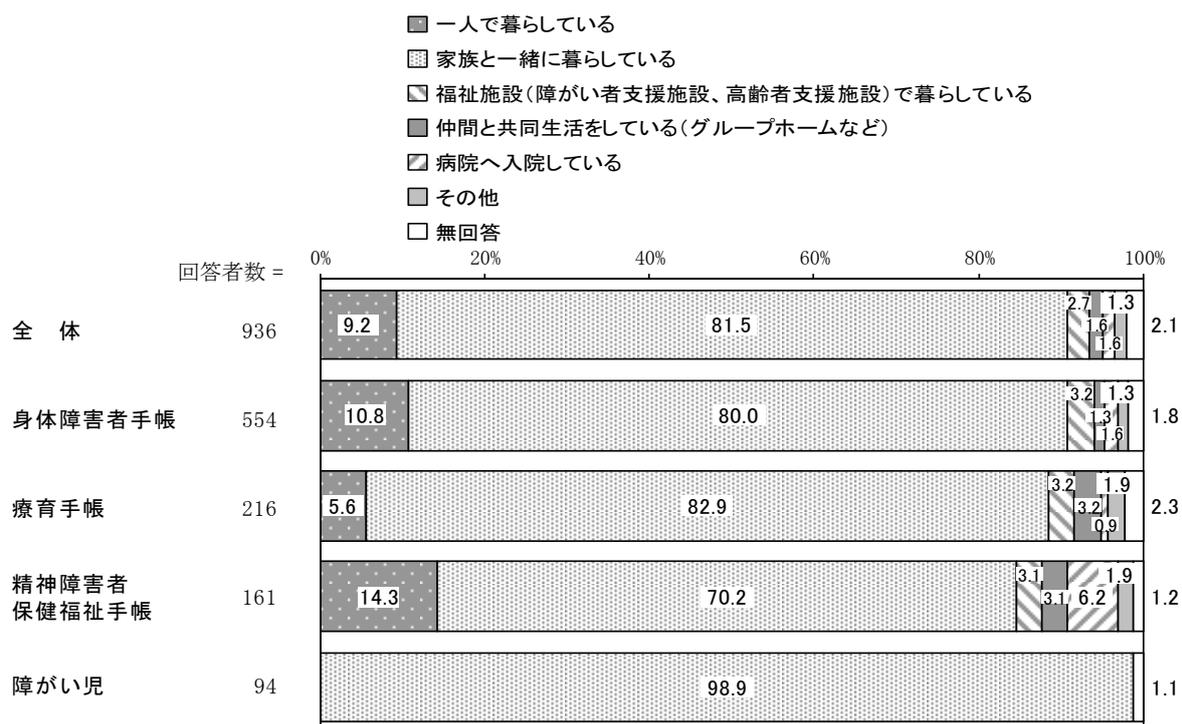
単位：%

区分	有効回答数(件)	歩道・通路の段差・障害物	バスやタクシーなどの乗り降り	駐車場の利用	建物の階段・段差	駅構内の移動・乗り換え	介助者がいない	トイレの利用	頼みにくい人に手助けを	周囲の目が気になる	緊急時の対応	その他	特に困っていることはない	無回答
全体	874	17.3	6.2	11.2	17.8	9.0	3.2	15.6	7.0	8.7	17.2	3.9	42.6	4.2
身体障害者手帳	516	24.8	7.4	15.5	27.5	9.9	2.5	18.4	5.8	6.2	14.1	3.7	38.6	3.5
療育手帳	204	9.3	9.3	4.4	8.8	8.8	3.9	14.7	11.3	9.3	25.5	3.4	40.7	5.4
精神障害者保健福祉手帳	145	11.7	6.2	9.0	11.7	11.0	5.5	11.7	9.0	19.3	22.8	6.2	33.1	6.9
障がい児	91	6.6	2.2	6.6	4.4	6.6	3.3	14.3	2.2	11.0	14.3	6.6	58.2	4.4

③ 現在の暮らしの状況

全体として、「家族と一緒に暮らしている」の割合が81.5%と最も高くなっています。

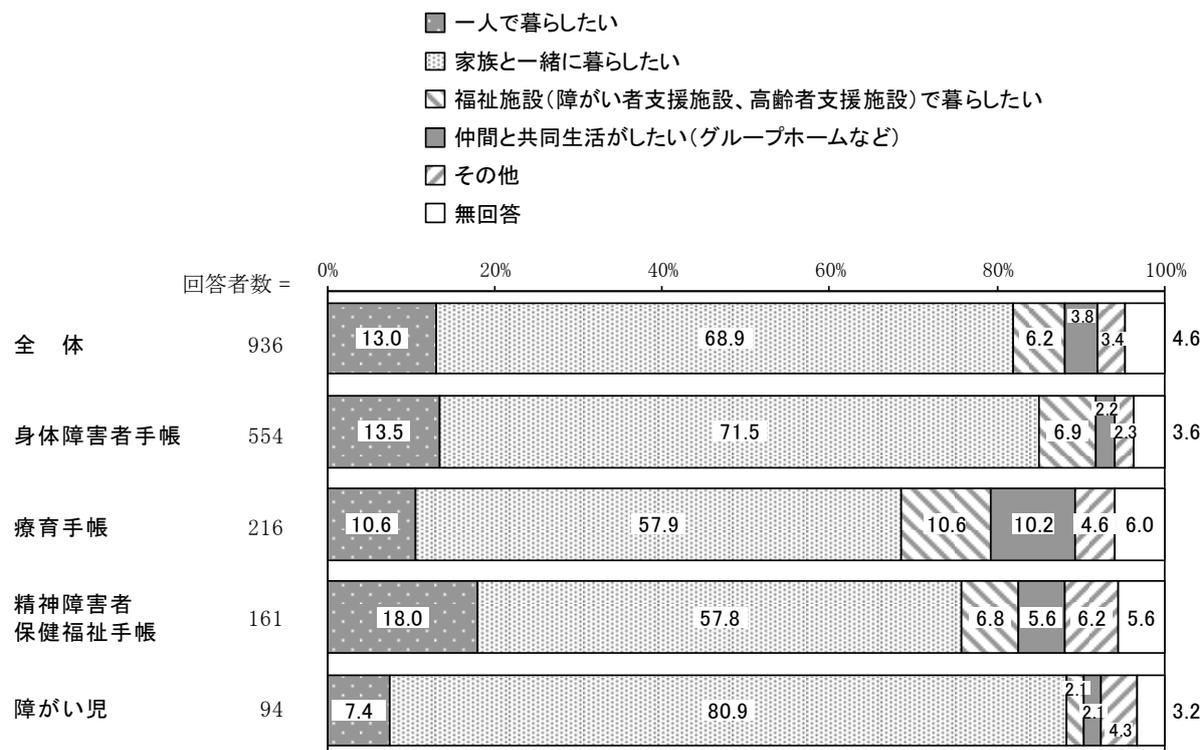
障がい種別でみると、いずれも「家族と一緒に暮らしている」の割合が高く、精神障害者保健福祉手帳所持者では、他と比べて「一人で暮らしている」の割合が高くなっています。



④ 将来に希望する暮らし方

全体として、「家族と一緒に暮らしたい」の割合が68.9%と最も高く、次いで「一人で暮らしたい」の割合が13.0%となっています。

障がい種別でみると、療育手帳所持者では、他と比べて「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」「仲間と共同生活がしたい（グループホームなど）」の割合が高くなっています。



(3) 相談支援について

① 今、気にかかること

全体として、「自分の健康や治療のこと」の割合が36.9%と最も高く、次いで「生活費など経済的なこと」の割合が30.1%、「親亡きあとの生活のこと」の割合が26.8%となっています。

障がい種別でみると、療育手帳所持者では、他と比べて「親亡きあとの生活のこと」の割合が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、他と比べて「自分の健康や治療のこと」「生活費など経済的なこと」「家事（炊事・洗濯・掃除）のこと」「仕事や就職のこと」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数(件)	自分の健康や治療のこと	生活費など経済的なこと	介助や介護のこと	家事(炊事・洗濯・掃除)のこと	住まいのこと	外出や移動のこと	就学や進学のこと	仕事や就職のこと	恋愛や結婚のこと
全体	936	36.9	30.1	15.4	13.4	10.8	14.0	4.1	13.6	5.6
身体障害者手帳	554	39.4	30.9	16.2	11.0	10.1	16.6	0.9	10.3	4.0
療育手帳	216	30.1	27.3	15.7	13.9	10.2	14.8	0.9	12.0	8.8
精神障害者保健福祉手帳	161	52.2	49.7	16.8	27.3	21.7	16.8	1.9	24.2	9.9
障がい児	94	12.8	9.6	6.4	6.4	3.2	4.3	33.0	17.0	3.2

区分	親亡きあとの生活のこと	緊急時や災害時のこと	話し相手がないこと	福祉などに関する情報収集のこと	家族や地域での人間関係のこと	職場や施設内での人間関係のこと	その他	特にない	無回答
全体	26.8	25.1	6.4	11.5	7.2	5.9	3.5	25.5	2.9
身体障害者手帳	18.4	27.4	5.8	11.0	6.9	4.5	2.9	27.3	2.2
療育手帳	56.5	30.1	6.5	10.6	6.9	10.2	2.3	15.7	5.1
精神障害者保健福祉手帳	39.1	23.6	13.7	13.7	14.3	7.5	4.3	12.4	2.5
障がい児	23.4	16.0	—	8.5	—	1.1	6.4	43.6	4.3

② 福祉に関する相談相手

全体として、「家族・親戚」の割合が74.8%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が24.8%、「医療機関（病院や診療所など）」の割合が21.8%となっています。

障がい種別でみると、療育手帳所持者では、他と比べて「福祉施設・サービス事業所」の割合が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、他と比べて「医療機関（病院や診療所など）」の割合が高くなっています。

単位：%

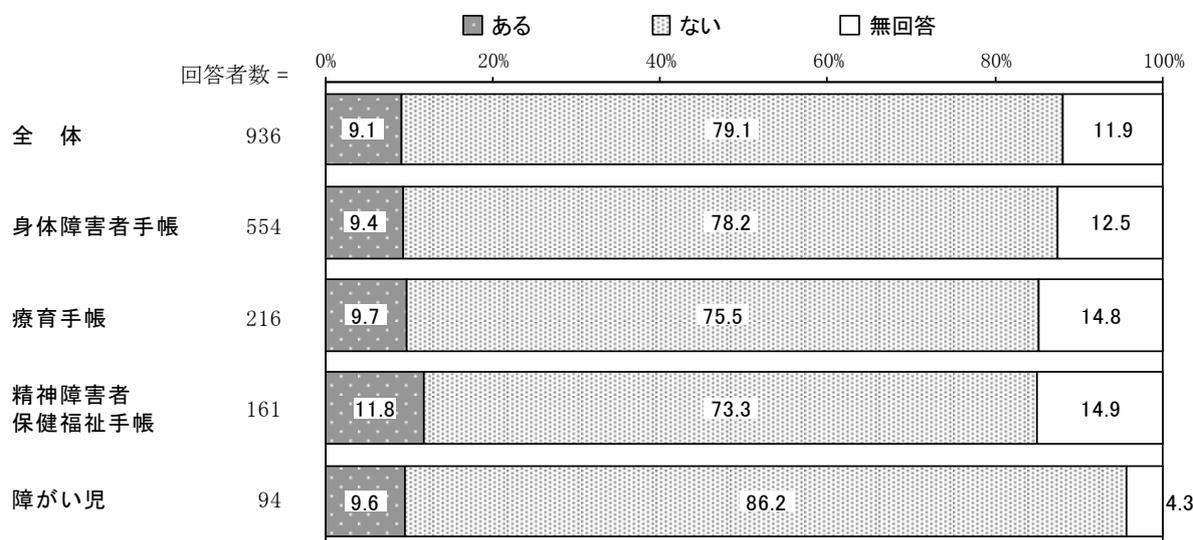
区分	有効回答数 (件)	家族・親戚	友人・知人	学校・職場	ホームヘルパー	福祉施設・サービス事業所	市役所の関係課窓口	民生委員・児童委員	保健福祉センター
全体	936	74.8	24.8	9.2	3.3	14.3	8.0	1.7	0.9
身体障害者手帳	554	74.9	29.4	4.5	4.5	11.6	7.9	2.2	0.7
療育手帳	216	74.5	16.2	14.4	3.2	28.7	8.8	0.5	0.9
精神障害者保健福祉手帳	161	61.5	23.0	5.0	4.3	18.6	14.9	3.7	1.9
障がい児	94	81.9	10.6	34.0	—	14.9	5.3	—	—

区分	相談支援事業所	障がい者相談員	児童相談所	公共職業安定所	医療機関 (病院や診療所など)	どこに相談したらよいか わからない	重度の障がいのため相談 にいけない	その他	無回答
全体	8.2	5.7	0.3	1.3	21.8	2.6	0.9	4.1	3.0
身体障害者手帳	5.2	3.8	0.2	1.1	22.4	2.9	0.4	3.8	3.2
療育手帳	19.0	15.3	—	1.4	19.4	1.4	0.9	5.1	2.3
精神障害者保健福祉手帳	13.0	8.7	1.2	2.5	39.8	4.3	1.2	3.1	1.2
障がい児	4.3	—	1.1	—	9.6	1.1	4.3	4.3	4.3

(4) 障がい理解について

① 障がいのことでの差別や人権侵害

全体として、「ある」の割合が9.1%、「ない」の割合が79.1%となっています。
障がい種別でみると、大きな差異はみられません。

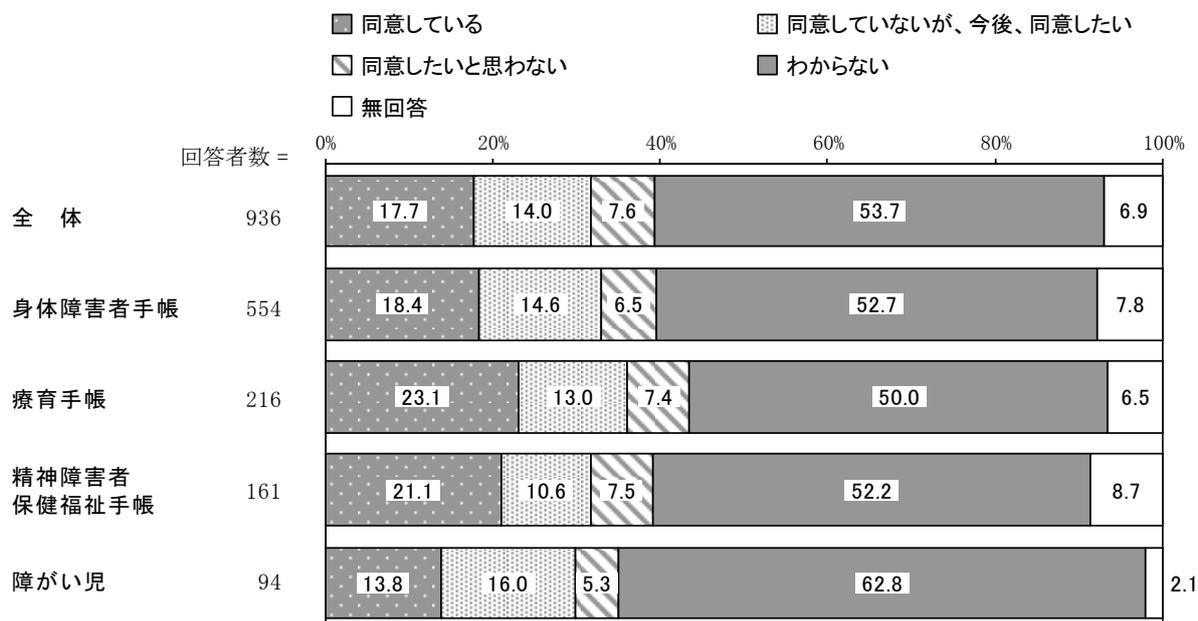


(5) 災害時等の支援について

① 避難行動要支援者名簿の登録の有無

全体として、「わからない」の割合が53.7%と最も高く、次いで「同意している」の割合が17.7%、「同意していないが、今後、同意したい」の割合が14.0%となっています。

障がい種別でみると、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で、他と比べて「同意している」の割合が高くなっています。



② 災害のときに困ること

全体として、「避難先での不安」の割合が 55.6%と最も高く、次いで「避難する際の不安」の割合が 47.5%、「災害の状況が伝わってこない場合の不安」の割合が 35.5%となっています。

障がい種別でみると、療育手帳所持者、障がい児で、他と比べて「災害の状況が伝わってこない場合の不安」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数 (件)	災害の状況が伝わってこない場合の不安	避難する際の不安	避難先での不安	その他	特にない	わからない	無回答
全体	936	35.5	47.5	55.6	4.4	10.5	9.8	6.3
身体障害者手帳	554	34.1	49.8	53.2	4.3	11.7	7.6	7.0
療育手帳	216	39.8	48.6	56.0	4.2	11.6	10.6	6.0
精神障害者保健福祉手帳	161	31.1	41.6	54.7	4.3	9.3	12.4	9.3
障がい児	94	41.5	38.3	58.5	5.3	5.3	18.1	2.1

(6) 医療について

① 診察を受けるときに困ること

全体として、「特に困っていることはない」の割合が 46.0%と最も高く、次いで「医師・看護師などに病気の症状を正しく伝えられない」の割合が 13.7%、「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」の割合が 10.9%となっています。

障がい種別でみると、療育手帳所持者では、他と比べて「医師・看護師などに病気の症状を正しく伝えられない」「医師・看護師などの指示や説明がよくわからない」の割合が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、他と比べて「通院や入院するときに付き添いをしてくれる人がいない」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数 (件)	添いをしてくれる人がいない	通院や入院するときに付き添いをしてくれる人がいない	医師・看護師などに病気の症状を正しく伝えられない	説明がよくわからない	医師・看護師などの指示や説明がよくわからない	専門的な治療をしてくれる病院が近くにない	ちよつとした病気やケガのときに受け入れてくれる病院が近くにない	いくつもの病院に通わなければならない	気軽に往診を頼める医師がいない	医療費の負担が大きい	その他	特に困っていることはない	無回答
全体	936	7.2	13.7	9.0	10.9	2.9	9.8	6.3	7.8	6.9	46.0	9.8	9.8	
身体障害者手帳	554	7.9	8.1	4.9	11.9	2.3	10.6	6.3	8.1	6.7	48.4	9.0	9.0	
療育手帳	216	6.9	29.6	21.8	9.7	3.7	5.6	6.0	4.6	4.6	38.4	11.6	11.6	
精神障害者保健福祉手帳	161	11.2	20.5	11.2	11.8	5.6	14.9	8.7	8.1	8.1	36.6	13.0	13.0	
障がい児	94	2.1	7.4	4.3	16.0	1.1	9.6	5.3	2.1	13.8	52.1	8.5	8.5	

(7) 保育・教育について

① 保育・教育について、今不安に感じていることについて

全体として、「特にない」の割合が38.1%と最も高く、次いで「学習サポート体制が不十分」の割合が14.2%、「職員の理解が得られない」の割合が10.6%となっています。

障がい種別でみると、障がい児では、「学習サポート体制が不十分」「職員の理解が得られない」の割合が高くなっています。

単位：%

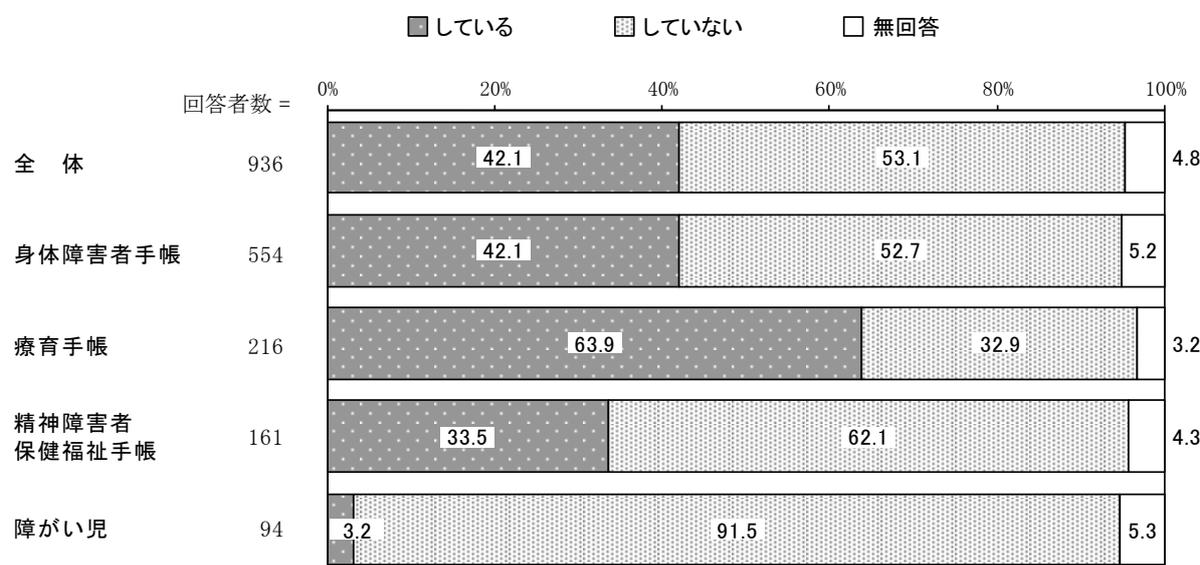
区分	有効回答数(件)	通園・通学手段が大変	学習サポート体制が不十分	学習・学校生活に必要な設備が不十分	園内・校内での介助が不十分	進路指導が不十分	福祉教育が不十分	友達ができない	職員の理解が得られない	他の児童・生徒やその保護者の理解が得られない	家族の同伴を求められる	その他	特にない	無回答
全体	113	9.7	14.2	2.7	3.5	3.5	4.4	7.1	10.6	6.2	4.4	8.8	38.1	17.7
身体障害者手帳	17	5.9	5.9	5.9	—	—	—	5.9	—	—	—	—	35.3	52.9
療育手帳	10	20.0	10.0	10.0	—	—	—	20.0	—	—	—	—	—	70.0
精神障害者保健福祉手帳	6	—	16.7	—	—	—	—	16.7	16.7	—	—	—	16.7	50.0
障がい児	85	10.6	16.5	2.4	4.7	4.7	5.9	7.1	12.9	8.2	5.9	11.8	43.5	2.4

(8) 就労について

① 現在の就労状況

全体として、「している」の割合が42.1%、「していない」の割合が53.1%となっています。

障がい種別でみると、療育手帳所持者では、他と比べて「している」の割合が高くなっています。



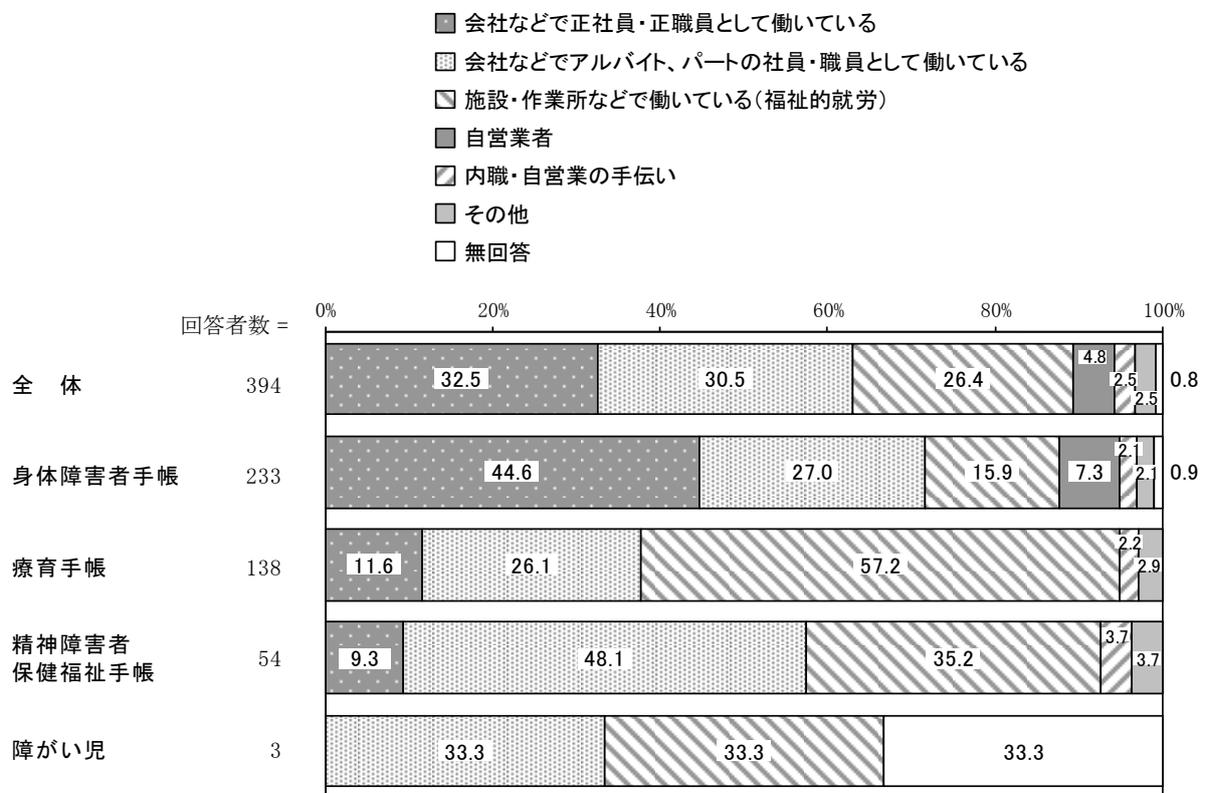
② 仕事の形態

全体として、「会社などで正社員・正職員として働いている」の割合が 32.5%と最も高く、次いで「会社などでアルバイト、パートの社員・職員として働いている」の割合が 30.5%、「施設・作業所などで働いている（福祉的就労）」の割合が 26.4%となっています。

障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者では、他と比べて「会社などで正社員・正職員として働いている」の割合が高くなっています。

療育手帳所持者では、他と比べて「施設・作業所などで働いている（福祉的就労）」の割合が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、他と比べて「会社などでアルバイト、パートの社員・職員として働いている」の割合が高くなっています。



③ 就労に必要な支援

全体として、「職場内で、障がいに対する理解があること」の割合が62.7%と最も高く、次いで「障がいの状況にあわせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」の割合が56.2%、「就業に対する相談支援体制が充実していること」の割合が39.3%となっています。

障がい種別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者、障がい児で、他と比べて「就業に対する相談支援体制が充実していること」「障がい者向け求人情報の提供が充実していること」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	有効回答数(件)	就業に対する相談支援体制が充実していること	障がい者向け求人情報の提供が充実していること	職場内で、障がいに対する理解があること	障がいの状況にあわせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること	通勤や移動に対して、配慮や支援があること	障がい者向け求人情報の提供が充実していること	障がい者向け求人情報の提供が充実していること	障がい者向け求人情報の提供が充実していること	障がい者向け求人情報の提供が充実していること	障がい者向け求人情報の提供が充実していること	障がい者向け求人情報の提供が充実していること
全体	936	39.3	34.1	62.7	56.2	37.1	23.6	27.4	23.0	1.8	9.2	16.9
身体障害者手帳	554	36.3	34.3	58.7	55.6	35.9	20.9	22.4	22.4	1.4	9.6	18.6
療育手帳	216	39.8	27.8	63.4	49.5	38.9	24.5	33.3	19.0	2.3	8.8	17.1
精神障害者保健福祉手帳	161	47.2	40.4	63.4	60.2	36.6	24.8	29.8	24.2	3.1	8.7	15.5
障がい児	94	47.9	38.3	67.0	59.6	33.0	28.7	39.4	27.7	2.1	11.7	14.9

(9) 福祉サービスの利用状況、利用意向

① 福祉サービスの利用状況について

短期入所【医療型（病院）】

全体として、「利用する必要がない」の割合が58.4%と最も高くなっています。

障がい種別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では、他と比べて「十分利用している」の割合が高くなっています。

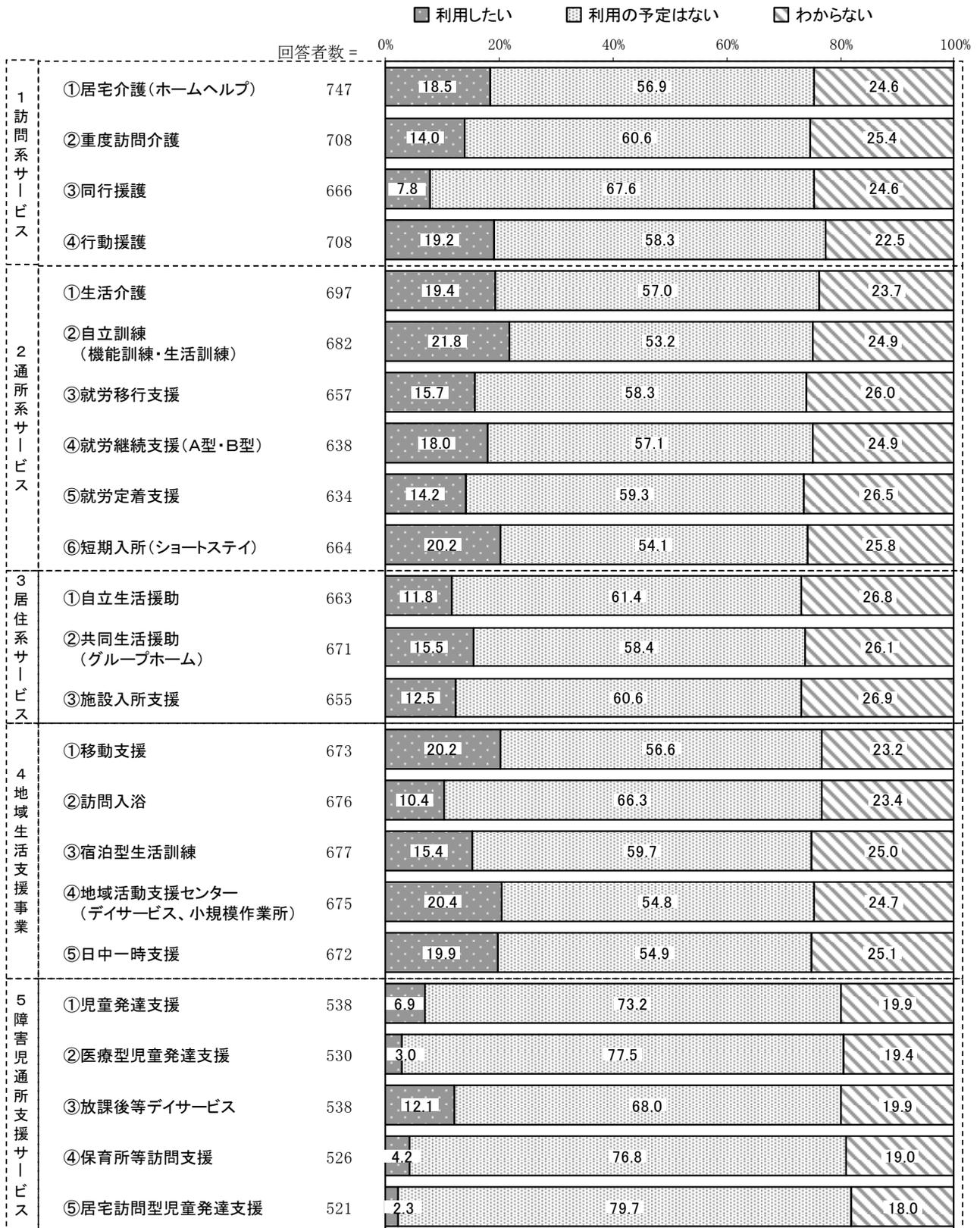
単位：％

区分	有効回答数(件)	十分利用している	十分利用できていない	利用する必要がない	利用したいができない(地域にない等)	無回答
全体	936	3.7	3.8	58.4	4.1	30.3
身体障害者手帳	554	4.3	3.1	57.2	4.2	31.8
療育手帳	216	3.7	2.8	50.0	6.0	37.5
精神障害者保健福祉手帳	161	8.1	6.2	50.3	7.5	28.6
障がい児	94	2.1	7.4	72.3	2.1	17.0

② 福祉サービスの利用希望

利用意向（全体）

『2通所系サービス ②自立訓練（機能訓練・生活訓練）』『2通所系サービス ⑥短期入所（ショートステイ）』『4地域生活支援事業 ①移動支援』『4地域生活支援事業 ④地域活動支援センター（デイサービス、小規模作業所）』で「利用したい」の割合が高くなっています。



(10) 福祉施策全般について

① 市に対しての要望について

全体として、「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」の割合が31.6%と最も高く、次いで「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」の割合が26.9%、「障がいのある人が働ける事業所などが少ないので、働ける所を増やしてほしい」の割合が17.2%となっています。

障がい種別でみると、療育手帳所持者では、他と比べて「入所施設や短期入所施設（ショートステイ）を整備してほしい」「グループホームやケアホームを整備してほしい」の割合が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、他と比べて「いつでも何でも相談できる窓口を設置してほしい」の割合が高くなっています。

障がい児では、他と比べて「事業所などで働くことができるよう、就労に向けた訓練をする場所や支援機会を増やしてほしい」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	有効回答数(件)	毎日の生活の手助けをもっとほしい	外出(買い物や映画鑑賞など)の支援をしてほしい	障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい	障がいのある人が働ける事業所などが少ないので、働ける所を増やしてほしい	障がいのある人が働ける事業所や支援機会を増やしてほしい	事業所などで働くことができるよう、就労に向けた訓練をする場所を増やしてほしい	事業所などで働くことが難しいので、授産施設、作業所などを増やしてほしい	リハビリ訓練の場所を増やしてほしい	障がいに適した設備を持った住宅を用意してほしい	外出しやすい環境や交通機関の利便性の向上を図ってほしい	入所施設や短期入所施設(ショートステイ)を整備してほしい
全体	936	2.9	5.9	26.9	17.2	3.2	4.2	7.5	6.8	14.7	7.3	
身体障害者手帳	554	2.7	6.0	23.6	13.5	2.0	2.3	9.2	7.9	17.3	7.0	
療育手帳	216	3.2	8.8	28.2	20.8	1.4	8.8	2.8	5.1	10.6	17.6	
精神障害者保健福祉手帳	161	5.0	8.1	34.8	21.1	5.0	5.0	5.6	6.2	9.9	2.5	
障がい児	94	—	3.2	35.1	23.4	10.6	6.4	9.6	6.4	7.4	3.2	

区分	グループホームやケアホームを整備してほしい	災害時に備え、要支援者の把握、安否確認や避難方法、避難先の確保などを図ってほしい	いつでも何でも相談できる窓口を設置してほしい	苦情解決のための仕組みを改善してほしい	年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい	スポーツ、レクリエーション、教育、文化活動に対する援助をしてほしい	福祉制度をもっとわかりやすく紹介してほしい	特になし	その他	無回答
全体	8.9	11.4	15.5	1.5	31.6	2.7	16.2	9.9	2.5	12.1
身体障害者手帳	4.7	14.3	15.3	2.2	34.3	2.2	17.7	10.1	2.9	11.7
療育手帳	24.1	10.2	16.7	0.9	25.9	3.7	9.7	5.1	1.9	13.4
精神障害者保健福祉手帳	6.2	7.5	21.7	1.9	34.8	1.9	14.9	6.8	5.0	14.3
障がい児	10.6	8.5	8.5	—	14.9	6.4	13.8	20.2	1.1	11.7



第 3 章

計画の基本的な考え

1 基本理念

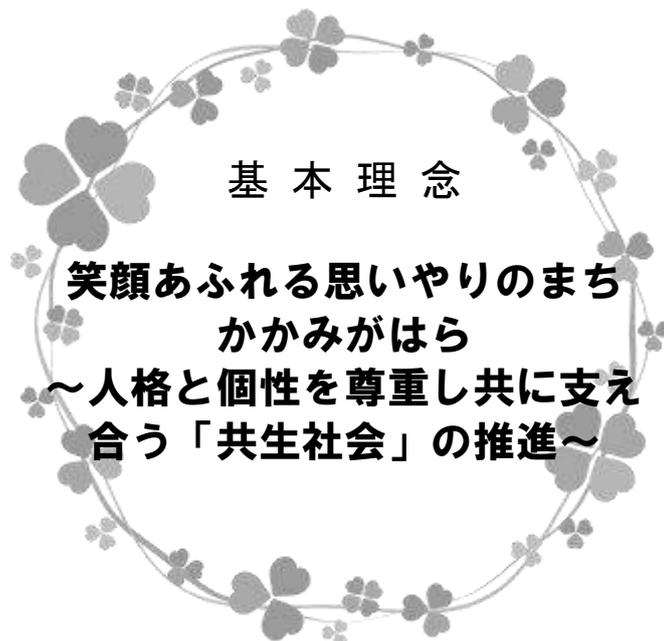
本市では、誰もが地域社会の一員として人格と個性が尊重され、安心して暮らせる「共生社会」のまちづくりを推進しています。

この考えは、第1次障害者計画（平成11年度～16年度）の「ノーマライゼーションの理念の完全参加と平等」から、以降の障がい者計画の基本理念の根底となる考えとして継続してきました。

共生社会は、障がいのある人が社会の全ての場面に参画でき自己実現できることを促進するとともに、全ての人に思いやりの心を育みます。障がいの有無に関わらず全ての人々が社会の一員として自己実現していくことが、笑顔あふれる幸せのまちづくりにつながっていきます。

こうした考えから、第4次障がい者計画では、「笑顔あふれる思いやりのまち かがみがはら ～人格と個性を尊重し共に支え合う「共生社会」の推進～」を基本理念とし、計画を推進してきました。

共生社会の実現は道半ばであり、引き続き、「共生社会」のまちづくりを推進していく必要があることから、本計画においてもこれを障がい者分野の基本理念として継承します。



基本理念

**笑顔あふれる思いやりのまち
かがみがはら
～人格と個性を尊重し共に支え
合う「共生社会」の推進～**

|| 2 重点目標

基本理念である「人格と個性を尊重し共に支え合う「共生社会」の推進」を具現化するため、法制度の整備、本市の障がい者の状況、これまでの障がい者施策の評価結果、アンケート、障がい者団体や障がい福祉サービス事業所からのヒアリング等を踏まえて、次の5項目を重点目標として地域が支える仕組みと公的サービスの充実を図ります。

重点目標 1 共生社会の実現に向けた合理的配慮の取り組みの推進
～障害者差別解消の推進～

重点目標 2 難病、発達障がい等も含めた包括的な支援体制の充実
～関係機関と連携した包括的な支援体制の構築～

重点目標 3 災害時における支援体制・避難所体制の確立
～障がいの特性に応じた避難体制の充実～

重点目標 4 就労の場の提供と、受入側への支援強化
～障がいのある人の就労支援・定着促進～

重点目標 5 住まいと暮らしの場の確保と、地域生活支援
～誰もが幸せに暮らせるまちづくり～



重点目標 1 共生社会の実現に向けた合理的配慮の取り組みの推進

【現 状】

平成28年4月に、「障害者差別解消法」が施行されました。この法律では、不当な差別的取扱い（障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別すること）を禁止し、合理的配慮（国・都道府県・市町村や事業者に対して、障害のある人から、社会的障壁を取り除くために、負担が重すぎない範囲で対応すること）を求めています。

本市では、差別の解消と合理的配慮について地域協働で推進するために、障がいのある子どももいない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育の実施や、小中学生を対象とした福祉体験学習、アート展やスポーツ大会など多様な機会を通じた障がいのある人の社会参加などに取り組んできました。また、市職員を対象とした「障がいのある方への配慮マニュアル」を作成するとともに、障がいのある人への理解促進のために研修を実施しました。

さらに、障がいのある人が街中で安心・安全に暮らせるように道路や歩道の整備を行い、公共施設におけるスロープや多目的トイレの設置、ふれあいバス・ふれあいタクシーなど公共交通機関のバリアフリー化を促進してきました。

【課 題】

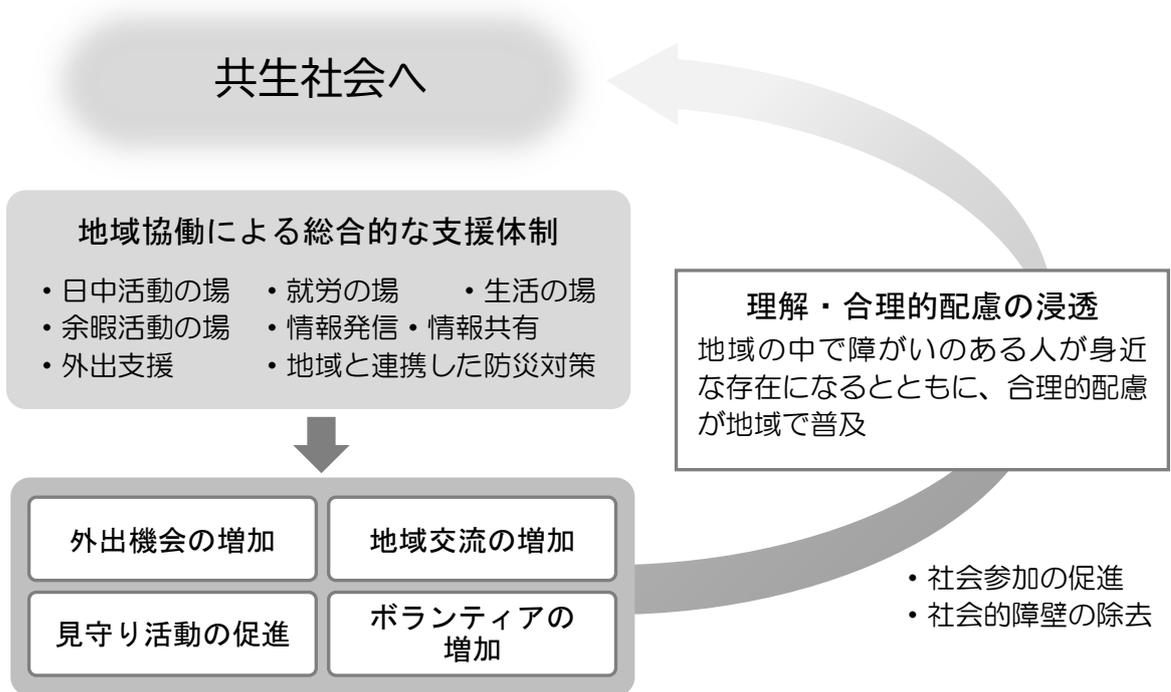
アンケート調査から、市民の障がいのある人への理解がまだ進んでいないと感じている方が多いことが分かりました。市民や企業に対する障がいへの理解・合理的配慮の浸透や、障がいのある人が積極的に社会参加できる機会の確保などに取り組み、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて地域協働で支援をしていく必要があります。

【方向性】

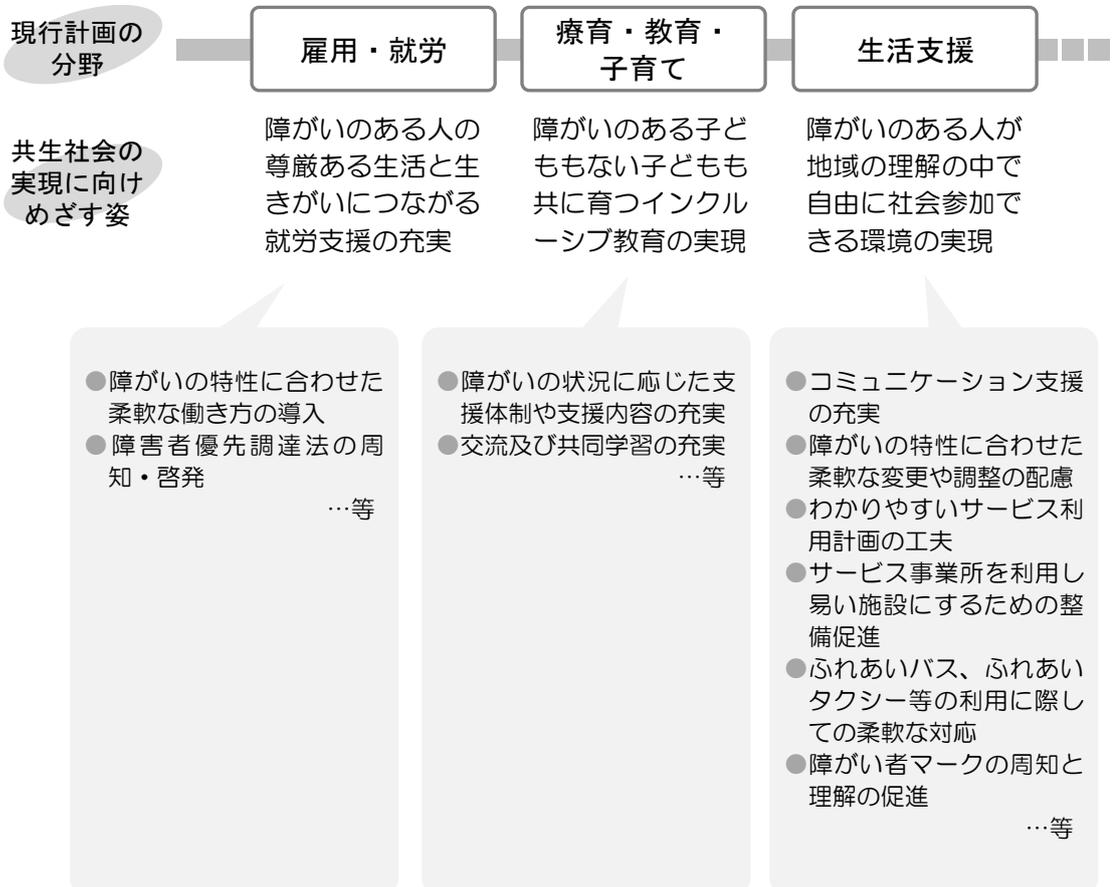
年齢や障がいの有無等にかかわらず、互いに理解と信頼を深め、共に助け合いながら暮らしていく共生社会の実現を目指し、ノーマライゼーション理念の普及・啓発に努め、差別の解消と相互理解を促進します。また、障がい者団体、ボランティア、事業所等との連携を図り、障がいのある人が地域で安心していきいきと生活できる環境づくりを推進します。

さらに、行政機関等における障がいのある人への配慮及び理解の促進や、選挙等における配慮に努めます。

新計画のフレームワーク



計画における合理的配慮の位置づけ



重点目標 2 難病、発達障がい等も含めた包括的な支援体制の充実

【現 状】

障害者総合支援法では、平成25年4月から、支援対象者として、これまでの3障がい（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む））に加え、一定の難病患者の人が加えられました。難病患者については、令和元年度に対象の疾病が拡大され、361疾病が対象となっています。

本市では、乳幼児から高齢期までのライフステージに応じた切れ目のない支援体制を整備し、また、難病、発達障がいを含む幅広い障がいへの対応を進めるため、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う「基幹相談支援センター」を平成29年7月に開設しました。

難病患者に対しては、本人やその家族の心身の負担軽減を図るため、関係機関との情報共有体制を強化し、支援の充実を図ってきましたが、難病患者のニーズの把握や利用できる障がい福祉サービス等の周知が充分できていないのが現状です。言葉や社会性などの発達が緩やかな子どもや発達障がいのある子どもに対しては、通所事業所や保育所、学校等との情報共有や、「プロフィールブック」を活用することにより、一人ひとりの発達段階にあった支援を進めてきました。

【課 題】

発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。また、支援対象となる障がいやニーズの多様化に対応するためには、地域の保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供することが必要となります。さらに、支援が必要な方がサービスを受けられるよう、積極的な情報提供が必要です。

【方向性】

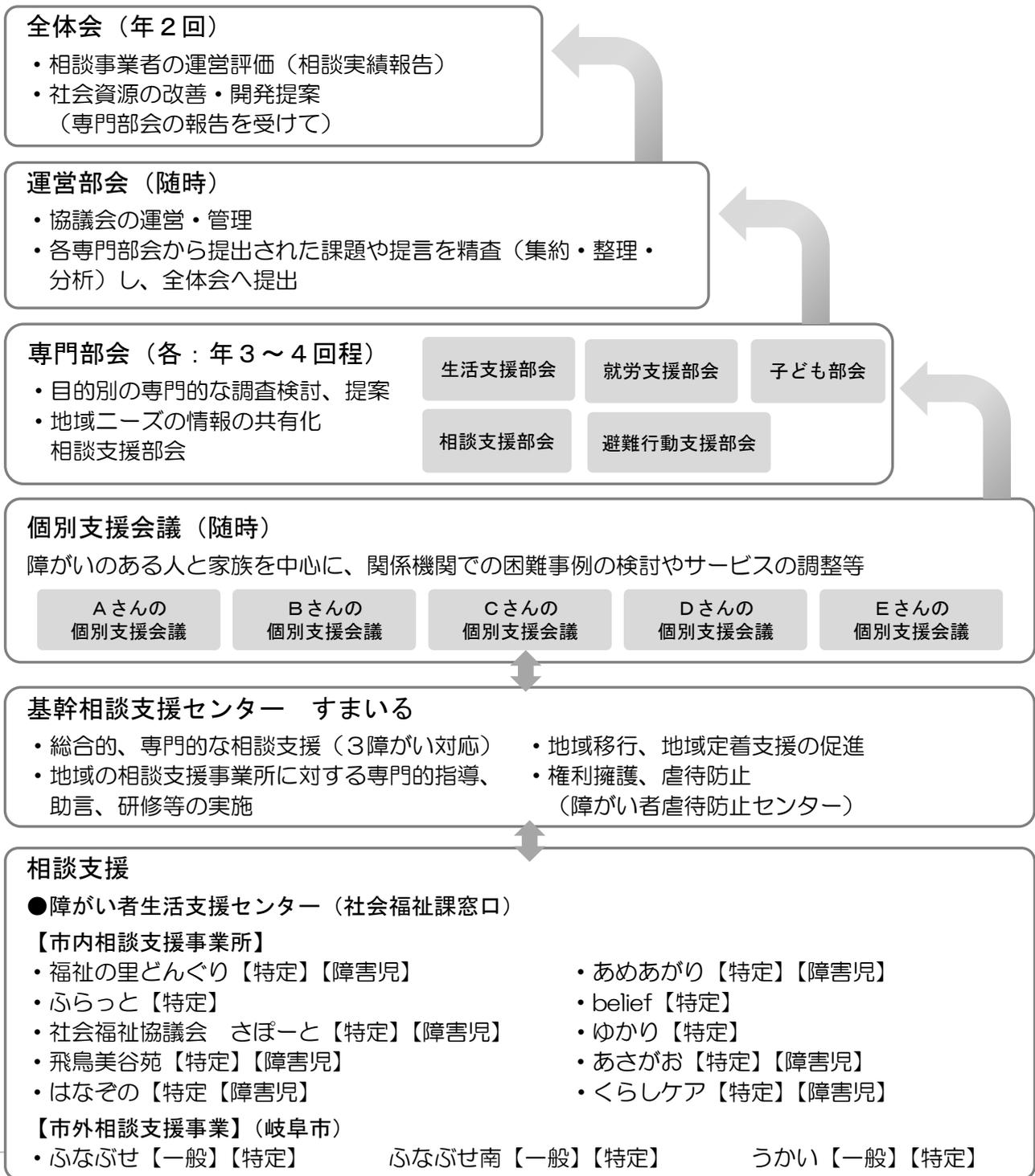
乳幼児から高齢期までのライフステージ支援及び幅広い障がいへの対応を進めるために「市障がい者地域支援協議会」をさらに活性化するとともに、サービス等の積極的な情報提供に努めます。また、障がいの種別にかかわらず、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援ができるよう「基幹相談支援センター」の機能強化を図ります。

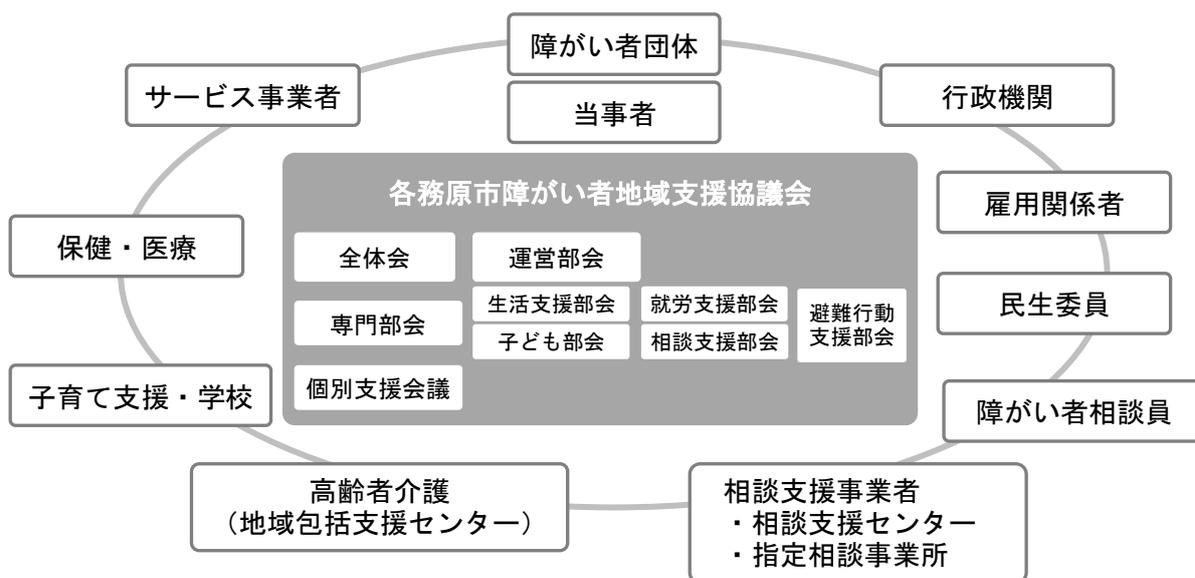
さらに、県や保健所等、関係機関との情報共有体制を強化し、難病患者に対する支援の充実や、発達障がいのある子どもに対する支援を充実させます。

各務原市障がい者地域支援協議会

各務原市では、障がい者からの相談に対して、地域の医療・保健・福祉・就労等の関係者が連携して解決に当たり、乳幼児から高齢期までのライフステージ支援及び家族支援に対応するとともに、相談等から見えてくる課題について検討し、施策に反映させる支援システムを「各務原市障がい者地域支援協議会」として位置づけています。この協議会は、地域の関係者が共通の目的に向け、情報を共有して、具体的に協働するネットワークとプロセスです。

（設置：平成19年3月「各務原市障害者自立支援協議会」、名称変更：平成25年4月「各務原市障がい者地域支援協議会」）





ライフステージに応じた相談支援体制の充実



保健・医療	乳幼児健診 (健康管理課) 母子健康包括支援センタークローバー (健康管理課)	各種健康診断 (健康管理課) 自殺防止対策 (健康管理課) 自立支援医療<<精神通院医療>> (社会福祉課)		
相談支援	自立支援医療<<育成医療>>		自立支援医療<<更生医療>>	
	重度医療 (医療保険課)			
	【ことばの相談】 ・健康管理課 【すすく応援隊】 ・子育て支援課 【発達相談】 ・各務原市福祉の里 【障害児虐待】 ・子育て支援課	【教育相談】 ・学校教育課 各務原市教育センターすてっぷ	【障害者虐待】 ・市障がい者虐待防止センター (基幹相談 すまいる) 【精神障がいのある方の入院等】 ・保健所 【サービス・施設利用、日常生活等の相談】 ・特定・一般相談支援事業所 (7ヶ所) 【就労相談】 ・就労支援コーディネーター ・ハローワーク ・岐阜障害者職業センター ・清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせ 【生活サポート】 ・難病生きがいサポートセンター ・生活困窮者自立支援 (社会福祉協議会生活相談センターさぽーと) 【成年後見】 ・成年後見支援センター (社会福祉協議会)	
	【サービス利用等の相談】 ・子育て支援課 ・障がい児相談支援事業所 (5か所)			
基幹相談支援センターすまいる				
教育・日中活動の支援	■医療型児童発達支援 ■児童発達支援 ■保育所・幼稚園 ■子ども館 ■保育所等訪問支援	■特別支援教育 (特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室) ■放課後等デイサービス	■生活介護 ■自立訓練 ■就労支援事業 (就労移行支援、就労継続支援) ■地域活動支援センター	
	<在宅生活や社会参加に対する支援> ■居宅介護 ■短期入所 ■日常生活用具給付 ■移動支援 ■日中一時支援など			
住まいの支援	■障がい児入所支援	■施設入所支援 ■グループホーム ■福祉ホーム		
	住宅改善			
市障がい者地域支援協議会 (自立支援協議会) (事務局: 社会福祉課、基幹相談支援センターすまいる)				

重点目標3 災害時における支援体制・避難所体制の確立

【現 状】

東日本大震災や、近年増加する大型台風の経験から、防災対策における高齢者、障がいのある人、乳幼児等の「要配慮者」に対する措置の重要性は一層の高まりをみせています。

岐阜県では、県と県社会福祉協議会が中心となり、「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を設立しました。さらに、平成27年度には、平常時から要支援者対策のネットワーク化を図り、緊急時には不足する人材を派遣できる体制「岐阜県災害派遣福祉チーム(岐阜DCAT(Disaster Care Assistance Team))」を構築しています。

本市では、障がいのある人の安全な避難と避難時における負担の軽減を図るため「避難行動支援部会」を立ち上げ、避難所における配慮事項等について検討を行い、「障がい特性に応じた避難支援マニュアル」を作成しました。また、避難行動要支援者を含む要配慮者の避難所として福祉避難所を確保し、周知・啓発に努めています。さらに、避難所における身体障がい者用トイレの設置や専用スペースの確保などに努め、避難後の生活支援体制についても強化してきました。

【課 題】

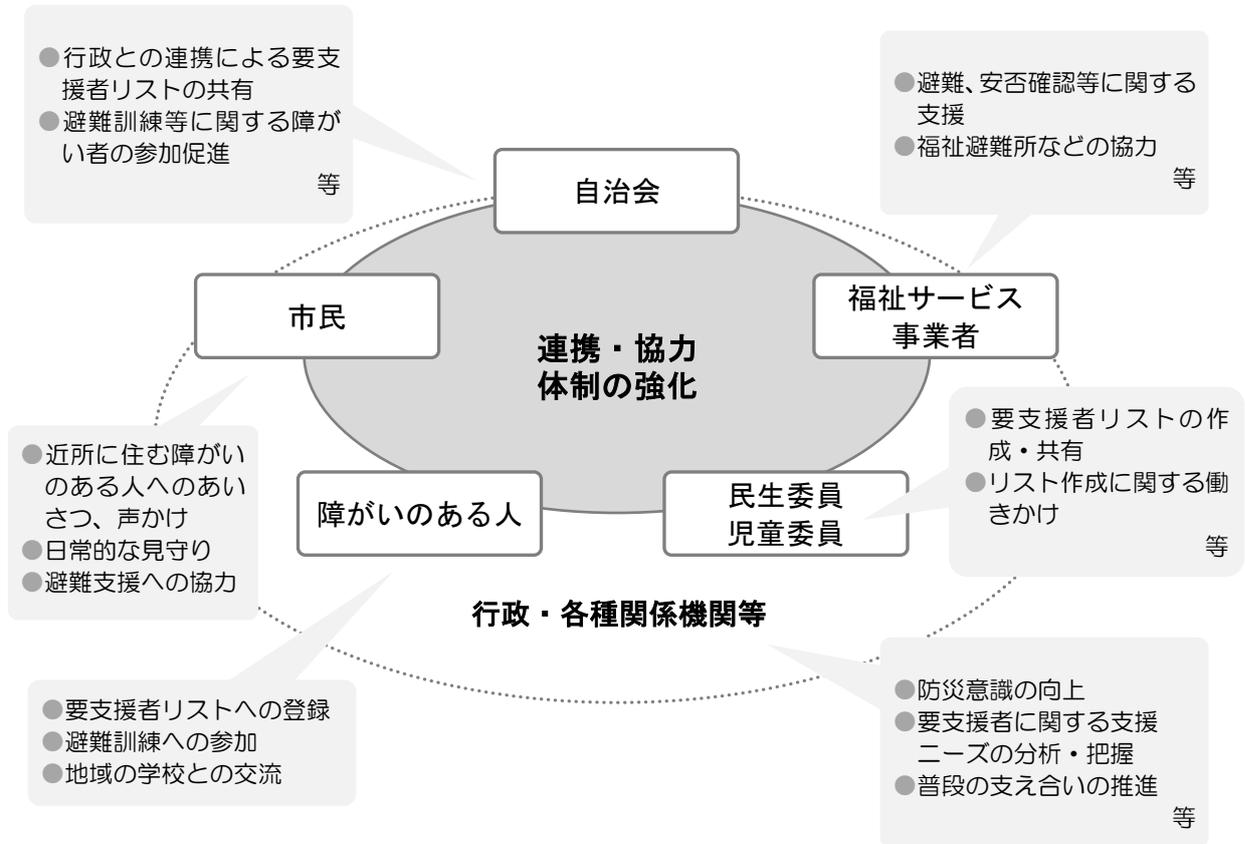
避難行動要支援者を含む要配慮者を地域住民で支え合う共助の推進や、障がい特性に応じた安全な避難ができるよう支援体制の強化を図っていくことが必要です。

加えて、障がいのある人が避難生活においても、その特性に応じて適切な配慮を受け、安心・安全に過ごすことができるよう努めるとともに、事業者や関係団体等とも連携して支援していくことが大切です。

【方向性】

日頃から市民の災害に対する意識を高めるとともに、避難支援マニュアルの周知・啓発に努め、避難行動要支援者の地域での支援体制の確立を促進します。また、避難所において、障がいのある人が安心・安全に過ごせるよう、関係機関との連携を強化し、福祉避難所の拡充や、各種マニュアルの効果的な活用に努めます。

要支援者の支援対策を推進させる地域づくりイメージ



重点目標 4 就労の場の提供と、受入側への支援強化

【現 状】

平成25年4月より「障害者優先調達推進法」が施行され、国や地方公共団体等は、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努めることとされました。また、令和元年には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が段階的に施行され、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障がいのある人の雇用促進等の取組が優良な中小事業主の認定など、新たな制度の創設が盛り込まれました。

本市では、就労系サービス利用希望者への情報提供及び企業との連携強化を目的とした「障がい者お仕事サポートフェア」の開催や、就労支援コーディネーターによる相談支援の継続実施など、就労に向けた支援体制を強化するとともに、就労系の障がい福祉サービスの充実を含む就労環境を整備してきました。

また、「就労支援部会」を開催し、就労系サービス事業所や就労支援機関等の関係機関と意見交換をし、障がいのある人の就労の現状や課題の把握に努めてきました。

【課 題】

就労系サービス事業所や企業と就労する障がいのある人をマッチングさせるための情報提供や、就労後も働き続けるための支援体制の強化が必要です。また、職場での障がいに対する理解の促進や柔軟な働き方の推進に取り組む必要があります。

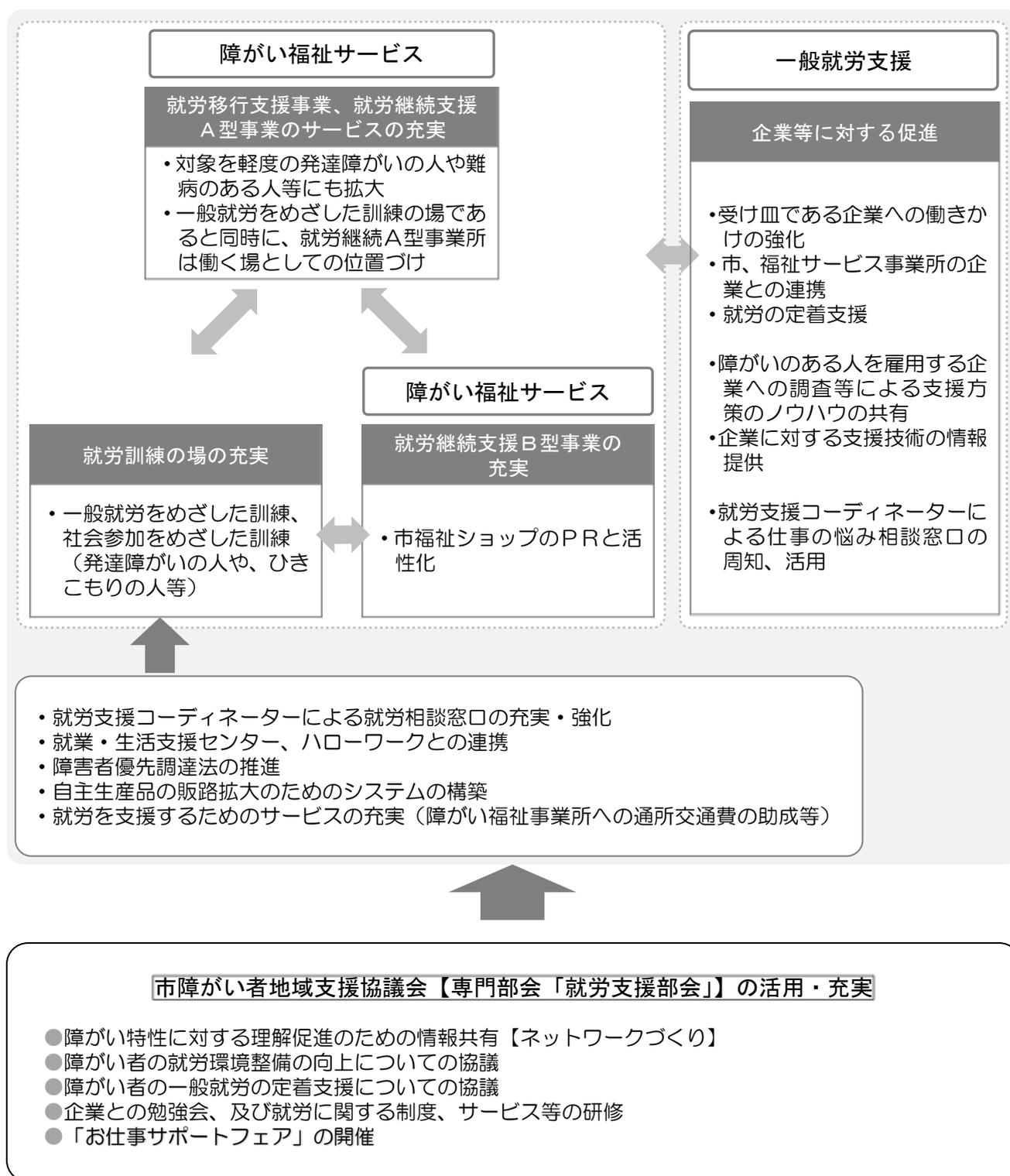
さらに、障がい者施設における生産活動の取り組みや自主生産品の販売促進、普及、販路の拡大等について創意工夫し、工賃水準の更なる向上を目指す必要があります。

【方向性】

関係機関と連携し、障がい者の就労のための情報・機会の提供に努めるとともに、受け皿である事業所や企業への働きかけを強化し、障がい者雇用の促進と就労定着のための支援をより一層推進します。

また、障害者優先調達法に基づく「市障害者就労施設等からの物品等調達方針」の推進や、市福祉ショップでの販売を促進し、自主生産品の販路の拡大を目指します。

具体的な支援策



重点目標5 住まいと暮らしの場の確保と、地域生活支援

【現 状】

障がいの重度化や介護を担ってきた家族の高齢化、地域移行・地域定着の普及などを背景に、グループホーム等におけるサービス必要量は今後も増加が予想されます。

本市では、障がいのある人が円滑にサービスを利用できるよう、各種制度、社会資源についての情報提供に努めるとともに、障がい者総合支援法に基づくサービス、市独自の地域生活支援サービスを提供してきました。今後も地域移行・地域定着の普及や障がいのニーズの多様化に伴いさらなる拡充が求められています。

居住施設については、市内には現在8ヶ所のグループホームがあり、第4次障がい者計画における令和2年度末までの目標値（6施設、定員40名）を達成しています。しかしながら、入所施設は1ヶ所、短期入所施設は4ヶ所であり、アンケート調査や障がい者団体からのヒアリングにおいても「親亡き後」を心配する声や、居住系サービスの利用希望者が多くみられたことから、今後も住まいの場を拡充していく必要があります。

また、令和2年度には、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能をもつ地域生活支援拠点等として、地域の複数の事業所・機関による面的な体制を整備しました。

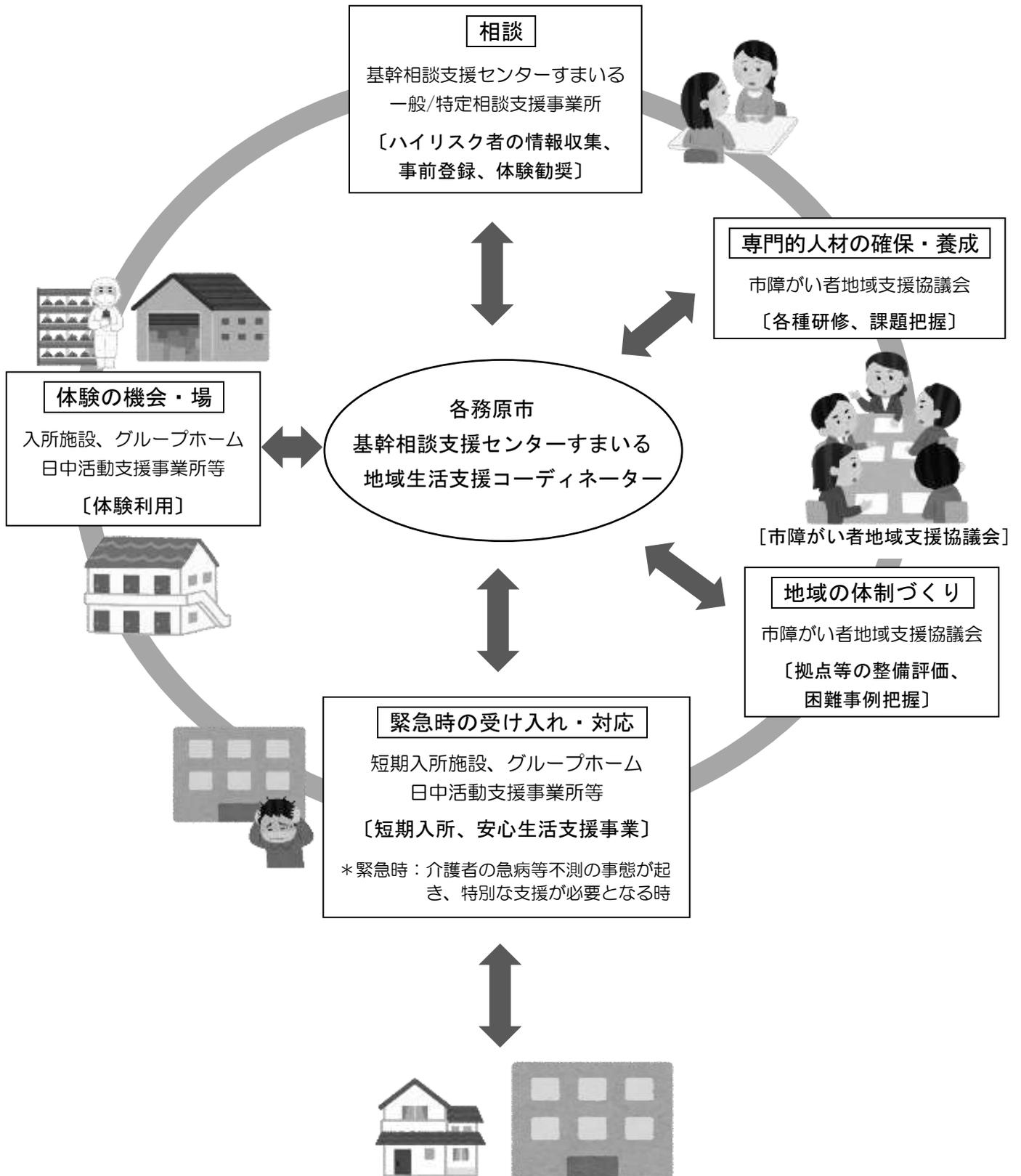
【課 題】

障がいのある人が安定した生活を継続するために、障がいの状況に応じた居住の場を整えることが重要です。障がいのある人が望む住まい方を基本として、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりを引き続き推進していく必要があります。

【方向性】

一人ひとりの障がいの多様な特性や程度、多様なニーズに対応できるよう、入所・入居施設の整備やサービスの充実に努め、障がいのある人の地域における支援体制を強化します。また、関係機関と連携し、地域生活支援拠点等の支援体制の整備及び拡充に努めます。

地域生活支援拠点等のイメージ

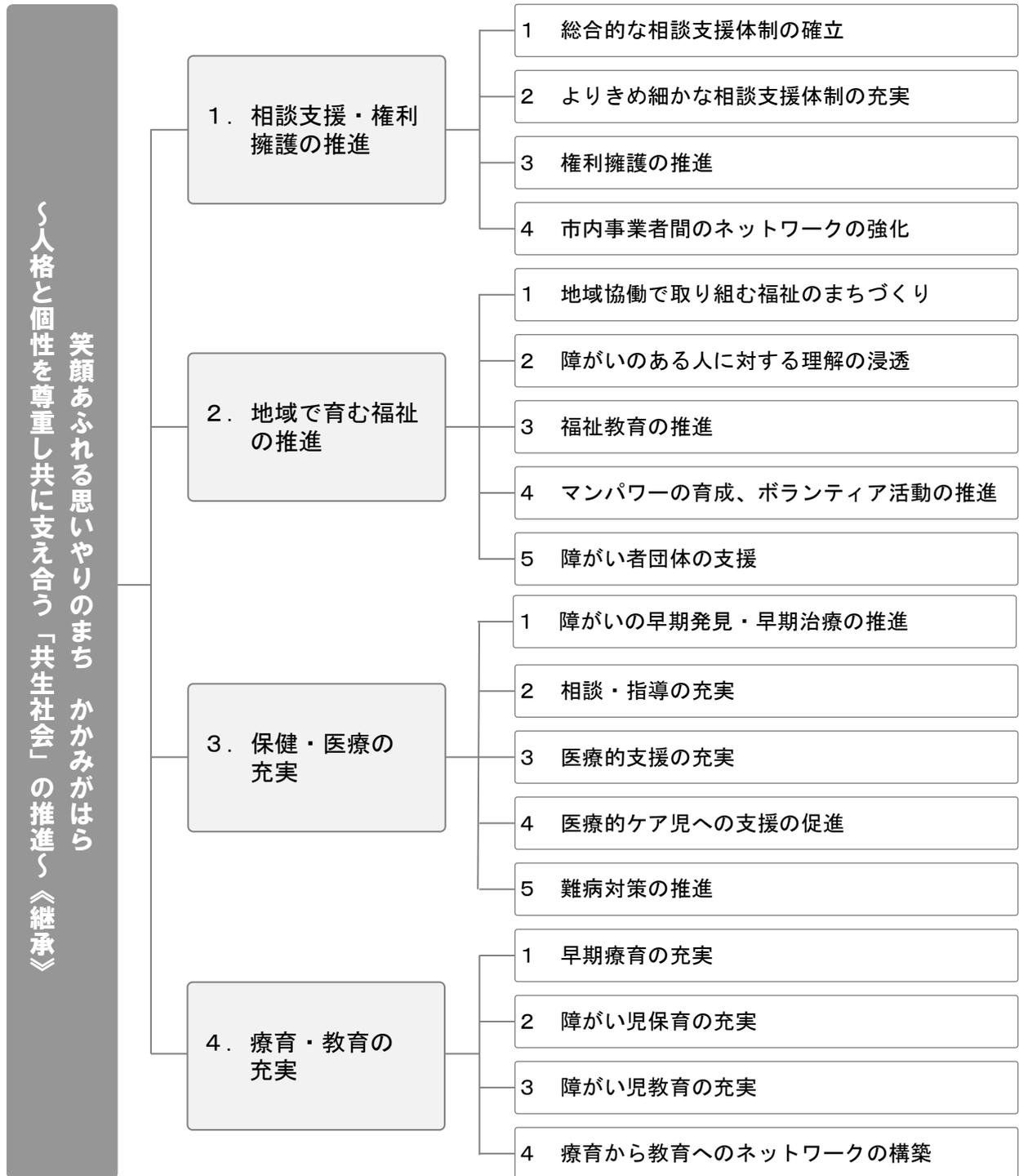


3 施策の体系

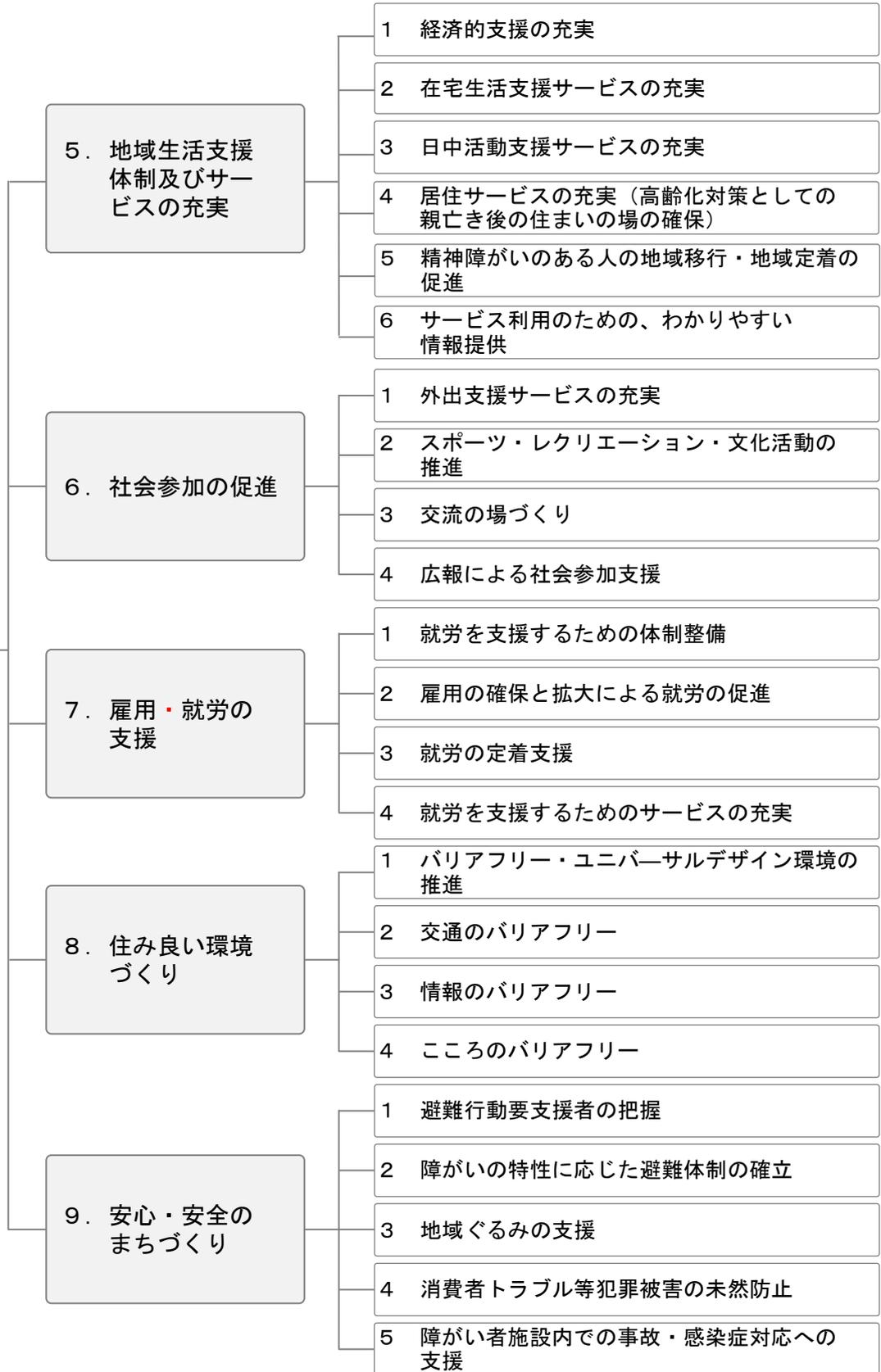
[基本理念]

[分野]

[施策]



笑顔あふれる思いやりのまち かかみがはら
 ～人格と個性を尊重し共に支え合う「共生社会」の推進～
 《継承》





障がい者計画



分野1. 相談支援・権利擁護の推進

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくためには、サービスの適切な利用や日常生活を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制を充実していくことが必要です。

本市では市障がい者地域支援協議会において、各専門部会と全体会を設置して、障がい当事者、地域の民生委員児童委員、相談支援事業者の他、医療・福祉・保健・教育・就労等の関係機関との連携を深めながら、情報を共有し課題に取り組む相談支援システムを構築してきました。

また、虐待防止体制を強化するとともに、「市障がい者差別解消支援地域協議会」を設置し、障がいのある人への不当な差別の解消と合理的な配慮について推進してきました。

今後も、市障がい者地域支援協議会を核とした関係機関の連携を図りながら、身近な窓口の充実と専門的な支援へとつなげることができる体制づくりを推進していくことが必要です。

また、アンケート調査によると、成年後見制度の活用について、「今は必要ないが、将来は必要により活用したい」の割合が25.4%となっており、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、障がい児において活用意向が高い傾向にあります。

判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者等に対して、本人の意思をできる限り尊重しながら、安心・安全な暮らしができるよう、各種制度の周知と利用の促進を図ることが重要です。障がい者に対する権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要であり、利用者の障がい特性を理解し、継続的に支援することが求められます。成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。

施策 1 総合的な相談支援体制の確立

市障がい者地域支援協議会において、関係機関との連携体制を構築し情報共有を図ることで、障がいのある人を取り巻く地域の課題や状況を把握します。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で幸せを実感して暮らせるよう地域と連携し、一人ひとりについての状況を把握し、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を提供できる総合的な相談支援体制の充実を図ります。

①市障がい者地域支援協議会の活性化

【方向性】

障がいのある人に対する切れ目のない支援、及び障がいのある人や難病患者への隙間のない支援のために、「市障がい者地域支援協議会」の活性化を図ります。当事者である障がいのある人、地域の民生委員児童委員、相談支援事業者、医療・福祉・保健・教育・就労等の関係機関との連携を深めながら、自助、共助、公助による協力支援体制を強化します。

また、目的別の専門部会での検討課題を全体会で議論し市の施策に繋げる仕組みを整備します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	当事者である障がいのある人の協議会への参加促進	社会福祉課 基幹相談支援センター
2	個別支援会議の随時開催とネットワークの強化	社会福祉課 基幹相談支援センター
3	専門部会の定期的な開催とネットワークの強化	社会福祉課 基幹相談支援センター
4	全体会の開催と会の活性化	社会福祉課 基幹相談支援センター
5	社会資源の改善・開発	社会福祉課 基幹相談支援センター
6	相談支援事業所の評価	社会福祉課 基幹相談支援センター
7	地域（民生委員児童委員など）との連携の強化	社会福祉課 基幹相談支援センター
8	「地域生活支援拠点等」の運用状況の検証、検討	社会福祉課 基幹相談支援センター
9	障がい福祉計画の策定・見直し	社会福祉課
10	制度や障がい福祉サービス等の研修の実施	社会福祉課
11	身体・知的障害者相談員の研修等による相談の充実	社会福祉課

施策2 よりきめ細かな相談支援体制の充実

平成29年度に設置した「市基幹相談支援センター」を核とした、市内相談支援事業所や各相談機関の連携による相談支援ネットワークを確立し、相談支援体制の充実を図ります。

①相談窓口の充実

【方向性】

障がいのある人等が困りごと、悩みや不安を抱えたときに気軽に相談し、情報を得ることができるような体制の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	基幹相談支援センターと相談支援事業所及び各相談機関との連携強化	社会福祉課 基幹相談支援センター
2	基幹相談支援センターによる、相談支援事業所の相談支援専門員の育成・資質の向上を目指した研修等の実施	社会福祉課 基幹相談支援センター
3	相談窓口の満足度アンケートの実施	社会福祉課
4	「市障がい児者福祉のてびき」「市自立支援サービス利用のガイドブック」等の説明資料の充実	社会福祉課 基幹相談支援センター
5	特別支援教育に関する相談窓口の充実	学校教育課

事業の達成指標

達成指標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
障がい児者相談窓口の満足度	91.1%	UP↑

※市総合計画及び第4期市地域福祉計画と同様

達成指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)
市内の相談支援事業所の設置箇所数	10箇所	13箇所

②サービス等利用計画による個別支援の充実

【方向性】

一人ひとりの状況に応じた支援が行えるよう「サービス等利用計画（計画相談）」の質の向上をめざします。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	「相談支援部会」による、市と相談支援事業所との連携及び計画作成に関する課題の共有	社会福祉課
2	民生委員児童委員の見守りや地域住民の手助けといったインフォーマルなサービスを計画に反映	社会福祉課
3	サービス等利用計画を利用した災害時の避難支援	社会福祉課

③精神障がいのある人の地域移行・地域定着支援

【方向性】

関係機関との連携を図ることで、病院を退院または施設を退所した人の地域生活を支援します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	保健所及び精神障がいのある方を対象としている相談支援事業所との情報共有・連携強化	社会福祉課 基幹相談支援センター
2	地域移行に向けた「個別支援会議」の開催	社会福祉課 基幹相談支援センター
3	市内病院におけるデイケアとの連携	社会福祉課 基幹相談支援センター
4	退院後の地域移行、地域定着までの相談支援フローの作成	社会福祉課 基幹相談支援センター
5	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	社会福祉課 基幹相談支援センター

④市基幹相談支援センターの円滑な運営と充実

【方向性】

全ての障がい（身体・知的・精神、発達障がい）及び難病に対応できる総合的な相談業務を行うとともに、虐待対応、相談支援専門員の育成・資質向上を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	障がいの種別や各種ニーズに対応した総合的・専門的な相談支援の実施	社会福祉課 基幹相談支援センター
2	相談支援事業者への専門的指導、助言	社会福祉課 基幹相談支援センター
3	相談支援事業所の相談支援専門員の育成・資質の向上を目指した研修等の実施	社会福祉課 基幹相談支援センター
4	地域移行・地域定着の促進に向けた取組の実施	社会福祉課 基幹相談支援センター
5	権利擁護・虐待の防止に関する取組の実施	社会福祉課 基幹相談支援センター

施策3 権利擁護の推進

地域における共生社会の実現のため、障がいのある人が日常生活での手続きなど様々な場面で不利益を被らないよう、権利擁護を推進します。

「障害者虐待防止法」についての地域住民への周知・啓発を図り、虐待防止体制を強化します。

また、「市障がい者差別解消支援地域協議会」等を中心に、ノーマライゼーション理念の普及・啓発に努め、差別の解消と相互理解を促進するとともに、障がいのある人への不当な差別の解消と合理的な配慮について推進します。

①障がい者虐待の防止

【方向性】

「市障がい者虐待防止センター（市基幹相談支援センター）」の機能を充実させ、障がい者虐待防止体制を強化します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	虐待防止ネットワークの構築（地域住民、民生委員児童委員、相談員、サービス事業所、医療機関、県、県権利擁護センター、警察等の関係機関との連携）	社会福祉課 基幹相談支援センター
2	被虐待者の一時保護体制の整備	社会福祉課 基幹相談支援センター
3	コアメンバーによる対応方針の協議、専門家チームを含む個別ケース会議の開催	社会福祉課 基幹相談支援センター
4	24時間対応のシステムの構築	社会福祉課 基幹相談支援センター
5	虐待する側の養護者（家族）への支援	社会福祉課 基幹相談支援センター

②障がい者差別の解消と合理的配慮への取り組みの推進

【方向性】

障がいのある人への不当な差別の解消と合理的な配慮を推進するため、「市障がい者差別解消支援地域協議会」において、建築物のバリアフリー、交通のバリアフリー、情報のバリアフリー、こころのバリアフリーなど、さまざまな社会的障壁を除去するための積極的な取り組みについて協議します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	「障がい者差別解消法」の理解浸透及び啓発活動の推進	社会福祉課
2	障がい者差別に対する「対応指針」による研修の実施	社会福祉課
3	「市障がい者差別解消支援地域協議会」の充実	社会福祉課

③日常生活自立支援（権利擁護）事業の促進

【方向性】

福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う「日常生活自立支援事業」について、利用の促進に努め、障がいのある人の権利擁護を推進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	個別相談などにおいて、「市障がい児者福祉のてびき」等を利用した事業説明などによる理解浸透及び周知	社会福祉課 社会福祉協議会
2	本事業で支援できなくなった人の、成年後見制度利用への適切な移行支援	社会福祉課 社会福祉協議会

④成年後見制度利用の支援

【方向性】

判断能力が不十分な人の権利を守る「成年後見制度」について利用の促進に努め、障がいのある人の権利擁護を推進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	「市成年後見支援センター」との連携による、制度の理解浸透及び周知を図る啓発活動の推進	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
2	成年後見制度利用支援事業の周知徹底	社会福祉課 高齢福祉課
3	適切な後見人を選任する費用及び後見人報酬の助成	社会福祉課 高齢福祉課



施策4 市内事業者間のネットワークの強化

市内にある相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者における支援のあり方等についての課題や問題点を解決し、障がいのある人を地域で支える事業者間のネットワークを強化します。

①相談支援事業者間のネットワークの強化

【方向性】

障がい児者の地域生活を支えるための課題、サービスの組み合わせ等、生活全般における相談に応じる相談支援事業者間のネットワークを強化します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市障がい者地域支援協議会の専門部会「相談支援部会」の開催	社会福祉課 基幹相談支援センター
2	困難事例のケース検討会議の開催	社会福祉課 基幹相談支援センター

②障がい児サービス事業者間のネットワークの強化

【方向性】

障がい児への福祉サービス充実のために、障がい児サービス事業者間のネットワークを強化します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市障がい者地域支援協議会の専門部会「子ども部会」の開催	社会福祉課 基幹相談支援センター 社会福祉事業団
2	「子ども部会」で作成したプロフィールブックの活用	社会福祉課 基幹相談支援センター 社会福祉事業団

③障がい者サービス事業者間のネットワークの強化

【方向性】

障がい者への福祉サービス充実のために、障がい者サービス事業者間のネットワークを強化します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市障がい者地域支援協議会の専門部会「生活支援部会」の開催	社会福祉課 基幹相談支援センター

④相談支援事業者、サービス事業者と高齢介護事業者とのネットワークの強化

【方向性】

65歳以上になった障がい者の、障がい福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行や、介護保険サービスにない障がい福祉サービスの利用など、障がいのある高齢者へのサービスを充実させるため、関係機関のネットワークを強化します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	障がい者相談支援事業者及び障がい者サービス事業者と、 高齢介護サービス事業者との連携	社会福祉課 高齢福祉課 介護保険課 基幹相談支援センター
2	包括支援センターの勉強会への参加（障がい福祉サービスの情報 提供、及び介護保険制度の理解）	社会福祉課 基幹相談支援センター

分野2. 地域で育む福祉の推進

障害者基本法では、身体、知的、精神の3障がいに加え、発達障がい及びその他心身の機能に障がいのある人が障がい者の定義に加えられており、多様な障がいに対する理解を広めていくことが求められています。平成28年4月には、障害者差別解消法が施行され、障がい者の権利擁護のための法整備が進んできていますが、周知が進んでいない現状があります。

本市においても、「共生社会」の実現のために、障がいのある人について身近に感じられる機会の提供、福祉教育の推進や広報を通して、知識の普及、理解の浸透を図るとともに、障がい者団体の自主的な活動を支援し、障がいのある人の地域における日常生活や社会生活を支援してきました。

しかし、アンケート調査によると、差別を受けたり、見たり、聞いたりした経験について、「ある」の割合が9.1%と、障がいに対する差別が依然としてみられる現状です。

障害者基本法や障害者差別解消法が目的とする共生社会の実現に向けて、市民に対する障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、更なる周知啓発を行っていくことが必要です。



施策 1 地域協働で取り組む福祉のまちづくり

地域における活動団体への支援を強化し、地域福祉活動を推進します。障がいのある人の自発的な活動参加への呼びかけや地域住民の活動への参加促進により、「地域協働」の仕組みを構築します。

①地域での見守り、声かけの促進

【方向性】

地域での見守りや声かけを促進することにより障がいのある人の閉じこもりを防止します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	地区社会福祉協議会の実施するボランティアハウスなど地域の通いの場への参加呼びかけや近隣ケアグループメンバーによる声かけ	高齢福祉課 社会福祉協議会
2	地区社会福祉協議会の事業及び運営に障がいのある人の参加を促進	社会福祉協議会
3	近隣ケアグループメンバーの研修会などの実施による人材育成	高齢福祉課 社会福祉協議会
4	民生委員児童委員による地域での見守りや、声かけの促進	社会福祉課
5	身体障害者相談員、知的障害者相談員による地域での見守りや声かけの促進	社会福祉課

施策 2 障がいのある人に対する理解の浸透

「共生社会」の実現のために、障がいのある人について身近に感じられる機会を提供し、知識の普及、理解の浸透を図ります。

①「障害者週間」の周知

【方向性】

「障害者基本法」に位置付けられる「障害者週間」（12月3日～9日）を市民に周知し、ノーマライゼーションの理念を普及させます。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市広報紙や市ウェブサイトを通じた「障害者週間」の啓発	社会福祉課

②市広報紙や市ウェブサイトを通じた広報

【方向性】

市広報紙や市ウェブサイトを通じ、障がいのある人の活躍する姿などを伝えていくことで、市民の障がいのある人への理解を促進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市広報紙や市ウェブサイト内に障がいのある人に関する情報の掲載	広報課 社会福祉課
2	市広報紙や市ウェブサイトにおける福祉特集記事の掲載	広報課 社会福祉課
3	市広報紙や市ウェブサイトにおける小・中学校の特別支援学級、特別支援学校行事の掲載	広報課 学校教育課

③障がいを理解するための講座、講演会およびイベントの開催

【方向性】

障がいや障がいのある人への理解を促進するための講座や講演会、イベント等を開催します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	障がいについて正しく理解するための講座の開催	社会福祉課 社会福祉協議会
2	民生委員児童委員などの相談支援業務に係る人たちへの発達障がいや精神障がいなどを理解するための講演会の開催	社会福祉課
3	福祉フェスティバルを通じた障がいのある人や障がい者団体の活動紹介、及び特別支援学級、特別支援学校の作品展示	福祉総務課 学校教育課 社会福祉協議会
4	福祉を身近に感じることができる講演会等を行う社会福祉大会の開催	社会福祉協議会

④福祉ショップ「ともだちの広場」の常設

【方向性】

市内の障がい者施設等の自主製品を展示、販売している常設店舗である福祉ショップ「ともだちの広場」を通して、障がいのある人の社会参加を支援するとともに市民の障がいのある人への理解を促進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	事業所の紹介及び商品販売の促進	社会福祉課
2	福祉ショップの広報	社会福祉課
3	民生委員児童委員やボランティアの協力による運営体制の充実	社会福祉課
4	「市福祉ショップ・ともだちの広場実行委員会（商品出品事業所職員等による連絡調整会議）」開催の支援	社会福祉課

施策3 福祉教育の推進

幼少の頃から障がいのある人とふれあう機会を設けることにより、児童・生徒の見聞を広め、障がいのある人への理解を促進します。

①学校における福祉教育の推進

【方向性】

障がいのある人と児童・生徒との交流を通じ、思いやりの心を育成します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	特別支援学校の生徒と居住地の校区の学校との「居住地校交流」の実施	学校教育課
2	障がいのある人が福祉推進校の小・中学校へ訪問し、講演や手話講習、車いす体験などを行う交流活動の実施	社会福祉協議会
3	福祉推進校に対する活動費の助成	社会福祉協議会
4	小・中・高等学校に出向いて障がいに関する体験学習を実施する「出前講座」、及び当事者の講話などの実施	学校教育課 社会福祉協議会
5	小・中学生が福祉施設等で福祉体験を行う「福祉体験学習事業」の実施	福祉総務課

施策4 マンパワーの育成、ボランティア活動の推進

ボランティア意識の醸成やボランティアの養成により、地域における支え合いの体制づくりを推進します。また各種研修を通じ、ボランティアの質の向上を図ります。

①身体・知的障害者相談員研修

【方向性】

身体障害者相談員、知的障害者相談員に対して研修を行い、相談員の専門性の確保及び資質の向上を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	制度説明などの県研修会への参加	社会福祉課
2	先進地視察などの実施	社会福祉課
3	相談に関するケース検討会議の実施	社会福祉課

②ボランティア意識の醸成、ボランティアやサポーターの養成

【方向性】

市社会福祉協議会ボランティアセンターを中核として、ボランティア情報の提供を充実させ、市民のボランティア意識の醸成を図ります。小・中学校の児童・生徒についても、学校におけるボランティア活動に関する取り組みを充実させ、ボランティア意識の醸成を図ります。

また、ボランティア養成講座の開催や地域の支え合い活動で活躍する人材の育成を通して、障がいのある人への個別かつ継続的なボランティア活動を促進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	ボランティア活動に対する情報提供	社会福祉協議会
2	小・中学生に対するボランティア手帳の活用促進	学校教育課
3	「生活支援サポーター養成研修」の開催	高齢福祉課 社会福祉協議会
4	手話奉仕員養成講座、要約筆記体験講座、点訳・音訳ボランティア養成講座の開催	社会福祉課 社会福祉協議会

③ボランティアの活動支援

【方向性】

障がいのある人一人ひとりのニーズに合った支援を行えるようボランティアの活動支援を行い、サポート体制の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	点字や音訳、手話通訳、要約筆記などの情報提供をするボランティアグループに対する活動支援、活動費の助成、及び活動機材の提供	社会福祉課 社会福祉協議会
2	ボランティア派遣のためのコーディネート	社会福祉協議会

施策5 障がい者団体の支援

障がい者団体の自主的な活動を支援し、障がいのある人の地域における日常生活や社会生活を支援します。また、その活動の積極的な広報・周知により、障がい者団体の会員数の確保に向けた支援を行います。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	新規障がい者手帳取得者等への障がい者団体紹介リーフレットの配布	社会福祉課
2	障がい者団体への活動費の助成	社会福祉課
3	障がい者団体が活動のために使用する公共施設使用のための支援	社会福祉課



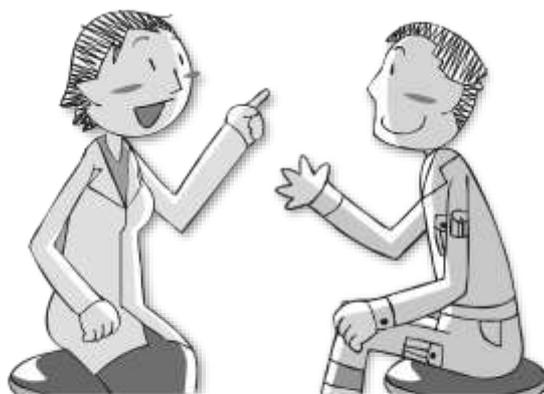
分野3. 保健・医療の充実

障がいを軽減し、障がい者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要となります。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点等の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。

また、現代社会ではライフスタイルの多様化により、家庭、学校、職場などでのストレスが増大し、心の問題を抱えている人が増えています。

精神疾患は誰もが発症する可能性のある病気であること、また適切な治療により症状の安定や治癒が可能であることを啓発するとともに、相談体制の充実など、心のケアに関する施策の実施も必要となります。



施策 1 障がいの早期発見・早期治療の推進

各種健（検）診の実施や経済的支援の充実により、障がいの早期発見・早期治療を促進します。

①乳幼児の健康診査・相談の充実

【方向性】

各種乳幼児健康診査・相談、家庭訪問事業の実施により障がいを早期に発見し、早期に適切な支援などを行うとともに、親の不安や悩みの軽減を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	4か月児、11か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査の実施	健康管理課
2	助産師もしくは保健師による新生児第1子全戸訪問	健康管理課
3	乳幼児健康診査の事後指導及び未受診者への受診勧奨	健康管理課

②成人保健対策の充実

【方向性】

各種健（検）診の実施により、疾病の早期発見・早期治療を促進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	各種健（検）診の実施	健康管理課
2	広報及び個別通知の配布を通じた市民への周知、受診啓発	健康管理課

施策 2 相談・指導の充実

健康に不安のある人への相談・指導体制を強化し、地域で安心して暮らせる環境を整備します。

①ことばの相談の充実

【方向性】

ことばや行動に心配のある子どもを持つ親の不安や悩みを軽減するため、ことばの相談を行います。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	相談の充実	健康管理課
2	関係機関との連携強化	健康管理課

②訪問指導の充実

【方向性】

特定健康診査における特定保健指導対象者で、特定保健指導を受けていない人や健康に不安のある人へ訪問指導を実施します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	健診事後教室への勧奨及び生活改善指導	健康管理課
2	関係機関との連携	健康管理課

③健康教育・健康相談の充実

【方向性】

生活習慣病の予防や健康増進を目的とした健康教育、健康相談の実施により、知識の普及や健康的な生活習慣への改善を支援します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市民のニーズに合った保健活動の実施	健康管理課
2	関係機関、団体との連携による参加の推進	健康管理課
3	障がいのある人も参加できるような環境づくり	健康管理課

施策3 医療的支援の充実

関係機関と連携し適切な医療が受けられる体制を整備することにより、障がいの予防や重度化抑制を図ります。

①医療機関との連携

【方向性】

保健・医療・福祉の各分野の連携を強化することにより、障がいの予防、重度化の抑制や軽減を図ります。

また、障がいのある人の退院後の在宅支援を推進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	保健・医療・福祉の各分野の連携の強化	社会福祉課

②医療と福祉の連携による在宅支援サービスの充実

【方向性】

在宅で生活する障がいのある人の多様化した医療処置のニーズに対応するため、医療による訪問看護と福祉による居宅介護との連携を強化し、在宅支援サービスの充実を図ります。

また、「デイケア」と日中活動サービスとの連携を強化することで、精神障がいのある人の社会参加を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	医療機関、訪問看護ステーション、居宅サービス事業所等関係者との連携強化	社会福祉課
2	市内病院（精神科）のデイケアとの連携強化	社会福祉課

③療養介護【障がい福祉サービス】の充実

【方向性】

常に医療や介護が必要な人に対し、病院などの施設で介護や日常生活上の援助を行います。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	利用希望者のニーズが充足できるよう配慮	社会福祉課

④各種医療費の助成

【方向性】

重度障がいのある人に対し、市単独で対象者を拡大し、経済的負担の軽減、継続的治療に向けた支援を充実します。

また、人工透析療法や腎移植術等が必要な18歳以上の身体障がい者を対象とした更生医療制度、口蓋形成術等が必要な18歳未満の児童を対象とした育成医療制度、及び通院が必要な精神障がいのある人を対象とした精神通院医療制度の周知を推進し、医療費負担の軽減を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	「重度障がい者医療助成事業」の継続と、市単独による対象者の拡大（身体障害者手帳4級～6級と療育手帳B2の併用者）	医療保険課
2	「自立支援医療費（更生医療、育成医療、精神通院医療）助成制度」の周知	社会福祉課

施策4 医療的ケア児への支援の促進

医療的ケアが必要な障がい児が適切な支援を受けられるよう、本人とその家族への支援体制を整備し、負担軽減を図ります。

①医療的ケア児への支援体制の整備

【方向性】

コーディネーターの配置や協議の場を設けることにより関係機関との連携を図り、在宅生活を支えるサービスの充実に取り組みます。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	社会福祉課 基幹相談支援センター
2	「医療的ケア児支援検討会」の開催による支援体制の検討及び関係機関の連携促進	社会福祉課 基幹相談支援センター
3	医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れることができる事業所等の確保	社会福祉課

施策5 難病対策の推進

県や保健所、関係機関と連携しながら、在宅で生活する難病患者に対する支援を充実させ、患者本人やその家族の心身の負担軽減を図ります。

①関係機関との連携

【方向性】

関係機関との情報共有体制を強化し、適切な相談窓口の紹介など、よりの確な対応に努めます。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	相談窓口である「県難病生きがいサポートセンター」との連携	社会福祉課
2	難病団体の活動の支援や活動費の助成	社会福祉課

②難病患者への支援の充実

【方向性】

在宅で生活する難病患者に対する支援を充実させ、患者本人やその家族の心身の負担軽減を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	難病患者に対する障がい福祉サービスの提供	社会福祉課
2	難病患者に対する地域生活支援事業の提供	社会福祉課
3	難病患者に対する補装具費の支給	社会福祉課
4	市単独事業における支援対象者の難病を含んでの範囲拡大	社会福祉課





分野4. 療育・教育の充実

障がいのある子どもが、地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制や、障がいの特性に応じた療育を実施するため、指導方法等の工夫や改善を図っていくことが求められます。

アンケート調査によると、障がいのある児童・生徒の就学環境として望ましいと思うものについて、「普通学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートを受けられる環境」の割合が36.3%、次いで「普通学校において、できるだけ他の児童・生徒と同程度の教育やサポートを受けられる環境」の割合が20.4%、「特別支援学校において、専門的な教育やサポートを受けられる環境」の割合が16.8%となっています。

今後も、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育が可能となる体制の強化を図るとともに、関係機関の連携と情報共有を推進し、一貫した相談と家族等への支援の充実を図ります。

また、近年、特別支援教育の対象となる子どもたちが増加する中で、「インクルーシブ教育システム」の構築、発達障害者支援法の改正（平成28年8月1日施行）、児童福祉法の改正（平成28年6月3日施行）等が行われました。

インクルーシブ教育システムの構築に向けては、自立と社会参加を見据えた障がいのある人となない人が可能な限り共に学ぶことを追求しています。障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切な指導を提供できるようにするため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という多様な学びの場のそれぞれの充実を図っていくことが必要です。



施策 1 早期療育の充実

障がいのある子どもの早期療育を促進するとともに、保護者の心身の負担の軽減を図ります。

①すくすく応援隊事業の実施

【方向性】

切れ目のない早期療育支援体制を確立するため、すくすく応援隊事業を実施します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	保健・医療・福祉・教育等の関係機関で構成する乳幼児発達支援推進協議会の開催・充実（関係機関の連携、情報共有、協議、研修）	子育て支援課
2	保育所・認定こども園・幼稚園の先生への巡回支援の実施	子育て支援課
3	保育所・認定こども園・幼稚園に通う児童の保護者相談の実施	子育て支援課

②児童発達支援センター・医療型児童発達支援センターの充実

【方向性】

地域の療育支援施設の中核である児童発達支援センター「各務原市福祉の里つくし」と、医療型児童発達支援センター「各務原市福祉の里たんぼぼ」を充実させ、障がいのある子どもや保護者への総合的な支援体制を強化します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	就学前の障がいのある子どもに対する、基本的な生活習慣及び集団生活への適応性を養うための通所支援の実施	社会福祉課 社会福祉事業団
2	障がいのある子どもやその家族への相談支援体制の強化	社会福祉課 社会福祉事業団
3	障がいのある子どもを療育する施設への支援、助言	社会福祉課 社会福祉事業団
4	保育所・認定こども園・幼稚園に通う障がいのある子どもに対し、保育所等訪問支援事業を行い、集団生活に適応するための専門的な支援を実施	社会福祉課 社会福祉事業団

③児童発達支援【障がい児通所サービス】の充実

【方向性】

障がいのある子どもの身近な療育の場として、基本的な動作の指導、知識・技能の習得、集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援を充実させます。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	児童発達支援センター、児童発達支援事業所、障害児相談支援事業所間の連携強化	社会福祉課
2	事業所の開設に向けた支援の実施と市民への広報及び情報提供	社会福祉課
3	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	社会福祉課

④市発達支援審査会の開催

【方向性】

障がいのある子ども一人ひとりの特性に合った通所サービスを決定するため、市発達支援審査会を開催します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	学識経験者、言語聴覚士、社会福祉士、臨床心理士等で構成される審査会の運営	社会福祉課

⑤「各務原市福祉の里」での療育研究会の開催

【方向性】

「各務原市福祉の里」が、市内及び近郊の市町村の療育に携る職員の資質の向上を目的に研修会を開催する。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市内、及び近郊の市町村の療育に携る職員の資質の向上を目的とした療育研究会の開催	社会福祉事業団

施策2 障がい児保育の充実

保育所・認定こども園・幼稚園に通う障がいのある子どもに対し、障がいの特性に合わせた適切な支援を行い健全な成長発達を促進します。

①保育所・認定こども園・幼稚園における個別支援の充実

【方向性】

保育所・認定こども園・幼稚園に通う障がいのある子どもに対し、発達段階に応じた適切な支援を行います。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	発達段階に応じた個別支援計画の作成と職員間の情報共有	子育て支援課
2	障がいに関する研修会などの充実	子育て支援課
3	障がい児の通所施設との連携強化	子育て支援課

②交流保育の充実

【方向性】

保育所に通う子どもと福祉の里に通う子どもが、定期的に交流することにより、相互理解を深めます。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	保育所に通う子どもと「各務原市福祉の里」に通う子どもが双方の施設に出向き交流する全体交流保育の実施	子育て支援課 社会福祉事業団
2	児童発達支援事業所に通う子どもが保護者同伴のもと、個別に保育所の子どもと交流する個別交流保育の実施	子育て支援課 社会福祉事業団
3	具体的な交流方法の確認、調整のための調整会議の開催	子育て支援課

③保育所等訪問支援の実施

【方向性】

保育所・認定こども園・幼稚園に通う障がいのある子どもやその保護者などに専門的な支援を行う保育所等訪問支援を実施します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	保育所・認定こども園・幼稚園へのサービスの趣旨・内容等の周知	社会福祉課
2	保育所・認定こども園・幼稚園や児童発達支援センターとの連携強化	社会福祉課

施策3 障がい児教育の充実

一人ひとりの特性に応じた個別的な教育支援体制や支援内容の充実を図り、障がいのある子どももいない子どもも共に育つインクルーシブ教育の実現をめざします。

①教育支援の充実

【方向性】

障がいのある児童・生徒の状況を把握するとともに、本人及び保護者の意見を聞きながら、適切な教育支援に努めます。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	保育所・認定こども園・幼稚園、小・中学校間の連携強化	学校教育課
2	教育支援委員会の開催	学校教育課

②特別支援教育の推進

【方向性】

障がいのある児童・生徒の能力や希望に応じた適正な進路が保障されるよう、小・中学校及び特別支援学校における特別支援教育を充実させるとともに、小中高一貫の特別支援学校を整備することで連続的に発達段階に応じた指導の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	特別支援教育推進連絡協議会、特別支援教育専門部会の機能強化	学校教育課
2	一人ひとりの特性に応じた指導の充実 (特別支援学級・通級指導教室・通常の学級における指導)	学校教育課
3	個別の教育支援計画・指導計画の作成と活用	学校教育課
4	特別支援教育コーディネーターを中心とした学校全職員による支援	学校教育課
5	発達障がい等の児童・生徒を対象としたサマースクールの実施	学校教育課
6	特別支援学校との連携の強化	学校教育課

③教育相談体制の充実

【方向性】

障がいのある児童・生徒、保護者及び教職員に対する教育相談支援体制を充実させます。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	各務原特別支援学校の地域支援センターの相談機能の充実	学校教育課
2	市教育センター「すてっぴ」の相談機能の充実	学校教育課
3	市内幼保・小・中学校への巡回相談の実施	学校教育課

施策4 療育から教育へのネットワークの構築

障がい児の相談、療育と教育、サービス事業所等の関係機関で構成する市障がい者地域支援協議会の専門部会である「子ども部会」を一層充実させるとともに、同部会で作成した情報共有のためのツール「プロフィールブック（ほっぴ すてっぴ じゃんぴ）」を活用して関係機関の連携を図り、就学前から就学後への療育から福祉や教育へのネットワークを構築します。

①子ども部会の充実

【方向性】

「子ども部会」に、障がい児の家族や教育現場の職員の参加も含めて、療育と教育の充実に向けたネットワークをさらに広げ、「子ども部会」の内容充実を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	保健・医療・福祉・教育など関係機関に家族を含んだ「子ども部会」の開催	社会福祉課 基幹相談支援センター 社会福祉事業団

②市プロフィールブックの活用

【方向性】

情報共有のためのツールとして市の子ども部会で作成した、障がいの状況、支援内容等を盛り込んだ「プロフィールブック（ほっぴ すてっぴ じゃんぴ）」の就学前から就学後までの幅広い活用を推進し、療育から教育へのネットワークを構築します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	プロフィールブックの活用の推進	社会福祉課 社会福祉事業団



分野5. 地域生活支援体制及びサービスの充実

平成25年に障害者総合支援法が施行されて以降、障がいのある人の範囲に発達障がい者や難病患者が加わる等の改正が行われ、年々サービス利用量が増加しています。

居宅介護や生活介護等の介護給付について、提供体制の一定の整備は図られているものの、喀痰吸引等の医療的ケアへの対応や、重度障がい者のニーズ、強度行動障がいのある方へ対応できる体制の整備が課題となっています。

地域移行も踏まえて多様化するニーズに対応するため、相談体制の強化、各種在宅サービスについて周知を図り、質・量ともに充実させていくことが必要です。

また、アンケート調査結果をみると、障がい福祉サービスなどを利用する上で困っていることについて、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」の割合が30.2%と高くなっています。

障がいのある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努める必要があります。



施策 1 経済的支援の充実

障がいのある人の経済的負担を軽減するため、障がい程度に応じた手当の給付や、手当及び年金制度についての適切な情報提供を実施します。

①障害者手当等の給付

【方向性】

国の障害者手当などの他に市単独の手当の給付により、在宅で生活する重度障がいのある人とその家族の経済的負担の軽減に努めます。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市単独の「各務原市障害児福祉手当」の給付	社会福祉課
2	市広報紙や「市障がい児者福祉のてびき」等による制度の周知	社会福祉課

②障害者年金の周知

【方向性】

障害者年金の受給により重度障がいのある人の経済的負担が軽減されるよう、制度の周知を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市広報紙や「市障がい児者福祉のてびき」等による制度の周知	市民課 社会福祉課
2	関係機関との連携	市民課 社会福祉課

施策2 在宅生活支援サービスの充実

在宅生活を支援するサービスの充実を図り、障がいのある人と家族の負担を軽減し、安心した地域での生活を支援します。

①身体障がいのある人への補装具費助成などの充実

【方向性】

国の定める指針及び要領に基づき、障がいのある人への円滑かつ適正な補装具費の助成をします。また、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児の聴力の向上、言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を支援するため、難聴児補聴器購入費等の助成をします。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	補装具費及び難聴児補聴器購入費等の助成	社会福祉課

②日常生活用具の給付【地域生活支援事業】の充実

【方向性】

在宅の障がいのある人の日常生活をやすくするため、特殊寝台や特殊便器などの様々な日常生活用具を障がいの種別・程度に応じて給付します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市単独のストマ用装具など一部の品目に対する費用の全額助成の継続	社会福祉課
2	ニーズに応じた対象品目の拡大	社会福祉課

③居宅介護【障がい福祉サービス】の充実

【方向性】

ホームヘルパーによる入浴、排せつ、食事などの身体介護や、掃除、洗濯などの家事援助が適切に行われるようにします。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	障がいのある人それぞれのニーズや身体、環境などに応じた支給決定の実施	社会福祉課
2	痰吸引、夜間などの対応への要望に関する事業所との連携	社会福祉課
3	ホームヘルパー事業所との連携	社会福祉課

④短期入所【障がい福祉サービス】の充実

【方向性】

自宅で介護する家族が病気の場合などに、短期入所による入浴、排せつ、食事の介護などが適切に行われるようにします。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市内事業所での短期入所実施に向けた支援	社会福祉課
2	市内の特別養護老人ホームにおける短期入所事業立ち上げに向けた支援	社会福祉課

事業の達成指標

達成指標	現状値（R2）	目標値（R6）
市内の障がい児者短期入所受入れ施設数	4施設	6施設

※市総合計画と同様

⑤日中一時支援【地域生活支援事業】の充実

【方向性】

福祉サービス事業所において、日中に介護する人がいないときの一時的な見守りが適切に行われるようにします。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	事業所の適正な指定、指導監督	社会福祉課
2	希望者のニーズや身体、環境などに応じた支給決定に基づく支給決定マニュアルの策定、見直し	社会福祉課

⑥放課後等デイサービス【障がい児通所サービス】の充実

【方向性】

学校在学中の障がいのある児童・生徒に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練をすることにより、自立や居場所づくりを促進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	事業所の開設に向けた支援の実施と市民への広報及び情報提供	社会福祉課
2	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	社会福祉課

⑦訪問入浴【地域生活支援事業】の充実

【方向性】

自宅の浴槽に入れない人に対して、訪問入浴サービスが適切に行われるようにします。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	事業所の適正な指定、指導監督	社会福祉課
2	訪問入浴サービスの事業所設立の促進	社会福祉課

施策3 日中活動支援サービスの充実

障がいのある人が積極的に社会参加できるよう、日中活動支援サービスの充実を図ります。

①生活介護【障がい福祉サービス】の充実

【方向性】

常に介護が必要な重度障がいのある人に対して、排せつ、食事などの介護と生産活動など日中活動の支援が適切に行われるようにするとともに、市内に現在ある事業所の拡大、新たな事業所の増設に向けた支援を行います。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市内事業所の増設、拡充に向けた支援	社会福祉課
2	市内に少ないサービス事業所についての市指定の基準該当サービスによる柔軟な対応	社会福祉課

事業の達成指標

達成指標	現状値（R2）	目標値（R8）
市内の生活介護事業所数	5施設	7施設

②自立訓練（生活訓練・機能訓練）【障がい福祉サービス】の充実

【方向性】

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、一定期間、身体機能または日常生活能力向上のために必要な訓練が行われるようにします。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	一定期間（2年間）利用後の最長1年間の延長についての適正な審査	社会福祉課

③地域活動支援センター【地域生活支援事業】の充実

【方向性】

日中活動を支援する障がい福祉サービス事業所に行くことができない人に対する隙間サービスとして、生産活動を行う「小規模作業所」、社会との交流促進などを行う「障がい者デイサービス」が適切に行われるようにします。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	事業所の適正な指定、指導監督	社会福祉課
2	障がいのある人のグループ活動から地域活動支援センターへの移行支援	社会福祉課

④「各務原市福祉の里」等運営事業

【方向性】

「各務原市福祉の里」及び「虹の家・友愛の家」において、障がいのある人に対する総合的な支援体制を充実させます。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援事業の充実	社会福祉課 社会福祉事業団
2	生活介護事業、就労継続支援事業の充実	社会福祉課 社会福祉事業団
3	相談支援事業の充実	社会福祉課 社会福祉事業団
4	市と社会福祉事業団との連携	福祉総務課 社会福祉課 社会福祉事業団

施策4 居住サービスの充実

(高齢化対策としての親亡き後の住まいの場の確保)

自宅での生活が困難となった障がいのある人が多様な住まいの場を選択できるよう居住サービスの充実を図り、自立した生活及び親亡き後の生活支援を強化します。

①グループホーム【障がい福祉サービス】の整備

【方向性】

障がいのある人が、介護者の高齢化や親亡き後も地域で安心して暮らせるよう、また、青年期の自立のための居場所づくりのため市内に不足している住まいの場であるグループホームの施設整備を促進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市内におけるグループホームの整備の推進	社会福祉課

事業の達成指標

達成指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)
市内のグループホーム数	8施設	16施設

②入所施設【障がい福祉サービス】の充実

【方向性】

重度障がいのある人の住まいの場として、市内の入所施設の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市内における入所施設の充実	社会福祉課

③宿泊型生活訓練事業【地域生活支援事業】の推進

【方向性】

宿泊型訓練施設において、宿泊を伴う日常生活に必要な訓練を支援することにより、住まいの場としてのグループホームへの移行をめざします。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	宿泊型生活訓練施設からグループホームへの移行支援	社会福祉課

④安心生活支援事業【地域生活支援事業】の推進

【方向性】

介護者の急病等により在宅生活が困難となった障がいのある方に対する緊急受入体制等を整備し、地域生活支援拠点等の機能の一つである「緊急時の受け入れ・対応」の機能強化を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	地域生活支援拠点等事業所の拡大	社会福祉課
2	ハイリスク者の情報収集、事前登録の勧奨	社会福祉課

⑤障がい者住宅改善の推進

【方向性】

重度障がいのある人の自立生活と介護者の負担軽減のため、住宅改善の経費を一部助成します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市広報紙や「市障がい児者福祉のてびき」等による制度の周知	社会福祉課

施策5 精神障がいのある人の地域移行・地域定着の促進

精神障がいのある人が退院・退所後に地域で暮らすため、医療、福祉、行政、地域が一体となった取り組みを推進します。

①精神障がいのある人の地域移行・地域定着支援

【方向性】

関係機関との連携を図ることで、退院、退所後の地域生活を支援します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	保健所及び精神障がいのある方を対象としている相談支援事業所との情報共有・連携強化	社会福祉課
2	地域移行に向けた「個別支援会議」の開催	社会福祉課
3	市内病院（精神科）におけるデイケアとの連携	社会福祉課
4	退院後の地域移行、地域定着までの相談支援フローの作成	社会福祉課

施策6 サービス利用のための、わかりやすい情報提供

サービスを必要としている障がいのある人が円滑にサービスを利用できるよう、各種制度、社会資源についての情報提供を充実させます。

①市内障がい福祉サービス事業所合同説明会の開催

【方向性】

障がいのある人が、自身の特性に合った事業所を選択できるよう、「市内障がい福祉サービス事業所合同説明会」を開催します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	説明会についての情報提供、周知	社会福祉課
2	事業所との連携	社会福祉課
3	「市障がい者地域支援協議会」における企画・運営	社会福祉課

②障がい特性に応じた情報提供

【方向性】

視覚障がい、聴覚障がい、知的障がいなどがある人が確実に情報を得られるようにします。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	障がい特性に応じた提供方法の工夫	社会福祉課
2	ICT等を活用した情報提供	社会福祉課

③各種制度利用の案内

【方向性】

障がい福祉サービス、地域生活支援事業、相談窓口や市の障がい者制度などを利用しやすくするため、手引きやガイドブックを作成し積極的な周知を図ります。また、市ウェブサイトにも事業内容や申請の方法等を掲載し、必要な書類をダウンロードして使えるようにします。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	障がい福祉サービスや地域生活支援事業、相談支援のガイドブックの作成・活用	社会福祉課
2	「市障がい児者福祉のてびき」の作成・活用	社会福祉課
3	市ウェブサイトの充実（制度や事業内容等の周知、必要な書類のダウンロード化）	社会福祉課

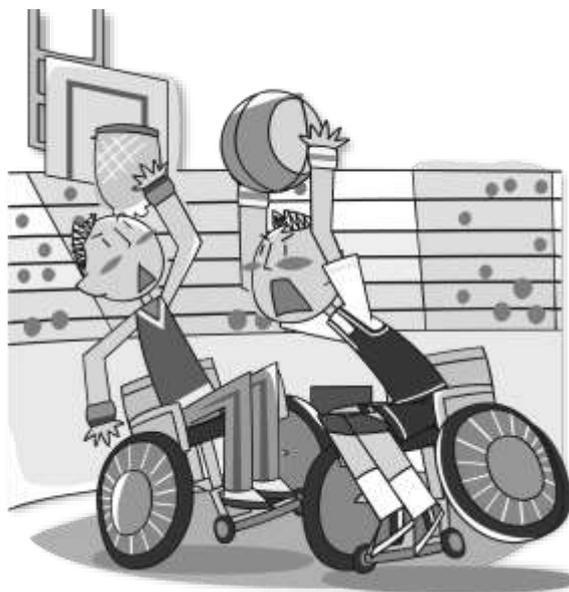


分野6. 社会参加の促進

スポーツ・レクリエーションや文化活動は、障がいのある人の生活をより豊かにし、生きがいにつながるとともに、地域におけるさまざまな交流機会ともなることから、能力・個性・意欲に応じて積極的に参加できる環境づくりが重要です。

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会が開催されることから、障がい者スポーツへの関心が高まっており、これを機会に障がい者スポーツへの理解を促進していくことが必要です。

また、買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活だけでなく、積極的に地域活動に参加するためには、移動手段の確保は欠かせません。障がいのある人の外出を支援するために、外出支援サービスをより利用しやすくする必要があります。



施策 1 外出支援サービスの充実

障がいのある人の特性に合わせた外出支援サービスを充実させ、社会参加の促進を図ります。また、移動手段としてのふれあいバス、ふれあいタクシーや福祉有償運送タクシー等の利便性の向上に努めます。

①同行援護【障がい福祉サービス】の充実

【方向性】

重度の視覚障がいにより、移動に困難がある人に対する外出時の同行などの支援が適切に行われるようにします。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	希望者のニーズや身体、環境などに応じた支給決定	社会福祉課
2	サービス提供事業所との連携	社会福祉課

②行動援護【障がい福祉サービス】の充実

【方向性】

知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対し、危険を回避するために必要な援護と外出の際の移動支援が適切に行われるようにします。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	希望者のニーズや身体、環境などに応じた支給決定	社会福祉課
2	サービス提供事業所との連携	社会福祉課

③移動支援【地域生活支援事業】の充実

【方向性】

身体障がい、知的障がい、精神障がいなどにより屋外での移動が一人では困難な人に対し、ガイドヘルパーを派遣することで外出機会の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	事業所の適正な指定、指導監督	社会福祉課
2	希望者のニーズや身体、環境などに応じた支給決定に基づく支給決定マニュアルの策定、見直し	社会福祉課
3	サービス提供事業所との連携	社会福祉課

④自動車運転免許取得費の助成による社会参加の推進

【方向性】

障がいのある人が自動車の運転免許を取得する費用を助成することで、自動車の使用による外出や就労などの社会参加を促進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市広報紙や「市障がい児者福祉のてびき」等による制度の周知	社会福祉課

⑤自動車改造費（本人運転用）の助成

【方向性】

障がいのある人が使う自動車の操行装置や駆動装置など、一部を改造する費用を助成することで、社会参加を促進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市広報紙や「市障がい児者福祉のてびき」等による制度の周知	社会福祉課

⑥介助用自動車購入費・改造費用の助成【地域生活支援事業】

【方向性】

車いすなどを利用する在宅の重度身体障がいのある人の介助者に対して、リフト付きなどの改造自動車を購入する費用、または現在所有する自動車を改造する費用を助成することで、家族などの介助を支援し、障がいのある人の社会参加を促進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市広報紙や「市障がい児者福祉のてびき」等による制度の周知	社会福祉課

⑦補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）飼育費の助成

【方向性】

補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）が、視覚、聴覚障がいのある人、肢体不自由の人の日常生活や社会参加を助ける大切なパートナーであることの市民への理解、啓発に努めるとともに、補助犬との生活を支援するため飼育費を助成します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	飼育費の助成	社会福祉課
2	補助犬への理解・啓発のための広報	社会福祉課
3	補助犬との暮らしの見守り	社会福祉課

⑧交通費助成（タクシー・ガソリン費用の助成）

【方向性】

在宅の重度障がいのある人の外出支援を目的に、交通費（タクシー代、ガソリン代）の一部を助成します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	タクシー券、ガソリン券の交付	社会福祉課

⑨ふれあいバス、ふれあいタクシー、チョイソコかかみがはらの利便性向上

【方向性】

ふれあいバスやデマンド型交通であるふれあいタクシー、チョイソコかかみがはらの継続的な運行や利便性向上により、障がいのある人の移動手段を確保します。また他の公共交通機関との連携を図ることで、更なる公共交通機関の利便性向上を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	ふれあいバス、ふれあいタクシー、チョイソコかかみがはらの改正、ダイヤの充実などによる利便性の向上	公共交通政策室
2	ふれあいバス、ふれあいタクシー、チョイソコかかみがはら利用者に対する柔軟な対応	公共交通政策室
3	ふれあいバス、ふれあいタクシー、チョイソコかかみがはら運転手に対する障がいのある人への理解の促進	公共交通政策室

⑩福祉有償運送事業の推進

【方向性】

ひとりでは公共交通機関を利用することが困難な障がいのある人等が利用できる福祉有償運送事業の普及を推進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市広報紙や「市障がい児者福祉のてびき」等による事業の周知	福祉総務課 社会福祉課
2	福祉有償運送事業運営協議会の開催及び事業の適正化	福祉総務課
3	福祉有償運送事業者、及び送迎サービス事業者に対する交通安全教室の開催	福祉総務課

施策2 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

障がいのある人が参加しやすいスポーツ・レクリエーション・文化活動の内容の充実を図るとともに、活動を通じた体力づくり、生きがいづくりを支援します。

①障がい者アート作品展の開催

【方向性】

障がいのある人の作品の展示および製品の販売を行う作品展を開催し、芸術・文化活動を推進するとともに、文化の交流を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	「生活支援部会」を中心とした検討及び事業所との連携	社会福祉課
2	市広報紙、市ウェブサイトによる作品の公募、作品展の周知	社会福祉課
3	アンケートによる市民の意識調査	社会福祉課

②文化活動へ参加する機会の拡充

【方向性】

障がいのある人の、音楽や各種の文化講演会を通じた文化活動への参加機会の拡充を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	各種講演会における手話通訳者、要約筆者等の設置	社会福祉課

③障がい者一日社会見学の開催

【方向性】

障がいのある人の外出と社会参加を目的に、車いす用リフトバスなどを利用して一日社会見学を実施します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市広報紙や市ウェブサイトによる事業の周知、参加者の募集	社会福祉課
2	ニーズに応じた見学先の選定	社会福祉課

④各種スポーツ大会への参加機会の拡充

【方向性】

障がいのある人のスポーツ大会への参加機会を拡充し、スポーツに親しめる環境を整備します。また、2021年に開催される「東京パラリンピック」を契機に障がい者スポーツへの関心を高めていきます。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	かかみがはらシティマラソンへの障がいのある人の参加促進	スポーツ課
2	かかみがはらシティマラソンのジョギング部門への、視覚障がいのある人、車いす利用者などへの参加についての配慮	スポーツ課
3	かかみがはらDEウォーキングにおける障がいのある人・車いす利用者などに配慮したコース設定と参加についての配慮	スポーツ課
4	全国障害者スポーツ大会などの、スポーツ大会出場者への激励金の交付	スポーツ課
5	岐阜県障害者スポーツ協会などが主催する障がい者スポーツ大会・教室への参加PR	社会福祉課

⑤障がい者団体、事業所等のスポーツ大会支援

【方向性】

スポーツ・レクリエーション活動を通して、障がいのある人の社会参加を促進し、体力の維持、向上を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	障がい者団体、サービス事業所等におけるスポーツ大会開催の支援	社会福祉課

施策3 交流の場づくり

地域で生活する障がいのある人の仲間づくりや生活意欲を高めることを支援するために、創作活動、レクリエーション、調理等を通して交流できる場所や機会を提供します。

①精神障がいのある人のグループワークによる社会参加の促進

【方向性】

地域で生活する精神障がいのある人の閉じこもり予防などの心のケア、生活リズムの調整、仲間づくりや生活意欲を高めることを目的に、小グループでの創作活動、レクリエーション、調理などの活動を提供し社会参加を促進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	毎月のグループワークの実施	社会福祉課
2	精神障がい者地域活動支援センターとの連携	社会福祉課
3	参加しやすい活動内容の工夫と周知	社会福祉課

②障がいのある人を対象としたサロンづくりによる社会参加の促進

【方向性】

障がいのある人の居場所づくりを目的に、障がい者サロン等の開催を継続します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	障がい者サロンの継続	社会福祉協議会
2	さまざまな障がいのある人への参加呼びかけ	社会福祉協議会
3	参加しやすい活動内容の工夫と周知	社会福祉協議会

施策4 広報による社会参加支援

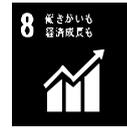
①市広報紙や市ウェブサイトを通じた広報

【方向性】

市広報紙や市ウェブサイトを通じ、障がいのある人の活躍する姿などを伝えていくことで社会参加を支援します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市広報紙や市ウェブサイト上障がいのある人の活躍する姿の広報	社会福祉課
2	市広報紙や市ウェブサイトにおける福祉特集記事の掲載	社会福祉課



分野 7. 雇用 就労の支援

障がいのある人が就労することは、経済的自立や生きがいになるとともに、一人ひとりがもつ能力を発揮することで社会を構成する一員として地域に貢献することにもつながります。

平成30年4月から、障がい者法定雇用率が引き上げられました。また、平成28年4月の障害者雇用促進法の改正により、平成30年4月から精神障がい者が法定雇用率の算定をする際の計算に含まれることとなり、精神障がい者をはじめ、障がいのある人に対する民間企業の受け入れが進むことが予測されます。

アンケート調査によると、会社などで就労するにあたり必要な配慮について、「職場内で、障がいに対する理解があること」の割合が62.7%と最も高く、次いで「障がいの状況にあわせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること」の割合が56.2%、「就業に対する相談支援体制が充実していること」の割合が39.3%となっています。

障がい者の雇用促進に向け、障がいや障がい者への理解や就労環境の改善促進に取り組んでいく必要があります。さらに、就労に結び付いても継続して働き続けることが難しい人への就労定着への支援も進めていくことが必要です。



施策 1 就労を支援するための体制整備

「市障がい者地域支援協議会」の「就労支援部会」の場において、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校、企業などの関係機関と連携し、個人の能力や希望に応じた就労環境を充実させます。

また、就労支援コーディネーターの寄り添い型相談支援も充実させます。

さらに、障害者優先調達法に基づく「市障害者就労施設等からの物品等調達方針」を全庁的に推進し、自主生産品の販路の拡大を推進します。

①就労相談支援体制の充実

【方向性】

就労への手続き、事務所との連絡の取り方、通勤の方法、職場での悩みなど、障がいのある人に寄り添った相談をするとともに、就労関係機関と連携しながら就労支援部会の機能を充実させます。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	就労支援コーディネーターによる寄り添い型の相談支援	社会福祉課
2	ハローワーク、就業・生活支援センター、就労訓練の場、企業との連携	社会福祉課
3	市障がい者地域支援協議会の専門部会「就労支援部会」の機能充実（就労系サービス事業所と企業との連携強化、研修等）	社会福祉課

②障害者優先調達法の推進

【方向性】

「市障害者就労施設等からの物品等調達方針」について、毎年度の達成目標額を決めて全庁的に推進していきます。調達内容については障がい者就労施設等と協議します。また調達方針や調達実績については、市ウェブサイトで公表します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	「市障害者就労施設等からの物品等調達方針」の全庁的推進	社会福祉課
2	物品の購入、役務の提供における目標額の達成	社会福祉課
3	調達方針、調達実績の市ウェブサイトでの公表	社会福祉課
4	障がい者就労施設等、各課への情報提供、及び情報収集	社会福祉課

③市福祉ショップ等による就労継続支援事業所の生産品の販路拡大

【方向性】

市内にある就労継続支援事業所の生産品（商品）の販路を拡大するためのシステムを構築します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	販路拡大に向けてのチラシの作成	社会福祉課
2	市福祉ショップにおける商品のPR（商品目録の作成等）	社会福祉課
3	「市福祉ショップ・ともだちの広場実行委員会（連絡調整会議）」開催の支援	社会福祉課

④「就労訓練の場」との連携

【方向性】

一般就労や、福祉的就労（就労継続支援A型、就労継続支援B型）、訓練のための就労移行支援事業に行けない障がいのある人等が利用する「就労訓練の場」（働くための訓練の場）と連携し、就労を支援します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市内にある「就労訓練の場」との連携～就労支援部会への参加等～	社会福祉課

施策2 雇用の確保と拡大による就労の促進

各機関との連携を強化し民間企業などに働きかけることで、障がいのある人の就労の場を確保します。また、就労継続支援A型事業所も就労の選択肢の一つとして就労を促進します。

①雇用機会の拡大

【方向性】

市内企業と求職者などとの橋渡しを行い、雇用機会の拡大を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	地域職業相談室（シティーハローワーク各務原）での就職相談	商工振興課
2	市雇用・人材育成推進協議会と連携した「雇用対策懇談会」の開催（特別支援学校や企業との情報交換）	商工振興課
3	労働局や公共職業安定所（ハローワーク）などとの連携強化	商工振興課
4	企業への障害者雇用促進法の周知・啓発	商工振興課

施策3 就労の定着支援

障がいのある人が継続して働き続けることができるよう、住まいや生活支援、人間関係への相談支援などを行いながら、各機関との連携を強化し、就労後の支援体制の整備を行います。

①就労定着のための支援体制の整備

【方向性】

個人のニーズに応じた働きがいのある就労と、就労のための住まいや生活のあり方についての支援のため、関係機関と連携します。生活支援を含む就労支援体制を整備し、就労後の職場定着を促進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	各務原特別支援学校の地域支援センターによる「連携支援会議」の開催	社会福祉課 学校教育課
2	各務原特別支援学校の地域支援センターによる職場訪問、相談活動を通じた卒業生への追支援	社会福祉課 学校教育課
3	各務原特別支援学校、公共職業安定所（ハローワーク）、職業センター、保健所など、関係機関との連携の強化	社会福祉課
4	就労支援コーディネーターによる相談や支援の実施	社会福祉課

施策4 就労を支援するためのサービスの充実

職業能力の開発の場を確保するとともに、就労支援サービスにかかる経済的援助を充実させ、障がいのある人の一般企業、及び就労継続支援A型事業所（障がいのある人と雇用契約を結ぶハローワーク経由の福祉就労型事業所）への就労を促進します。

また、就労相談支援体制の整備を行い、就労手続きから職場での悩みまで個人の状況に応じた支援を実施します。

①福祉サービス事業所への通所支援

【方向性】

障がいのある人の就労及び自立を支援するため、就労系福祉サービス事業所などに公共交通機関を利用して通所する際の交通費の一部を助成します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	福祉サービス事業所への交通費（バス・鉄道）助成事業の実施	社会福祉課

②就労移行支援【障がい福祉サービス】の充実

【方向性】

就労移行支援事業所や公共職業安定所（ハローワーク）との連携を強化し、個人の能力に応じた就労移行を促進します。

また、市内の就労移行支援事業所の確保を検討し、より身近な地域における支援体制を充実させます。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市内への就労移行支援事業所の設置に向けた支援	社会福祉課
2	就労支援コーディネーターとの連携	社会福祉課

③就労継続支援【障がい福祉サービス】の充実と拡大

【方向性】

障がいのある人に対して生産活動の支援を行う就労継続支援B型事業と、ハローワークを通して雇用契約によって就労する就労継続支援A型事業の充実に向けた支援をします。就労継続支援A型事業については、利用者数を増やす方向で支援します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	就労継続支援A型事業の利用者数増に向けた支援	社会福祉課
2	就労支援コーディネーターとの連携	社会福祉課

事業の達成指標

達成指標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
就労継続支援A型事業の利用者数（年間）	196人	226人

※市総合計画及び第4期市地域福祉計画と同様

分野8. 住み良い環境づくり



障がいのある人が地域で安全に安心して暮らしていくためには、地域生活の基盤となる生活空間において、日常生活や外出、社会参加を困難にしている様々なバリア（社会的障壁）を取り除くことが必要となります。

アンケート調査によると、市内の公共施設の利用のしやすさについて、「思う」と「どちらかといえば思う」をあわせた“利用しやすいと思う”の割合が25.1%である一方、「どちらかといえば思わない」と「思わない」をあわせた“利用しやすいと思わない”の割合が28.9%となっています。

障がいのある人が、安心して街中を移動できるためには、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。また、障がい種別のニーズの違いに配慮しつつ、標識等の整備充実を図るとともに、歩道や点字ブロック上の放置自転車や違法駐車をなくすよう、関係団体や関係機関との連携強化と、市民モラル向上のための広報活動が求められます。

さらに、情報技術等を活用した情報バリアフリー化の推進やコミュニケーション支援体制の充実を図り、障がいのある人の自立と社会参加を支援することが必要です。



施策 1 バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進

障がい者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるよう、平成30年に「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行されました。

こうした動向を踏まえながら、誰もが利用しやすい建築物をめざし、「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がいのある人の目線に合わせたバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。

①福祉のまちづくり事業の推進

【方向性】

「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくりに関する理解を深めることができるよう情報提供を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	建築・設計技術者への「岐阜県福祉のまちづくり条例」についての知識の周知・啓発	建築指導課
2	新規の福祉施設建築に向けた、事業者への建築基準についての周知、及び指導	建築指導課

②公共施設などのバリアフリー化

【方向性】

公共施設において、障がいのある人の目線に合わせたバリアフリー化を推進し、障がいのある人が社会参加しやすい環境を整備します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	リフレッシュ事業などの実施にあわせた、既存公共施設などのバリアフリー化	都市建設部 施設管理担当課
2	テニスコートなどの野外施設のバリアフリー化	スポーツ課
3	障がい福祉サービス事業所のバリアフリー化の推進	社会福祉課

事業の達成指標

達成指標	現状値 (R1)	目標値 (R5)
公共的な施設が障がい児者でも使いやすい施設となっていると思う市民の割合	25.1%	UP↑

※市総合計画と同様

③公園、水辺空間などオープンスペースの整備

【方向性】

公園や水辺空間などのオープンスペースを整備することにより、障がいのある人の社会参加を促進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく公園や水辺空間などオープンスペースの再整備	河川公園課

施策2 交通のバリアフリー

歩道や公共交通機関におけるバリアを除去し、障がいのある人が外出する際の不安を解消し社会参加しやすい環境の整備に努めることで、ユニバーサルデザインを普及させ、社会参加を促進します。

①道路環境の整備

【方向性】

障がいのある人が利用しやすいよう道路交通環境の整備を推進するとともに、植樹などの設置により人にやさしい景観のある施設をめざします。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	道路の段差解消	道路課
2	植樹の設置	道路課

②歩行空間の整備

【方向性】

障がいのある人の社会参加の妨げとならないよう、歩行空間の整備を推進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	車いすがすれ違うことができる幅の広い歩道などの整備	道路課
2	歩道にはみ出した商品、看板及び放置自転車などの除去をめざした市民への啓発	建設管理課 建築指導課

③公共交通機関の整備

【方向性】

障がいのある人が公共交通機関にスムーズに乗降できるよう、柔軟な対応に努めます。また、主要な駅周辺のバリアフリー化を推進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	公共交通機関乗降時の車いす利用者等への柔軟な対応	公共交通政策室
2	主要な駅周辺のバリアフリー化の推進	都市計画課

施策3 情報のバリアフリー

障がいのある人が必要な情報を取得できるための支援を充実させます。また、「障害者差別解消法」に規定する社会的障壁を除去していくため、情報伝達に関する「合理的配慮」を実施します。

①意思疎通支援【地域生活支援事業】の推進

【方向性】

視覚や聴覚、言語機能などの障がいのために意思を伝えることが困難な人のコミュニケーションを支援し、社会参加を促進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	手話通訳者や要約筆記者などを派遣するための相談、及びコーディネートのための手話通訳者を市の窓口を設置	社会福祉課
2	聴覚障がいのある人のための、手話通訳者や要約筆記者などの学校や病院への個人派遣	社会福祉課
3	聴覚障がいのある人の、様々な講演会などへの参加促進に向けた、手話通訳者や要約筆記者等の講演会等への団体派遣と設置のPR	社会福祉課
4	聞こえが不自由なことを表す「耳マーク」の周知	社会福祉課
5	手話通訳奉仕員養成講座・要約筆記体験講座の開催	社会福祉課 社会福祉協議会
6	手話通訳者等登録者会議の開催（手話通訳者、要約筆記者等の情報共有と連携）	社会福祉課
7	視覚障がいのある人のための、市広報紙などの点訳、声（朗読テープ）による音訳	社会福祉課 社会福祉協議会
8	点訳・音訳ボランティア養成講座の開催	社会福祉協議会

事業の達成指標

達成指標	現状値（R1）	目標値（R6）
手話奉仕員養成講座、要約筆記体験講座、点訳・音訳ボランティア養成講座の受講者数	66人	68人

※第4期市地域福祉計画と同様

②さまざまな障がいへの情報伝達の工夫

【方向性】

さまざまな障がいのある人が情報を受け取ることができるよう、文字の大きさ、ふりがなやカタカナの使用などのわかりやすい文章表記と点字表記に配慮します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市からの通知、連絡等の文書について、字の大きさやふりがな、カタカナの使用、わかりやすい文章表記などの配慮	社会福祉課
2	障がいのある人が出席する「個別支援会議」でのレジュメについて、字の大きさやふりがな、カタカナの使用、わかりやすい文章表記などの配慮	社会福祉課
3	視覚障がいのある人のための、会議資料のメールでの送信	社会福祉課

③図書館の利便性向上

【方向性】

障がいに配慮した各種サービスを行い、障がいのある人の読書機会の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	録音図書（テープ・デイジー）や点字図書の貸し出しの実施	中央図書館
2	対面読書室や拡大読書器、大活字本、LLブックコーナーの設置	中央図書館
3	電子書籍による音声読み上げ機能、文字の拡大機能の充実及び電子図書館の利用促進	中央図書館
4	郵送による貸し出しの実施	中央図書館

④選挙における配慮

【方向性】

選挙会場のバリアフリー化により、障がいのある人の選挙への参加を促進します。
また通常の投票が困難な人に柔軟に対応するとともに、制度について周知を行います。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	投票所入り口の段差解消のスロープ設置	選挙管理委員会
2	「支援カード」を活用した代理記載投票制度や点字投票制度、郵便による不在者投票制度の周知	選挙管理委員会

⑤市ウェブサイトにおける「閲覧支援サービス」の充実

【方向性】

視覚障がいのある人に対して導入している市ウェブサイト「閲覧支援サービス」の充実に努め、市ウェブサイトの快適な利用を促進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	音声読み上げや文字拡大、配色変更を行う閲覧支援サービスの導入	広報課

施策4 こころのバリアフリー

地域の支えあい、助け合いと思いやりの心を育むため、「心のバリアフリー」についての広報、啓発を進めるとともに、障がい者に関するマークの周知を通して障がいのある人への市民の理解を深めます。

①障がい者理解の促進

【方向性】

市ウェブサイトや講演会などを通して、心のバリアフリーについての広報、啓発を進め、さまざまな障がいや障がいのある人への理解を促進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	市広報紙や市ウェブサイトを通じた障がい者の活動等の情報発信による啓発	社会福祉課
2	障がい特性を理解するための民生委員児童委員などへの講演会の開催	社会福祉課

②障がい者マークの普及促進

【方向性】

さまざまな障がい者マークや「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」、視覚障がいのある人のSOSシグナルなどの周知を広げ、障がいのある人への理解を促進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	障がい者マークの周知と理解・協力の促進	社会福祉課
2	支援が必要な人と支援を行う人をつなぐ「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」や「介護マーク」の周知と理解・協力の促進	社会福祉課
3	視覚障がいのある人のSOSシグナルの周知と理解・協力の促進	社会福祉課



分野9. 安心・安全のまちづくり



災害時に障がいのある人など支援を必要とする方に対する対策の推進が、我が国全体で大きな課題となっています。

アンケート調査によると、災害が起こった際の不安について、「避難先での不安」の割合が55.6%、次いで「避難する際の不安」の割合が47.5%、「災害の状況が伝わっていない場合の不安」の割合が35.5%となっています。

市では、避難行動要支援者名簿を更新するとともに、自主防災組織や民生委員等に配付し、地域における避難行動要支援者の把握や見守り活動等に役立てています。また、要配慮者のための福祉避難所を確保し、災害時に適切な支援ができるよう、運営体制の整備を進めています。

今後はより一層、災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進や、避難先での障がい特性に応じた支援体制の構築に取り組むことで、障がい者の支援体制の強化を図っていくことが必要です。



施策 1 避難行動要支援者の把握

避難行動要支援者名簿の活用により避難行動要支援者を事前に把握することで、災害時の円滑な支援を可能にします。

①避難行動要支援者名簿の活用

【方向性】

災害時に支援が必要な障がいのある人などに、避難行動要支援者名簿への登録を呼びかけ、避難行動要支援者の把握、地域での支援体制の確立を推進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	避難行動要支援者についての、自治会長や民生委員児童委員との情報共有及び連携の強化の促進	社会福祉課 防災対策課
2	避難支援者が決まっていない要支援者への、地域での支援体制確立の促進	社会福祉課 防災対策課

施策 2 障がいの特性に応じた避難体制の確立

障がいのある人の安全な避難と避難時における負担の軽減を図るため、障がいの特性に応じた支援体制を確立します。

①「避難行動支援部会」の充実

【方向性】

障がいのある人の避難支援を検討する「避難行動支援部会」において、避難所における福祉ニーズの把握方法、より効果的な現地支援の様態・方法など、障がい特性に応じた支援方法の詳細を検討し、地域での避難支援体制を確立します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	障がい特性に応じた避難支援のあり方についての検討会「避難行動支援部会」の充実	社会福祉課
2	「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」、及び県支援チーム DCAT との連携	社会福祉課
3	避難所等における障がい特性に応じた福祉ニーズの把握	社会福祉課

②障がい特性に応じた避難支援マニュアルの活用

【方向性】

有事の際に地域住民が対応しやすいよう、それぞれの障がいに応じた避難支援のあり方、留意点をマニュアル化した避難支援マニュアルに基づき、安全でスムーズな避難方法と避難所での生活支援についての体制を整備します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	避難支援マニュアルに基づく安全でスムーズな避難方法と避難所での生活支援についての体制の整備	社会福祉課

③NET119番・FAX119番

【方向性】

聴覚又は音声・言語機能に障がいのある人のために、事故、緊急時などにおいて、インターネット機能及びFAXを利用して119番通報ができるよう、「NET119番」と「FAX119番」事業を継続します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	「市障がい児者福祉の手引き」などによる事業の周知	社会福祉課
2	申請者、登録者に係る情報についての消防本部との連携	消防課 社会福祉課

④福祉避難所の周知と運営体制の整備

【方向性】

要配慮者用の福祉避難所について、認知度の向上を図るとともに、「福祉避難所設置・運営マニュアル」を活用した円滑な避難支援体制を構築します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	福祉避難所の充実及び周知・啓発	防災対策課 健康福祉部
2	関係機関と連携した福祉避難所運営体制の検討	防災対策課 健康福祉部

⑤避難所での生活支援

【方向性】

避難所生活において、障がいのある人一人ひとりの特性に応じた柔軟な対応を促進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	行動障がいのある人など要配慮者専用スペースの確保	社会福祉課 防災対策課
2	医師会などとの連携による医師、看護師等の派遣	防災対策課 健康管理課
3	薬剤師会などとの連携による、薬の確保の促進	防災対策課 健康管理課
4	市障害者団体連合会が作成した「防災バンダナ」を活用した支援の啓発	社会福祉課 防災対策課

⑥避難所におけるコミュニケーション支援

【方向性】

聴覚障がいのある人や視覚障がいのある人に対して、情報伝達するためのコミュニケーション支援を促進します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	聴覚障がいのある人への手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣や、文字等での必要な情報の提供	社会福祉課 防災対策課
2	視覚障がいのある人への点字、音声、拡大文字による必要な情報の提供	社会福祉課 防災対策課

施策3 地域ぐるみの支援

日頃から地域住民の災害に対する意識を高め、要配慮者の地域での支援体制の確立を推進します。

①災害ボランティアの受入れ体制の確立

【方向性】

災害時において、必要な場所に必要なボランティアが派遣されるよう、災害ボランティア受け入れ体制の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	関係機関との平時からの連絡体制の構築	福祉総務課 社会福祉協議会 防災対策課
2	障がいに応じた必要なボランティアの調整	社会福祉課 福祉総務課 社会福祉協議会 防災対策課

②地域での協力・支援体制の整備

【方向性】

住民の共助の精神を醸成し、自主的な防災活動の推進を図るため、全市的な支援体制の整備を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	自治会などを単位とした、自主防災組織の活動促進	防災対策課
2	防災リーダーの育成など、地域防災力の向上	防災対策課
3	自治会長、民生委員児童委員を通じた、地域住民への避難行動要支援者についての周知・啓発	防災対策課

施策4 消費者トラブル等犯罪被害の未然防止

高齢者や障がいのある人を狙った詐欺や悪質な訪問販売などの犯罪被害を未然に防止するための啓発を行います。

①消費者トラブルの未然防止のための啓発

【方向性】

消費者トラブルを未然に防ぐための啓発や防止対策に努めます。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	「消費生活出前講座」などによる啓発活動の推進	まちづくり推進課
2	成年後見人制度の周知	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会

施策5 障がい者施設内での事故・感染症対応への支援

市内の障がい者施設（居住・日中活動サービス事業所）での事故やインフルエンザ等の感染症への対応について、県及び市の対応マニュアルを周知するとともに、対応や改善策等での相談に対して県と連携しながら支援し、危機管理体制の整備をします。

①自立支援サービス事業所（施設）での事故・感染症対応への支援

【方向性】

県指定の市内の障がい者施設（居住・日中活動サービス事業所）での事故やインフルエンザ等の感染症への対応について、県及び市の対応マニュアルを周知するとともに、対応や改善策等での相談に対して県と連携しながら支援します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	「市障がい者施設内事故・感染症等対応マニュアル（事故・インフルエンザ、ノロウイルス、行方不明、送迎車の交通事故等への対応）」の周知	社会福祉課
2	施設からの報告を受け、必要に応じた関係機関との連携による対応や改善策の協議	社会福祉課

②地域活動支援センター等での事故・感染症対応への支援

【方向性】

市指定の市内の地域活動支援センター（小規模作業所、デイサービス）、日中一時支援事業所、宿泊型生活訓練施設での事故やインフルエンザ等の感染症への対応について、市の対応マニュアルを周知するとともに、対応や改善策等での相談に対して支援します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	「市障がい者施設内事故・感染症等対応マニュアル（事故・インフルエンザ、ノロウイルス、行方不明、送迎車の交通事故等への対応）」の周知	社会福祉課
2	施設からの報告を受け、対応や改善策の協議	社会福祉課
3	事故後の事業所訪問	社会福祉課
4	事業所への指導監査時の危機管理対策指導	社会福祉課

③児童発達支援センター等での事故・感染症対応への支援

【方向性】

県指定の市内の障がい児通所施設（児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス）での事故やインフルエンザ等の感染症への対応について、県及び市の対応マニュアルを周知するとともに、対応や改善策等での相談に対して県と連携しながら支援します。

【具体的な取り組み】

No.	内容	担当
1	「市障がい者施設内事故・感染症等対応マニュアル（事故・インフルエンザ、ノロウイルス、行方不明、送迎車の交通事故等への対応）」の周知	社会福祉課
2	施設からの報告を受け、必要に応じた関係機関との連携による対応や改善策の協議	社会福祉課



第 5 章

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 成果目標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6% 以上削減	家庭の状況や障がいの程度により入所に対するニーズが依然高いため、令和元年度末時点の施設入所者数(143人)を基準に現状維持する。
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	入所者の高齢化・重度化が進み、地域生活移行が難しい状況を踏まえ、入所者のうち、65歳以下かつ、障がい程度が中・軽度の方(※)である <u>1.4%</u> (2人) 以上とする。

(※障害支援区分4以下かつ、身体障害者手帳3級以下又は療育手帳B1以下の方)

目 標 値	
令和5年度末の施設入所者数	143人
令和5年度末までの地域生活移行者数	2人

目標実現に向けた取組

基幹相談支援センターの相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障がい者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

項目	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	令和2年度に市単独で整備した地域生活支援拠点等の機能の充実のため、国の基本指針を踏まえ目標を設定

目 標 値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討

目標実現に向けた取組

障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、市障がい者地域支援協議会を活用して協議を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和5年度中の一般就労移行者数が、令和元年度実績の1.27倍以上	令和元年度実績(26人)の <u>1.27倍</u> 以上
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度中の就労移行支援における一般就労移行者数が、令和元年度実績の1.30倍以上	令和元年度実績(11人)の <u>1.30倍</u> 以上
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5年度中の就労継続支援A型における一般就労移行者数が、令和元年度実績の1.26倍以上	令和元年度実績(15人)の <u>1.26倍</u> 以上
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5年度中の就労継続支援B型における一般就労移行者数が、令和元年度実績の1.23倍以上	令和元年度実績(0人)の <u>0倍</u>
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数(34人)の <u>7割</u> が就労定着支援事業を利用
就労定着支援事業の就労定着率	令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本	令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所が全体の <u>7割以上</u>

目 標 値		
令和5年度中の年間一般就労移行者数	34人	
内 訳	就労移行支援における一般就労移行者数	15人
	就労継続支援A型における一般就労移行者数	19人
	就労継続支援B型における一般就労移行者数	0人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	24人	
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率	7割以上	

目標実現に向けた取組

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達や障がい者施設に通所する障がい者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	国の基本指針	現状
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本	設置済み (R2現在) 市内に福祉型と医療型が各1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本	構築済み (R2現在) 市内：2か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本。ただし、困難な場合は圏域での設置も可。	確保済み (R2現在) 市内：1か所 圏域：2か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本。ただし、困難な場合は圏域での設置も可。	確保済み (R2現在) 市内：1か所 圏域：2か所
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本。ただし、困難な場合は県が関与したうえで、圏域での設置も可。	設置済み (H30年度に障がい者地域支援協議会・子ども部会に分科会「医療的ケア児支援検討会」を設置)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本。ただし、困難な場合は県が関与したうえで、圏域での配置も可。	配置済み (R2現在) 市基幹相談支援センターに1名配置

障がい児支援の提供体制の整備に向けた取組

国の基本指針について、既に体制等が確保できておりますが、第6期計画期間中において、それぞれの実施状況を確認し、必要に応じて更なる事業所の確保を検討するなど、障がい児とその家族が安心して過ごせる環境づくりに努めます。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中、医療的ケア児等コーディネーターの配置や、「医療的ケア児支援検討会」での支援の課題や対応策についての継続的な意見交換や情報共有により、支援体制の充実を図ります。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

項目	国の基本指針	設定の考え方
総合的、専門的な相談支援を実施する体制の整備	令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1カ所以上整備することを基本。ただし、困難な場合は圏域での整備も可。	平成29年7月に設置した基幹相談支援センターにおいて、障がいの種別や各種ニーズに対応した総合的・専門的な相談支援を実施。
地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保。	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する指導・助言及び人材育成の支援、地域の相談機関との連携会議の開催。

目 標 値	
基幹相談支援センターによる総合的、専門的な相談支援を実施する体制を整備	市単独整備
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や連携会議等の開催（年回数）	50回

目標実現に向けた取組

基幹相談支援センターにおいて、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施し、更なる相談支援体制の充実・強化を推進します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のための研修等の実施、定期的な連携会議の開催など、地域の相談支援機関との連携強化の取組を進めます。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上

項目	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	令和5年度末までに障害福祉サービスの質の向上を図るための取組みに関する事項を実施する体制を構築	県が実施する各種研修へ積極的に参加するほか、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所や関係自治体と共有することで、サービスの質の向上を図る。

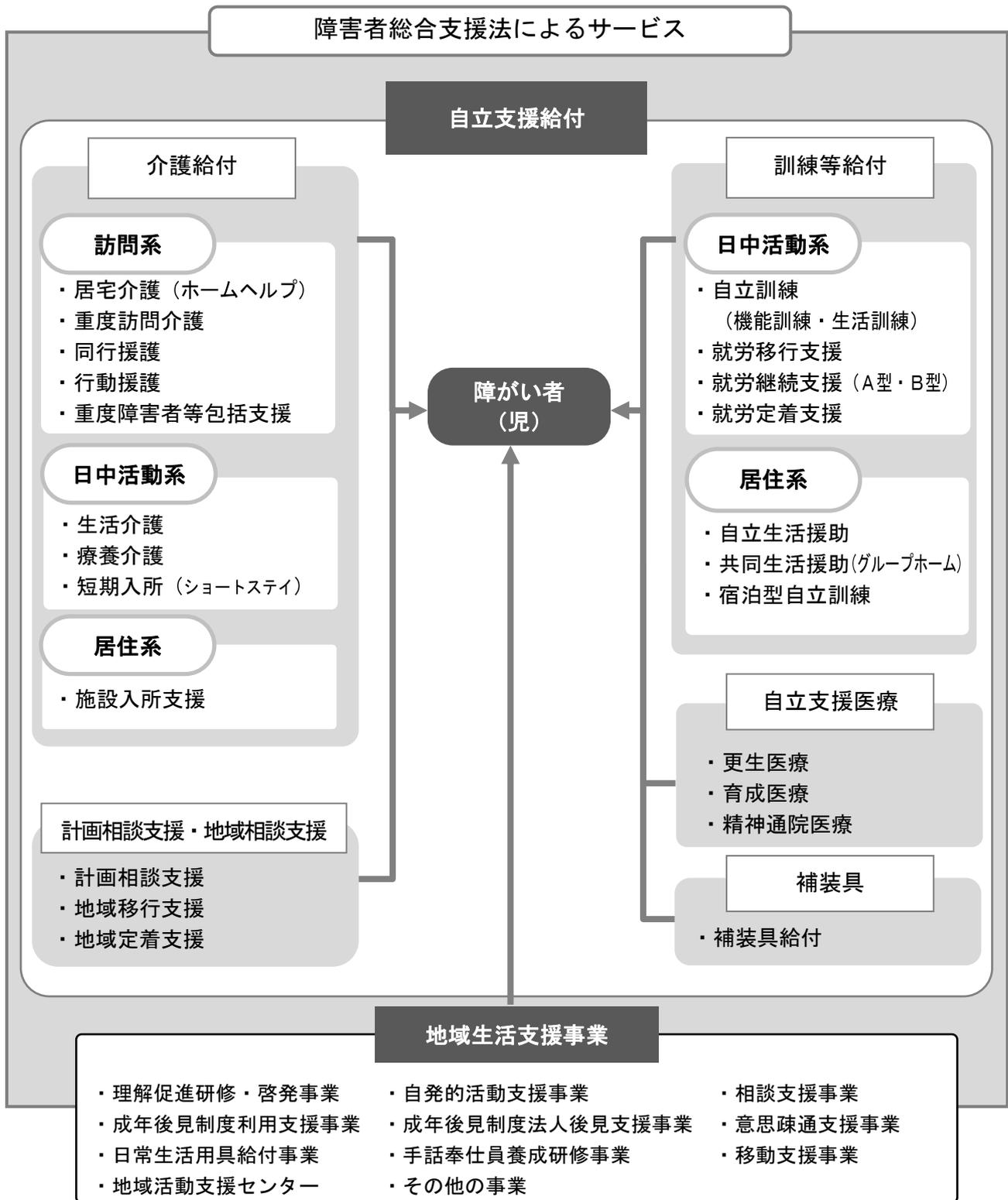
目標値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加（人数）	10	10	10
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析しその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施（回数）	2	2	2

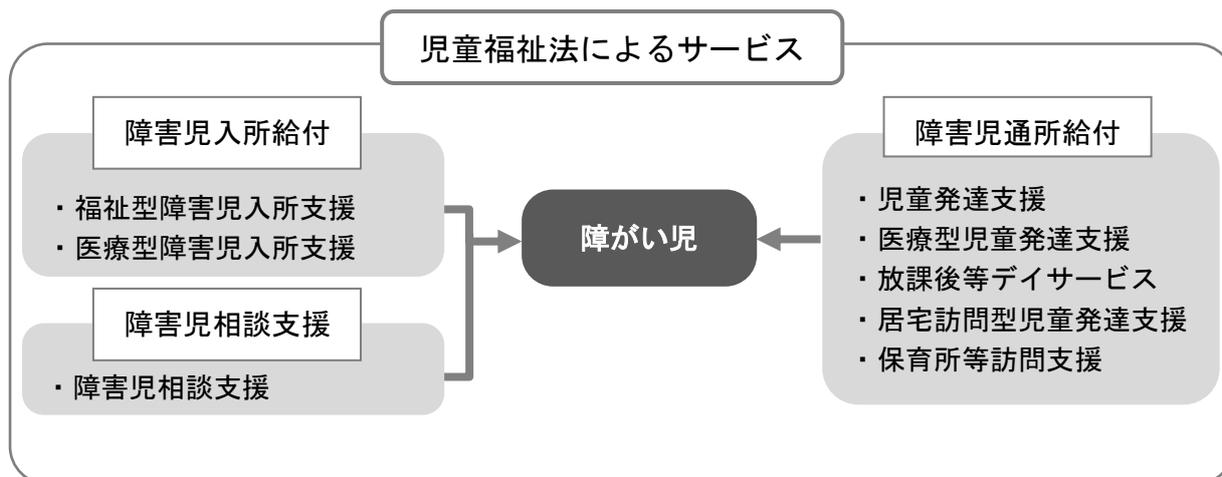
目標実現に向けた取組

障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討に当たっては、市障がい者地域支援協議会の場を活用して協議を進めます。

2 障がい福祉サービスの体系





3 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み

(1) 訪問系サービス

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人/月	108	111	114	117	120	123
	時間/月	1,617	1,637	1,737	1,782	1,827	1,872
重度訪問介護	人/月	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0	0	0	4	4	4
同行援護	人/月	9	11	10	11	12	13
	時間/月	247	125	108	118	128	138
行動援護	人/月	4	4	3	4	5	6
	時間/月	71	73	37	42	47	52
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0	0	0	4	4	4

※令和2年度のみ見込み値

② 見込量確保の方策

- サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	282	277	299	310	320	330
	人日/月	5,316	5,207	5,568	5,800	6,000	6,200
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	0	0	1	1	1
	人日/月	19	0	0	15	15	15
自立訓練 (生活訓練)	人/月	21	23	19	19	19	19
	人日/月	349	309	208	210	210	210
就労移行支援	人/月	33	33	40	43	46	49
	人日/月	539	500	592	637	682	727
就労継続支援 (A型)	人/月	190	196	210	218	226	234
	人日/月	3,764	3,965	4,229	4,390	4,550	4,710
就労継続支援 (B型)	人/月	141	158	194	202	210	218
	人日/月	2,478	2,855	3,378	3,514	3,650	3,786
就労定着支援	人/月	3	12	20	25	30	35
療養介護	人/月	10	12	13	13	13	14
福祉型短期入所	人/月	35	28	30	32	34	36
	人日/月	176	172	174	186	198	210
医療型短期入所	人/月	7	8	11	14	17	20
	人日/月	36	23	46	58	70	82

※令和2年度のみ見込み値

② 見込量確保の方策

- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービスの充実を図ります。
- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障がい者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、生活介護施設等の整備に努めます。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 医療的ケアを要する人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実を図ります。

(3) 居住系サービス

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人分/月	92	99	125	135	145	155
施設入所支援	人分/月	145	143	146	145	144	143
自立生活援助	人分/月	0	0	0	0	0	0

※令和2年度のみ見込み値

② 見込量確保の方策

- 障がい者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。特に、グループホームについては、地域生活への移行を推進していく上で不足が指摘されていることから、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進していきます。
- グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。
- 障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/年	189	206	224	236	248	260
地域移行支援	人/年	1	0	0	1	2	3
地域定着支援	人/年	0	0	0	1	2	3

※令和2年度のみ見込み値

② 見込量確保の方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。
- 地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行います。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

※今期の計画には精神病床における長期入院患者の地域移行に伴うサービスは見込んでおりません。

4 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	有	有	有	有	有	有

※令和2年度のみ見込み値

② 見込量確保の方策

- 障がい者週間にあわせたイベント開催等による理解促進に向けた取組みを行い、こころのバリアフリーを推進します。

(2) 自発的活動支援事業

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施	有	有	有	有	有	有

※令和2年度のみ見込み値

② 見込量確保の方策

- 自主グループの活動を支援し、障がい者の生きがいづくりを促進するとともに、活動の活性化に努めます。

(3) 相談支援事業

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	箇所	8	7	9	10	10	11
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施	無	無	無	無	無	無

※令和2年度のみ見込み値

② 見込量確保の方策

- 障がいのある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを運営し、地域の相談支援体制の強化や人材育成を行います。
- 基幹相談支援センター等機能強化事業を実施します。また、住宅入居等支援事業については、関係課と調整・検討を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	3	3	4	5	6
成年後見制度法人後見支援事業	実施	無	無	無	無	無	無

※令和2年度のみ見込み値

② 見込量確保の方策

- 障がい者本人や家族等からの成年後見に関する相談に応じて、必要な情報や助言を提供するために令和元年度に設置された「市成年後見支援センター」と連携して、当事業の周知に努めます。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見の実施を予定する法人が現れた場合、事業の実施を検討します。

(5) 意思疎通支援事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/月	16	21	16	18	20	22
手話通訳者設置事業	人/月	1	1	1	1	1	1

※令和2年度のみ見込み値

② 見込量確保の方策

- 障がい者団体及びボランティア団体との連携により、地域における手話通訳者や要約筆記者の育成と確保に努め、サービスの提供体制を整えます。

(6) 日常生活用具給付等事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	12	15	12	13	14	15
自立生活支援用具	件/年	27	17	21	23	25	27
在宅療養等支援用具	件/年	39	32	41	42	43	44
情報・意思疎通支援用具	件/年	24	23	24	24	25	26
排泄管理支援用具	件/年	3,574	3,816	3,868	4,024	4,186	4,355
居宅生活動作補助用具	件/年	5	7	3	7	7	7

※令和2年度のみ見込み値

② 見込量確保の方策

- 日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	年間実人数	16	5	10	16	16	16

※令和2年度のみ見込み値

② 見込量確保の方策

- 手話奉仕員養成講座の開催やボランティア団体の活動を支援するなど、必要な人材の育成・確保に努めます

(8) 移動支援事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人/月	54	33	50	52	53	54
	時間/月	386	198	360	374	380	386

※令和2年度のみ見込み値

② 見込量確保の方策

- 利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。
- 移動支援事業への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります。



(9) 地域活動支援センター事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所/年	10	10	9	9	10	10
	人/月	164	131	154	160	165	170

※令和2年度のみ見込み値

② 見込量確保の方策

- 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るため、障がい特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実に努めます。

(10) その他の事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人/月	21	23	23	24	25	26
	日/月	152	131	196	204	212	220
日中一時支援事業	人/月	160	145	166	169	172	175
	時間/月	6,582	8,407	5,964	6,072	6,180	6,288

※令和2年度のみ見込み値

② 見込量確保の方策

- 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実績等を勘案し、適切な事業者等を選定しつつ、事業を必要とする人へのサービス提供体制の充実に努めます。

5 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	179	175	191	201	211	221
	人日	845	828	1,071	1,131	1,191	1,251
医療型児童発達支援	人	20	17	22	23	24	25
	人日	164	125	206	216	226	236
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	2	2	2
保育所等訪問支援	人	7	2	16	19	22	25
	人日	16	4	37	46	55	64
放課後等デイサービス	人	193	198	305	330	355	380
	人日	2,440	2,380	2,635	2,885	3,135	3,385
障害児相談支援	人	80	90	107	112	117	122

※令和2年度のみ見込み値

② 見込量確保の方策

- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。



第 6 章

計画の推進

|| 1 計画の推進体制

本計画に掲げる目標の実現、サービス基盤の確保のため、各事業を全庁的な取り組みとしてとらえ、福祉部門と他の部門との連携をより深めながら、それぞれの担当部局が障がい者施策を推進します。

また、障がいのある人もない人も共生できる社会の実現に向けて、本計画書をホームページで公表するなど、広く市民に周知します。

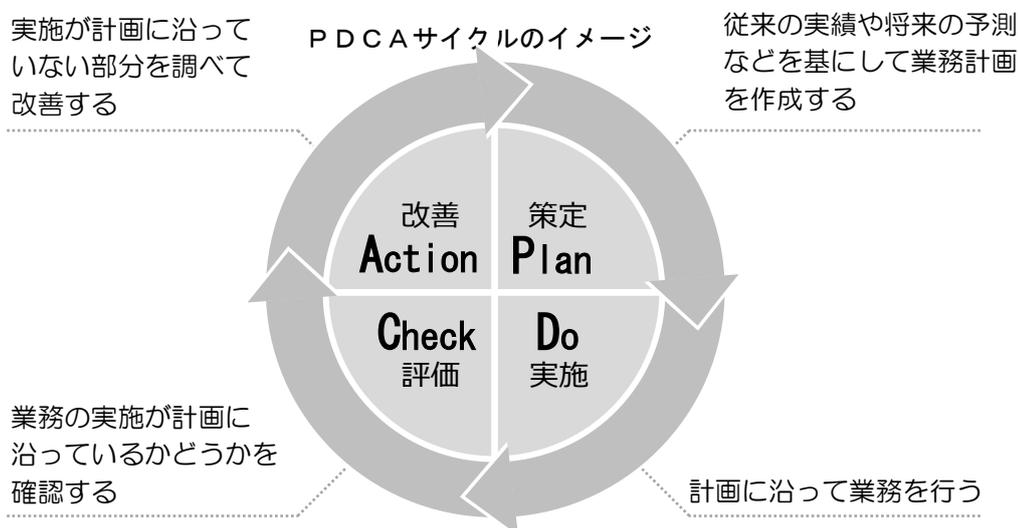
さらに、障がいがある人の地域生活への支援や就労支援を着実に推進するため、障がい福祉サービス事業者、関係機関、地域及び障がい者団体等との連携を強め、地域における障がい福祉に関するネットワークの構築に一層努めます。

事業実施においては、関係機関との連携を深め、国、県、市の適切な役割分担をしながら施策を推進します。

|| 2 計画の進捗管理

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で、取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

そのため、定期的に障がい福祉サービス等の各事業の進捗状況や目標達成状況について、毎年その実績を把握し、分析評価を行い、その結果を公表します。市民や関係者の理解と協力を得ながら、各事業の着実な進行管理に努めます。





参考資料

1 計画の策定経過

日付	名称	内容
令和元年9月26日	令和元年度 第1回各務原市障害者 施策推進協議会	(1) 第5次障がい者計画等について
令和元年11月15日～ 12月6日	各務原市 福祉に関するアンケート 調査実施	郵送による配布・回収 配布数：2,000通 有効回答数：936通 有効回答率：46.8%
令和2年7月30日	令和2年度 第1回各務原市障害者 施策推進協議会	(1) 計画の概要について (2) 課題の整理及び次期計画の体系 等について
令和2年11月5日	第2回各務原市障害者 施策推進協議会	(1) 障がい者計画の施策内容等につ いて (2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計 画について
令和2年12月24日	第3回各務原市障害者 施策推進協議会	(1) 第5次障がい者計画等について ・変更箇所について ・表紙の選定
令和3年1月22日～ 2月12日	パブリックコメントの 実施	「各務原市障がい者スマイルプラン」 (案) について意見募集
令和3年2月25日	第4回各務原市障害者 施策推進協議会	(1) 概要版について (2) 市長答申

2 各務原市第5次障がい者計画等策定委員会設置要綱

(令和元年7月1日決裁)

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画(次条第1号において「計画」と総称する。)を一体的に策定するため、各務原市第5次障がい者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者団体の役員等
- (3) 障がい者福祉に関する事業又は活動に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和3年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

3 各務原市第5次障がい者計画等策定委員会委員名簿

構成区分	団体名等	役職名等	氏名
学識経験者	東海学院大学	健康福祉学部 総合福祉学科教授	柴 崎 建
	中部学院大学	教育学部長	宮本 正一
障がい者団体(代表)の役員等	各務原市障害者団体連合会	会長	杉山 正明
	各務原市身体障害者福祉協会	会長	藤井 國雄
	各務原市視覚障害者協会	会長	溝口 廣美
	各務原市聴覚障害者協会	副会長	横山 節男
	各務原市腎友会	会長	★猪股 公平
	岐阜県難病団体連絡協議会各務原支部	支部長	足立 時男
	各務原市手をつなぐ育成会	副会長	★金森 依子
	各務原市たんぽぽの会	会長	井上 俊子
障がい者福祉に関する事業又は活動に従事する者	各務原市身体障害者相談員協議会	代表	森 節子
	各務原市知的障害者相談員協議会	会長	大谷 弘
	各務原市民生委員児童委員協議会	副会長	☆橋本 光宗
	各務原特別支援学校	校長	安田 ゆかり
	各務原市社会福祉協議会	常務理事	寺嶋 健司
	各務原市社会福祉事業団	常務理事	清水 恵子
その他市長が必要と認める者	各務原市医師会	会長	八木澤 芳生
	各務原市地域福祉推進市民会議	委員	北野 賢治
	各務原市自治会連合会	副会長	★末松 誠榮
	各務原市健康福祉部	部長	鷲主 英二

【委嘱期間】 障害者施策推進協議会委員：令和2年4月1日～令和4年3月31日

第5次障がい者計画等策定委員会委員：令和元年9月1日～令和3年3月31日

令和元年12月1日～令和3年3月31日（☆印の方）

令和2年4月1日～令和3年3月31日（★印の方）



4 用語解説

【あ行】

一般就労

障がいのある人が、一般企業へ就職、在宅就労、自ら起業すること。

意思疎通支援事業

聴覚障がいのある人への手話通訳や要約筆記、盲ろう者への触手話や指点字、視覚障がいのある人への代読や代筆、知的障がいのある人や発達障がいのある人とのコミュニケーション、重度の身体障がいがある人に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達など、多様なコミュニケーション手段を支援する事業。

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人の地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行う事業。

医療型児童発達支援

肢体不自由で理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な未就学の障がい児に対し、基本的な生活習慣等を身につける為の支援。

インクルーシブ

地域の中において障がいの有無に関わらず全ての人を包み込んで、皆が社会の一員として共に生活すること。

【か行】

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。市町村または当該業務の実施の委託を受けたものが設置できる。

共生社会

性別、年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もがみな、安心して共に生きていくことができる社会のこと。

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス。

居宅介護

障がいのある人が、居宅において、入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事並びに生活などに関する相談、助言、その他の生活全般にわたる援助を受けるサービス。

計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するすべての人を対象に、支給決定前または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービス。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症高齢者、障がいのある人のニーズ表明を支援し代弁すること。

公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省が運営する、就職支援・雇用促進のための行政機関。障がい者雇用に向けては、「障害者試行雇用（トライアル雇用）」「職場適応援助者（ジョブコーチ）」による支援、職場適応訓練、障がいのある人の様態に応じた様々な委託訓練及び助成金を行っている。

行動援護

自己判断力が制限されている人（重度の知的障がいのある人または重度の精神障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊などの行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護のこと。移動の場合も利用できる。

合理的配慮

障がいのある人が他の者と同じようにすべての人権及び基本的自由を享有、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整。たとえば、障がいのある子どもに小・中学校等で教育を行う場合に、バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を踏まえ障がいの状態に応じて施設整備することや、手話、デジタル教材等のコミュニケーション手段を確保するなど。

【さ行】

サービス等利用計画

障がいのある人が障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情を考慮し、利用するサービスの種類及び内容、これを担当する人などを定める計画のこと。介護保険のケアプラン（介護サービス計画）と同様のものである。

施設入所支援

主として夜間、施設に入所する障がいのある人に対して入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービス。

児童発達支援

療育が必要と認められた未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活の適応訓練などを行う事業。

児童発達支援センター

地域の障がいのある未就学の障がい児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

社会的障壁

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で障壁（バリア）となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

重度障害者等包括支援

常に介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要性が高い人に対して、居宅介護など、複数のサービスを包括的に行うサービス。

重度訪問介護

重度の肢体不自由のため常に介護を必要とする人が、居宅において、長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービス。

情報のバリアフリー

障がいのある人の円滑な情報の取得・利用や、他人への意思表示、災害時の情報の迅速な伝達を図ること。

就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する障がいのある人に対して就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を一定期間行うサービス。

就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援には、A型とB型の2種類がある。

・就労継続支援（A型）

一般企業などに雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労のための知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスで、雇用契約に基づいて一般雇用に近い形態のもの。

・就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスで、従来の福祉的就労に近い形態のもの。

就労支援コーディネーター

ハローワークでの就労相談の前に、身近な市での相談に応じ、就労への手続き、事業所との連絡のとり方、通勤の方法、職場での悩みなど、障がい者に寄り添い、継続しながら、支援調整の役割を担うことを目的としている支援員。各務原市が平成23年4月から市に設置。

宿泊型生活訓練

世話人の援助を受けながら寝泊りし、家事訓練など共同して生活するのに必要な訓練を行い、地域社会で自立した生活を送ることができるよう支援するサービス。

手話通訳者

手話を用いて、聴覚に障がいのある人と傾聴者のコミュニケーションの仲立ちをし、聴覚に障がいのある人の社会参加を支援する人のこと。国家資格に準ずる手話通訳士、都道府県が認定した手話通訳者があり、市町村に登録して活動している。手話通訳者の設置・派遣は、地域生活支援事業の意思疎通支援事業に位置付けられている。

手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある方との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う事業。

ジョブコーチ

障がいのある人、事業主及びその家族に対して、障がいのある人の職場適応に関するきめ細やかな支援を実施することにより、職場適応を図り、雇用の促進及び職業の安定に資することを目的とする専門員。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスで、従来の福祉的就労に近い形態のもの。

自発的活動支援事業

障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業。

自立支援医療

障がいのある児童のための「育成医療」、身体に障がいのある人のための「更生医療」及び精神に障がいのある人のための「精神通院医療」の総称。自立支援医療は、障害者総合支援法の自立支援給付に位置付けられている。

宿泊型生活訓練

世話人の援助を受けながら寝泊りし、家事訓練など共同して生活するのに必要な訓練を行い、地域社会で自立した生活を送ることができるよう支援するサービス。

手話通訳者

手話を用いて、聴覚に障がいのある人と傾聴者のコミュニケーションの仲立ちをし、聴覚に障がいのある人の社会参加を支援する人のこと。国家資格に準ずる手話通訳士、都道府県が認定した手話通訳者があり、市町村に登録して活動している。手話通訳者の設置・派遣は、地域生活支援事業の意思疎通支援事業に位置付けられている。

障害支援区分

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの必要度を表す6段階の区分であり、市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つ。障害者総合支援法により、障がいの特性に配慮した区分の判定が実施されるように認定調査方法等が見直された。

障害者基本法

平成23年8月改正。障がい者施策に関する基本的理念（全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し共に生きる共生社会の実現）とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

障害者虐待防止法

平成23年6月成立、平成24年10月施行。障がい者虐待を発見した場合の通報の義務化や、市町村障害者虐待防止センターの設置などにより障がいのある人への虐待を防止し、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的としている。

障害者権利条約

平成18年12月13日に国連総会で採択された条約。日本は、平成26年1月20日に締結。障がいによるあらゆる差別を禁止し、障がい者の雇用、教育、保健・医療、法的権利上の格差を埋め、保護される障がい者から権利の主体へと地位の転換を図っている。スローガンは「Nothing about us without us」（私たち抜きに私たちのことを決めるな）である。

障害者差別解消法

平成25年6月制定。施行は一部の附則を除き平成28年4月1日。国連の「障害者権利条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消の推進と社会的障壁の除去に対する合理的配慮を求めた法律。

障害者優先調達推進法

平成24年6月27日に公布、平成25年4月1日施行。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることを目的とした法律。

障害児相談支援

障がいのある子どもが利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画（障害児支援利用計画）の作成を行うこと。作成は都道府県知事が指定した指定障害児通所支援事業者が行う。

障害者週間

12月3日から9日まで。「障害者基本法」において、国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために定められている。

障害者自立支援協議会

ニーズに応じたサービスの調整や社会資源の改善及び開発を、関係機関のネットワークを通して行う相談事業の中核的役割をなす機関。各務原市は、平成25年4月、障害者総合支援法の施行に合わせ、それまでの「障害者自立支援協議会」を「障がい者地域支援協議会」に名称変更し、個別支援会議、各種の専門部会と全体会で構成されている。

障害者自立支援法

平成18年4月に施行。身体、知的、精神といった障がいの種類ごとに分かれていた福祉サービスを一元化するとともに、障がいのある人がその特性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する法律。平成25年4月に「障害者総合支援法」に名称と内容変更した。

障害者総合支援法

平成25年4月1日施行。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。

障がい者マーク

さまざまな障がいについて地域住民が理解するために、一目で分かる障がいに関するマークのこと。障がいのある人が利用できる施設であることを示した「車いすマーク」や視覚障がいのある人のバリアフリーに考慮されたマーク等の国際的シンボルマーク、聞こえが不自由なことを表す「耳マーク」、肢体不自由の人が運転していることを表すクローバーの「身体障害者標識」や聴覚障がいのある人が運転していることを表す「聴覚障害者標識」などの国内マークがある。最近では、「介護マーク」、視覚障がいのある人が周囲に助けを求める「SOSシグナル」などがある。

身体障害者相談員

身体に障がいのある人の相談に応じ、身体に障がいのある人の日常生活と社会生活のために必要な支援を行う人で、市町村が委嘱する。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法第15条に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分される。種別として、肢体不自由、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害、肝臓機能の障害がある。

生活介護

日中、常に介護を必要とする障がいのある人に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分される。

精神疾患

ストレスなどによる脳や心の機能的・器質的障がいによって引き起こされる疾患で、統合失調症や躁うつ病、パニック障がい、適応障がいなど様々な疾患を含む。精神疾患の患者の増加を受け、平成23年7月に重点対策が必要とされる「4大疾病」に新たに精神疾患を加え、5大疾病とすることが厚生労働省によって定められた。

成年後見制度

知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、主として意思能力が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。法人・複数成年後見人などによる成年後見事務の遂行、選任の考慮事情の明文化や本人の身上に配慮すべき義務、法人成年後見監督人の選任、保佐監督人、補助監督人などについて規定されている。

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う事業。

成年後見制度利用支援事業

障がいのために判断能力が不十分である人が、障がい福祉サービスの利用契約の締結などを適切に行えるよう、成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行う事業。

相談支援事業

相談支援事業は、以下の3種類のサービスを提供している。

- ・ 障害者相談支援事業

地域の障がいのある人の福祉に関する問題に対し、障がいのある人やその保護者、または介助する人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う事業。

- ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する事業。

- ・ 住宅入居等支援事業

一般住宅への入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などにかかる支援を行うとともに、家主への相談・助言などを通じて障がいのある人の地域生活を支援する事業。

【た行】

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービス。

地域移行支援

障害者支援施設などに入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行うサービス。

地域定着支援

居宅において単身などの状況で生活する障がいのある人について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与するサービス。

地域生活支援拠点

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点。

知的障害者相談員

知的障がいのある人またはその保護者等の相談に応じ、知的障がいのある人の日常生活と社会生活のために必要な支援を行う人で、市町村が委嘱する。

デイケア

高齢者や精神障がいのある人を対象に、昼間にレクリエーションなどの活動を通して、人と接することによって社会復帰などを目標としている。本計画では、精神障がいのある人の場合を指し、精神科がある医療機関で実施している。

特別支援学級

障がいの程度が比較的軽い児童・生徒を対象に、小・中学校に障がい種別（知的障がいや情緒障がいなど）に置かれる少人数の学級。

特別支援学校

障がいの程度が比較的重い児童・生徒を対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行う。

同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人の、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事など介護その他の必要な援助を適切かつ効果的に行うサービス。

特別支援教育

これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症も含めた障がいのある児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

【な行】

難病

原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などのうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、金銭や書類等の管理を手伝う事業。

日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人の日常生活の便宜を図るための用具。日常生活用具は、次の6種類に大別される。

・介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マットその他の障がいのある人の身体介護を支援する用具並びに障がいのある児童が訓練に用いるいすなどのうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

・自立生活支援用具

入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

・在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がいのある人の在宅療養などを支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

・情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通などを支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

・排せつ管理支援用具

ストマ用装具その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

・居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障がいのある人の居宅生活動作などを円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

日中一時支援事業

障がいのある人が日中活動する場を設け、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業。

ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

【は行】

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義される。

バリアフリー

生活環境において、高齢者や障がいのある人が普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）を取り除くこと。障壁（バリア）としては、公共施設や道路等における物理的バリア、必要な情報が取得できない、意思疎通が図れないなどの情報のバリア、差別・偏見等の心のバリアがある。

避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊婦など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの、災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々のこと。

福祉教育

行政機関などが住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すための講習、広報による啓発活動などの手段により行う教育。近年の家族機能の低下や地域の連帯の希薄化など、社会状況の変化に伴い、小・中学校などにおける福祉教育の役割も大きくなっている。

福祉的就労

一般企業などでの就労が困難な障がいのある人が、就労継続支援事業所などで職業訓練を受けながら作業を行うこと。

プロフィールブック

障がい児の障がいの状態、支援方法などの情報を、保育所、幼稚園、学校とサービス間で共有するためのツールとしての記録ノートで、支援が円滑に行えるためのもの。障がい児、または家族が持つ。市障がい者地域支援協議会の「子ども部会」にて平成25年度から作成し、現在も内容や活用の検討を行っている。

ヘルプカード

障がいのある人や難病をかかえた人が、外出時や緊急時、災害時などに周囲に助けを求めるために携帯するカードのこと。各務原市が平成26年7月1日に作成。緊急連絡先や医療機関、服薬状況等を記入してある。

放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童が、放課後や夏休みなどの長期休業中において、生活能力向上のための訓練を行い、社会との交流の促進を図るなど、障がいのある児童の放課後などの居場所を提供する事業。

保育所等訪問支援

保育所などを現在利用中の障がいのある児童、または今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所などにおける集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導などの支援を行う事業。

【や行】

ユニバーサルデザイン

高齢者や障がいのある人のみならず、可能な限りすべての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすること。

要約筆記奉仕員

難聴や聴覚障がいのある人で手話がわからない人のために要約筆記を行う通訳者。要約筆記奉仕員の派遣は、地域生活支援事業の意思疎通支援事業に位置付けられている。

【ら行】

理解促進研修・啓発事業

障害のある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業。

療育

障がいのある子どもが、機能を高め、社会的に自立した生活を送れるようにするための医療と保育。

療養介護

医療と常時の介護を必要とする障がいのある人に対して医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービス。

療育手帳

岐阜県療育手帳に関する規則に基づき交付される手帳であり、知的障がいの程度によってA1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分される

表紙の絵

制作者 山本 豊和 さん
1979 年生まれ 各務原市在住

一見表情のない動物や植物などのモチーフを「奥へと重ねる」と表現したくなるような独特の描き方をしています。クーピーや色鉛筆で塗り込められ、紙は波打っています。そして、圧倒的な量も魅力ですが、じっと見つめると、表情のない動物や植物が表情を伴い、私のストーリーをつくり始める、何とも穏やかな作品群です。

2014 年 「岐阜県障害者ふれあい福祉フェア」出品 県知事賞受賞
2015 年 全国手をつなく育成会情報・交流誌「手をつなぐ」1月号表紙掲載
2018 年 ぎふ清流文化プラザ館内展示、催し物案内表紙掲載(10月～12月)

各務原市障がい者スマイルプラン

〔 各務原市第5次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 〕

令和3年3月 発行：各務原市 健康福祉部社会福祉課
〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
TEL：058-383-1126